
歴 1

松岡靜雄著

紀記論究
神代篇

出雲傳說

東京
株式會社
同文館

目次

凡例

一、本論究に關し私の執つた態度及方法は第一卷及第二卷の序說に詳述した通りである。從つて在來の註釋書に拘泥する必要はないのであるが、誤釋中或る程度まで通說となつて居るものは、世の惑を解く爲に之を辯駁した。

二、日本紀及古事記を併稱する場合には略して記紀といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

三、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判明することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔

を讀下しをつけた。

四、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

五、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各々多少の相違があり、同一書に於ても必しも常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ（迦具土、軻遇突智）、スサノヲ（須佐之男、素戔嗚）ワニ（和邇、和珥）の如く、片假名を以て表示することにした。

六、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀（紀）　　古事記（記）

先代舊事本紀（舊事紀）又は（舊）　　古語拾遺（拾）

諸國風土記（風）　　延喜式（式）

釋日本紀（釋紀）　　同書所引私記（私記）

日本書紀口訣（口訣）　日本書紀通證（通證）

日本書紀通釋（通釋）　塋華山陵（山陵）

稜威道別（道別）　古事記傳（記傳）

七、卷末に紀記の關係原文を抄錄して參照に便にし、且記事の索引を添へた。

紀記論究 神代篇卷之四

出雲傳説

序説

出雲傳説と大和傳説——キ(木)族の分布と傳説の傳播——融合と吸收——スサノヲの命と出雲傳説——出雲傳説の性質

高天原乃至日向國起原の口碑で大和に於て發達したもの、若くは大和に於て發生した傳説の外に、出雲族間にも全然別系の傳説が存したことは既に第三卷に於て述べた通りである。諸氏族同一系説を高調した紀記の傳説(第三卷第六章參照)を

文面のまゝ受け入れんとする人々には、此差別は奇怪と思はれるかも知れぬが、我日本民族が若干數の種族から混成せられたものであることは、傳說によるも、史實に徵しても、はた言語學上から考へても疑を容れぬ所であるから、融合以前に於ては各種族別系の傳說を有したと推定しても決して不當ではあるまい。異族の傳說は歲月の間におのづから消滅し、若くは大和傳說に融合又は吸收せられたのであるが、キ(木)族——此種族については既に第一卷八四、一八二頁及第三卷一八九頁に論じた——のみは比較的後世まで出雲國に確乎たる地步をしめ、民族的に集結して居たので、文字が輸入せられ、記錄が可能になつた頃までも傳承を失ふことなく、多少の訛誤改廢は免かれなかつたであらうが、とにもかくにも之を保存し得たのである。

大和傳說に吸收せられた爾餘の種族の傳承は、今日の學問では尙之を檢出することが困難である。第一卷原始神の章下に述べたやうに、ウマシアシカビヒコヂ

の神が南方種族の創世説の一片で、恐らくは海人種族によつて將來せられたものであらうと想像せられる等(第八九頁)、多少の痕跡の認められるものがあり、其外所謂傳播性により、我民族の構成には無關係なる種族若くは遠方の國土の傳説が混入したこともあらうが、確證のあるものは少い。之に反し出雲傳説はキ(木)族の分布によつて、夙に近畿附近及西部地方に傳播せられたと信ずべき論據が存する。此種族は天孫氏に先つて此國土に來住したもので、出雲族並に賀茂氏族及宗像氏族も之に屬し、其名を負うた國郡鄕は極めて多い。例へばキの國(紀伊)、キの郡(山城國紀伊郡及肥前國基肄郡)はいふ迄もなく、アキ(安藝)、イキ(壹岐)、オキ(隱岐)、ハハキ(伯耆)、サヌキ(讃岐)、ハクキ(波久岐)の如き國名はいづれも此族名に、區別稱としてア、イ、オ、ハハ、サヌ、ハク等を冠したもので、其外タキ(丹後國多岐郡等)、トキ(美濃國土岐郡等)、ヒキ又はヘキ(薩摩國日置郡等)、――字によつてヒオキと稱へる處もある――の如き地名もある。ここに大和附近

に於てはアキ(秋、阿騎)、シキ(師木、磯城、志貴)、カツラキ(葛木、葛城)、サヌキ(散吉)、ヤキ(八木)、ナキ(名木、那耆)、ミキ(御木)、ニシキ(丹敷)等、キを以て呼稱せられる鄕土が多く、シキ、カツラギは氏族名にも用ひられ、紀國にはスサノヲの命の子五十猛命及大屋津姫、枛津姫命が移住したといふ傳說があるから(紀一書)、大和奠都以前に於て既にキ(木)族が占住して居たことは疑を容れる餘地がない。從つて其種族の傳說も亦夙に此地方に傳播せられて居たものと推定することが出來る。

高天原族の來住後、大和に於ては兩者の傳說が融合して、私のいふ大和傳說が發達したのであるが、之に吸收せられなかつた出雲分子が自然消滅に歸したことは勿論である。吸收の樣式は極めて區々で、或は原傳說の面影をも止めぬほど微細に崩解した片々が攙入して高天原乃至高千穗傳說を改修する資料となつたものもあり、或は換骨奪胎せられて大和傳說化し、或はほゞ原形のまゝ縫ひ合はせら

れたものがある。前三卷に於てもなし得る限り分析して、出雲分子を檢出したつもりであるから、烱眼なる讀者は既に看破せられたことゝ信ずるが、尚本卷から讀み始められる人士の爲に、左に二三の例證をあげる。

(一) 神ムスビの神は本來キ(木)族、就中カモ(賀茂)とよばれた系統の族祖神であるが、民族融合を期する爲に、高天原の原始神中に加へられたものゝやうである(第一卷八五、八六頁)。

(二) 保食(ウケモチ)神々話は、出雲起原と推定すべき農產物發生傳說を換骨奪胎したもので、保食神を大氣津比賣に、月夜見尊をスサノヲの命に、天照大御神を神ムスビの神に代へると、殆ど原傳說に還元せられるのである(第一卷二五九頁)。

(三) ヨミ傳說は諾冊二尊に託して說かれて居るが、之に代へるに他の男女神を以てしても、話の筋には少しも影響を及ぼさぬのみならず、高天原族の觀念によれば、靈魂は肉體を離れた後、本鄉なる高天原に復歸するものとせられ

たのであるから、天降神なるイザナミの命が死後ヨミの國に赴いたといふことは理に合はぬ。且又此傳說中に女神の墳墓を伯伎國と出雲國との堺なる比婆之山にありとし、黃泉比良坂は今の出雲國伊賦夜坂なりといひ、出雲風土記にも出雲郡腦磯の窟は黃泉坂又は黃泉之穴と號すとあるから、出雲族間に信ぜられた靈界傳說が諾冊二尊の事蹟に縫ひ合はせられたものとせねばならぬ(第二卷八一頁)。

第二卷及第三卷に於て述べたスサノヲの命の事蹟も亦出雲傳說から出たものと推定せられることは、各其章下に論じた通りである。出雲の國家創始者なる此神の經歷が、出雲族間に語り傳へられたのは當然のことで、其地方以外に於て活躍したことがあつたとすれば、他の種族の口碑に殘されたことも勿論あり得たらうが、自族、就中後裔間に於けるが如く忠實に傳誦せられたとは考へられぬことで、長い歲月の間にはおのづから忘却せられるのが人情の常である。例へば天孫中に

も皇統以外に旁系の氏族は相當に多かつた筈であるが、傳說に殘つたのは極めて少數で、しかも其事蹟は殆ど傳へられて居らぬのである。其故に比較的詳密なるスサノヲの命の傳奇は、出雲族間に語り繼がれたものと見るの外はなく、其が諾冊二尊傳說にも、高天原傳說にもあらはれて居るのは、上記(三二)の例と同樣に、縫合によるものであらねばならぬ。但し此場合は主として民族統一の目的の爲に利用せられたので、此神と天照大御神とを同一系と說かんが爲に、三貴子出生の一段が案出せられ、順序を顚倒して、啼イサチ及昇天の次に八岐大蛇斬を擧げたものと思はれる。されば原傳說は恐らくは出雲出現から始まり、中國を席捲してイザナギの命の建設した國家を覆し、其餘威を以て高天原に進出したものとせられ、終に失脚して本鄉なる根國即ち韓國に退去したと說かれて居たのであらう。

此推定を立證するに足るものは、スサノヲといふ名號の所由で、從來スサをススム(進)又はスサビ(荒)の意とし、天資勇敢なるにより、若くは勝サビしたこと

により名を負うたものと說かれて居るが、ススミ(進)の語根スミには、――スミヤカ(速)といふ語を派成したが――毫も勇敢の義はなく、スサビはス(爲)とサビ(然振舞)との結合語で、ビに擧動又は行爲の意があるのであるから、之を略することは出來ず、スサだけでは意をなさぬ。スサビに荒の字をあてるのは荒淫又は荒廢の義によるもので、荒々しいといふことではないから、アラブル神をスサブル神といひかへることは出來ず、勿論勝サビの意にもならぬ。上古の神名人名は尊號と通稱との二種があり、天照大御神、天忍穗耳尊、彥火火出見尊等は前者に屬するが、通稱には概して地名に若干の敬語をそへたものを用ひることを例とし、イザナギの命(第二卷三一頁)、神ヤマト・イハレ彥尊、神ヌナカハ耳尊の如く稱へたのであるから、スサノヲの命も亦出雲國の須佐といふ地名を負うたものと解すべきである。須佐は飯石郡の舊地で(風)、奇稻田姫の父母を簀狹之八箇耳といふとあるから(紀一書)、其地の人であつたことは疑なく、之と婚姻を結んだスサノヲの

命は少くとも一時此地に滯在した筈で、風土記には神須佐能袁命詔、此國者雖二小國一國處在、故我御名者非レ著二木石一詔而、……大須佐田小須佐田定給、故云二須佐一とあるけれども、其は本末顚倒で、同書中他にも例のある通り、地名を以て神號としたものとせねばならぬ。此神の尊號は出雲國造神賀詞によれば、熊野大神櫛御氣野命であるが、出雲來着以前には何と呼ばれたか判明せぬ。之を要するに此國土に於ては、出雲の須佐から崛起したことの故を以てスサノヲの命とよばれたので、時としては「神」「速」「武」又は「建速」を冠稱とした。

此英雄神は上記のやうに後日高天原系と目せられるやうになり、其事蹟も亦大和傳説に取入れられたのであるが、其後裔及大國主の國家經營に關しては、日本紀は一書曰(六八)として簡略に記述した外、本文及他の五書に於ては全然默殺せられて居る。其は第一卷序説(第一九頁)に論じたやうに、大和朝廷とは直接關係がないと見なされた爲であるが、幸に古事記に其一部分が收錄せられ、風土記にも斷

片的記事があるので、概要を察知することが出來るのである。此部分は明白に出雲傳說であるが、大和傳說と同じく他種族の口碑傳承によつて影響せられたことは勿論あり得べきである。故高木敏雄君は、大國主の遭厄と山幸海幸傳說の類似を說き、稻葉の白莵と和爾との交涉に印度動物說話の面影ありとし、母親の哀訴により、神が動物を使うて死者を復活せしめたといふ話の類型を、フィンランドの國民的叙事詩「カレワラ」に求め、須佐之男命と須勢理毘賣との關係を「巨人の娘に對する一靑年の求婚」といふ世界的標準說話の一形なりといひ、其他野火の難及根國逸脫をマオリ傳說等と比較して居る（日本神話傳說の硏究）。勿論右の傳說又は挿話が盡く外國から輸入せられたものであると斷言して居るのではないが、其傳播性に鑑み、意外の遠方に親緣的關係がないともいへぬと考へたやうである。高木君は和爾を鰐魚と同一物と豫斷して、かゝる動物が日本近海に棲息した筈はないから、白莵の話は勿論、彥火火出見尊が之を乘用とせられたこと、肥前風土

記の世田姫の話、並に出雲風土記に擧げた語臣猪麻呂の復仇談等、すべて和爾に關する傳説を一括して、「日本固有の説話としては理解しがたし」と斥けたが、隱岐出雲のワニが鮫の一種名なることは後記の通りで(第一一八頁)、彦火火出見尊が渡海の用に供せられたワニは、舟を意味する南方語であるから(第六卷に詳述する)鰐魚の故を以て外來談なりとするのは早計である。さりながら大國主神が呉公を咋ひ破つたやうに見せかける爲に、牟久木實と赤土とを咬んで赤い唾を吐いたといふ話は(第一三九頁)、今も南方諸島民間に廣く行はれる檳榔子と石灰とを胡椒の葉に包んで咀嚼する風習を想起せしめるものがある。此口中清涼劑を用ひるものは常に血のやうな唾液を吐き散らすのである。之を要するに出雲傳説、就中大國主神の經歷に關する物語には、高木氏の説の如く挿話的分子が多きを占め、寓意譬喩的叙法が用ひられて居ることは事實で、大和傳説に比し遙に眞實味が乏しく、作物語を讀むやうな感があるのは、此等の傳説が其國家の滅亡後歲月を經て、史

經て神門水海に入り、其水門を介して外海に通じて居たことは、出雲風土記の記事によるも明白である〔出雲郡及神門郡の章下〕。可愛川は江ノ川の謂で、石見の海に注ぐ大河流であるが（今ゴウの河と稱へる）、其川上は安藝と備後との境なる三次町附近に於て四支に分れ、其一卽ち安藝の山縣郡から出るものは、今でも可愛川とよばれて居る。北方の二支は出雲國境の分水嶺から出發し、其一なる門田川は斐伊川と水源を同うするから、舊事紀に簸の河と可愛の河との河上にある鳥上峯としたのは、必しも妄誕ではなく、スサノヲの命が此分水嶺を超えて出雲に進出したといふ一說があつたのかも知れぬ。然るに平田篤胤が鳥上二水考證といふ書を引いて、可愛川を伯太川なりとし、安藝はヤスギと訓み、出雲國意宇郡安來鄕の謂であると說いてから、之に雷同するものが多いが、二水考證の著者は伯耆の日野川と伯太川とを混同して居たやうで、後者はさしたる大河ではないのみならす、ヤスギといふ鄕名を表示するに、殊更にまぎれ易い安藝國の三字を以てした

旨もないから、出雲に牽強せんが爲の僻說といはねばならぬ。

兩說共に河川の流域を以てスサノヲの命の出現地として居るのは、此神が異國から海を渡つて或る河口に到着し、之を遡つて根據地を求めたことを暗示するもので、上代の要津は殆ど河口に限られ、且街道の築設が發達しなかつた當時に於ては、河筋は唯一の交通路であつたから、海外から渡來して內地に侵入せんとするには、必ず之に依らねばならなかつたのである。然るに序說に述べたやうに、スサノヲの命の事蹟は、大和傳說との融合に便にする爲に倒敍せられ、高天原から出雲國に天降したかのやうに說かれたので、平地よりも一段高所に最初の足跡を印したであらうといふ想像から、上記の如き山嶺到着說が生まれたのである。鳥上峯は出雲風土記にも出雲大川(斐伊大河)源自伯耆與出雲二國堺鳥上山流出とあり、斐伊川の上流橫田川の水源地であるが、天降といふ史實はあり得ぬことであり、假に江川を遡り、分水嶺を越えて出雲に出たものとしても、この地を

最初の出現地とするには、川を下つて飯石郡方面に向うたものと見ねばならず、記に

　此時箸其河より流れ下りぬ。是に須佐之男命、人其河上にありと以爲(オモ)ひて、尋ね覓ぎ上り往けば、老夫(オキナ)と老女(オミナ)と二人在りて、童女(ヲトメ)を中に置(ス)ゑて泣けり

とあると抵觸する。箸が流れ出たとあるのは、或は武陵桃源の故事などから思ひついた潤色であつたかも知れぬが、紀(本文)にも時聞㆔川上有㆓啼哭之聲㆒とあるから、下流から上流に向つて進行したものとせねばならず、鳥上山よりも上流があるべき道理がないから、少くとも其下流卽ち西方に於てこの事件に逢着したものとせねばならぬ。或は記に鳥髮の地とあるのは、鳥上山の謂ではなく、其麓の地(今も鳥上村といふ)か、又は別にトリカミのトコロと稱せられた地區が存したのかも知れぬ。トリはタリ(足)に通ずるから、トリカミのトコロは富足な酋長(カミ)の領地といふ意味の普通名詞で、——酋長の意のカミに神の字を用ひることを避けて

「髮」をあてた例は、神武天皇の卷の熊髮（クマ族の酋長）に於ても之を見るのである（社圖篇參照）――足名椎、手名椎の古據地をいふものとも了解せられる。紀一書（四）には高天原から新羅國に降つたが、此地吾不欲居、遂以埴土作舟乘之東渡とあるから、必然水門に舟を寄せたものとせねばならぬのに、尚到出雲國簸川上所在鳥上之峯としたのは甚しい矛盾で、傳誦の間に起つた訛誤とせねばならぬ。

之を要するにスサノヲの命は斐伊川を遡つて、或地點に於て一土豪に遭遇し、其女を娶つたといふのが原傳の本旨で（紀一書二）、別に可愛川を遡航して出雲に進出したといふ一異傳（紀一書三）が存したものと見るべきである。櫛名田比賣を得た經緯については神怪な傳說があり、從來非史實的物語と解したものが多いが、新井白石が看破したやうに（古史通）、若干の事實に基いて傳誦中に次々に潤色を加へたもので、原說は以下に論究するが如く、強敵に攻められて滅亡に瀕して居

た豪族を救援したことが緣故となつて、其女を娶り、其處を根據地としたといふことに過ぎぬやうである。記には之を次の如く敍述して居る。

爾汝等は誰ぞと問ひ賜へば、其老夫答へ言さく、僕は國つ神大山津見神の子なり、僕が名は足名椎といひ、妻が名は手名椎といひ、女の名は櫛名田比賣といふと言す。亦汝が哭く由は何ぞと問へば、我が女は本と八稚女ありき、是に高志の八俣遠呂知年每に來り喫ふ。今其が來べき時故泣くと答へ白す。しからば其形はいかにと問へば、答へ言さく、彼が目は赤加賀智の如く、身一つに八頭八尾あり。亦其身に蘿と檜椙生ひ、其長さ谿八谷、峽八尾に度りて、其腹を見れば悉常に血爛れありと言す。爾速須佐之男命其老夫にのりたまはく、是汝が女ならば吾に奉らむやとのり給ふに、恐けれど御名を覺らずと答へ白す。爾ち吾は天照大御神の伊呂勢なり、故今天より降り坐すと答へたまふ。爾に足名椎手名椎神、然坐せば恐し、奉らむと白す。爾速須佐之男

命乃ち其童女を湯津爪櫛に取成して御美豆良に刺し、其足名椎手名椎に告くらく、汝等八鹽折の酒を釀み、且垣を作り廻ほし、其垣に八の門を作り、門毎に八の佐受岐を結ひ、其佐受岐毎に酒船を置きて、船ごとに其八鹽折の酒を盛りて待てとのる。故告の隨に此く設け備へて待つ時、其八俣遠呂智、信に言ひし如來つ。乃ち船毎に己が頭を垂れ入れて其酒を飲み、こゝに飲み醉ひて留りて伏し寢ぬ。爾ち速須佐之男命その御佩かせる十拳劍を拔きて、其蛇を切り散れば、肥河血に變りて流れぬ。故その中尾を切る時、御刀の刄毀けたれば、怪しと思ひて、御刀の前もち刺し割きて見れば、都牟刈の大刀あり、故此大刀を取り異しき物ぞと思ひて、天照大御神に白しあげき。是は草那藝之大刀なり

紀の本文は之を漢譯したものと見え、ほゞ同一內容であるが、一書(一)には上記の如く此部分を缺き、一書の(二)(三)の傳は之に言及して居るが、其內容に少か

らぬ異同がある。以下私は右の記の文を本とし、諸傳を校覈しながら説明を進めて行くことにする。

國つ神が大山津見神の子と名乘つたとある説は、古事記の外には見えぬが、大山津見神が山住民の首長又は族祖神を意味することは、既に第一卷（二一二頁）にも述べた通りで、記の系譜によれば、宇迦之御魂神の母神大市比賣、布波能母遲久奴須奴神の生母木花知流比賣も亦大山津見神の女とあり、出雲の前住民中に山住と稱するものがあつたと思はれる。此老夫妻の名は色々に傳へられて居るから見易いやうに之を表示する。

〔記〕
（夫）足名椎神。後號稻田宮主須賀之八耳命
（婦）手名椎

〔紀本文〕
（夫）脚摩乳
（婦）手摩乳
後賜號曰稻田宮主神

〔同一書一〕　稲田宮主簀狭之八箇耳

〔同一書二〕（夫）脚摩手摩
　　　　　　（婦）稲田宮主簀狭之八箇耳

〔同一書三〕　脚摩乳手摩乳

紀の用字によれば、アシナヅチ、テナヅチは足撫主、手撫主の意で、稲名田姫を愛撫するといふ意を以て名を負はせたものとも了解せられるが、一書（二）のアシナヅ、テナヅ（脚摩手摩）を正しとすれば、或はアシヌ（葦野）チ（主、靈）、チヌ（茅野）チ（主、靈）の轉呼、即ち葦野の神（首長）、茅野の神（首長）の謂で、アシナツチ、テナツチはチに代へるにツチ（チの疊語）を以てしたのであるかも知れぬ。稲田は其女奇稲田姫が名に負うた地名で、其處のミヤ（御屋）のウシ（大主）といふ意を以て稲田宮主神と稱へ、簀狭及須賀は後記のごとくスサノヲの命の宮居の地なるが故に、隨うて轉住したので之を冠稱とし、敬意を以てヤツ（八）ミミ（御身）と呼ばれ

たのであらう。ヤツは高志の遠呂智を八頭八尾としたやうに、豪雄を意味する比況語として昔の出雲人に常用せられたものと思はれる。八が神秘的意義を有する數であることは第一卷(二二九頁)に述べた通りで、此夫妻の子の數も八稚女とあるのである。

國つ神の悲嘆の因は記及紀(本文)によれば、唯一人殘つた女子を今年も亦大蛇が來て取り喫ふ時が來た爲で、夫婦の中に置ゑて泣くばかりであるといふのであるが、紀一書(二)は少しく趣を異にし、子を產む每に大蛇に呑まれることを例とする女神が、今また分娩期に近づき、凶變を豫想して哀傷して居たとせられて居る。此書に於ては上述の如く、スサノヲの命の到着地を安藝國可愛川上とし、全然別傳と見るべきものであるから、恐らくは原傳說には大蛇退治といふ事件がなかつたのを、後に至り取入れたのであらう。それ故に櫛名田比賣を胎兒としたので、若し婚期に達した少女であつたなら、必然其地で結婚したとせねばならず、

出雲との縁が薄くなるから、後に至り簸川上に移して養育したと改造せねばならなかつたものと思はれる。

來襲者は高志之八俣遠呂智（記）又は八岐大蛇（紀）（紀一書二）（拾）、呑人大蛇（紀一書四）又は單に大蛇とあり（同三）、其形狀は記には上に抄錄したやうに記され、紀には次の如く描寫せられて居る。

（本文）有二大蛇一頭尾各有二八岐一、眼如二赤酸醬一、松栢生二於背上一而蔓二延於八丘八谷之間一

（一書三）彼大蛇每レ頭各有二石松一兩脇有レ山

赤酸醬は此云二阿箇箇鵝知一と訓註せられ、記にも亦赤加賀知者、今ノ酸醬也と註してあるから、赤ホホヅキをいふものと了解せられたことは疑がないが、八丘八谷に亙る大蛇の眼の比况とするには餘りに微物であるから、或は他に同じ稱呼を用ひた品物が存したかも知れぬ。カガが炫耀の意なることは勿論である。

右の如き怪物が曾て此國土に棲息したとは、事實としては考へられぬので、此一段を神怪談と見なすものもあるのであるが、其形容が必しも一致せず、紀一書(二)(四)及古語拾遺が之を默殺して居る所を見ると、傳說の本旨でなく、ヲロチを大蛇と解したるにより出來る限りグロテスクに描寫し、スサノヲの命の勇武を稱揚せんとした傳誦者のさかしらから添加せられたもので、原傳には單にヤマタのヲロチとあつたのであらう。文字から離れて此語義を考察すると、山田のヲロ(丘)の主(チ)の意と了解せられ、記に高志を冠したのは、コシ族又は神門郡古志鄕(風)の人であつたからで、――この鄕名は或は後日與へられたものかとも思はれるが(第二五七頁參照)、遡つて用ひた事も絕無の例ではない――山田といふ地の土豪を意味し、ヲロ卽ち丘邊に居を構へたから、ヲロ主(チ)を通稱としたものと思はれる。奇稻田姬の父は之と宿敵で、屢〻侵害を蒙り、族人の劫掠せられたものが多かつたといふことを、八稚女を喫うた(又は呑んだ)といふ形式を以て表現したので、

其は上代の物語としては敢て奇とするに足らぬことである。

　スサノヲの命が之を聞いて、其儀ならば自分に其少女を與へようといふたとあるのは(記)(紀)、我よく之を救はんといふ意味が含まれて居るものと了解せられるが、紀一書(三)には素戔嗚尊欲レ幸ニ奇稻田媛一而乞レ之、脚摩乳手摩乳對曰、請先殺ニ彼蛇一、然後幸者宜也として、先方から持出された交換條件であるかのやうに說かれて居る。記には又足名椎が恐亦不レ覺ニ御名一といふて躊躇したので、吾は天照大御神之伊呂勢者也、故今自レ天降坐也と名乘つたら、直に承諾したとあるが、他の傳には見えず、事實でないことは勿論、作り話としても甚筋が通らぬ憾がある。スサノヲの命は高天原から追はれて出雲國に天降つたと說かれて居るが、其以前に於ても高天原と出雲との間に交通が存したといふ事を聞かず、此神によつて始めて關係を生じた筈であるのに、國つ神なる足名椎手名椎が、天照大御神の御名を知つて居たといふのは奇怪至極で、萬一既に風聞が達して居たとすれば、スサ

ノヲの命だけを知らなかつたといふ理由はない。案ずるに此は國民的統一が完全に行はれ、原種族の何たるを問はず、天照大御神を至上神と仰ぐやうになつた後の追補で、原説ではなかつたのであらう。

伊呂勢は伊呂妹(イロモ)に對立し、名門の男女に對する稱呼である。イロセ、イロモの外に、イロハ(母)、イロネ(姉又は兄)、イロト(妹又は弟)の如くも用ひられ、イロをイラとも轉呼して、貴族の子女をイラツコ(郎子)、イラツメ(郎女)といふた。セは長幼に拘はらず男性を意味し、天照大御神もスサノヲの命に對し、我那勢命といはれたとあるから(第三卷一七、七八頁)、スサノヲの命自身が大御神のイロセであると名乘つたのは、次句に今自レ天降坐也とあると同樣に、目下のものに對する言葉づかひとして、自分のことにも敬語を用ひたので、事實はともかくも、語法的には誤はない。然るに舊事本紀が此傳說に從ひながら、吾ハ天照太神之弟也と改めたのは、古語に通ぜざる賢しらといはねばならぬ。

強敵退治の計略及その光景も亦ヲロチを大蛇として脚色せられて居るのであるが、多少事實の面影を傳へ、上代生活の片鱗があらはれて居る。少女を湯津爪櫛に取なしてミヅラに挿したとあるのは、勿論之を隱匿したことを意味するのであるが、白石の說のやうに、クシナダ姫といふ名によつて案出せられた譬喩とするのは(古史通)、餘りに穿鑿に過ぎる嫌がある。國讓の章下にも建御雷之男神が、建御名方神に手をとらせて、之を劒及にも大刀及にもとり成したとある所を見ると(天卷參照)、上代就中出雲族間に幻術觀念が存したものと見るべきで、神功皇后の軍が忍熊王の兵と對戰したとき、頂髮中に弓弦を藏したといふ例もあるから(上卷二)、昔は頭髮に物品を隱匿する風習が存したのであらう。

八鹽折の酒はイヤ(彌)シハ(數)ヲリ(折)の謂で、シバヲリは約してシボリ(搾)ともいふ。上古酒を造るには先づ原料を嚙み碎き、適宜に醱酵させたのち、醪を樹皮又は布片等に包み入れ、屢々之を折反して搾り出したもののやうで、如此し

て得た清酒がヤシホヲリの酒である。紀に八醞酒としたのは其義譯で、私記に或說として一度釀熟、絞二取其汁一、棄二其糟一更用二其酒一爲レ汁、亦更釀レ之、如此八度云々と說明したのは〔釋紀〕、八醞の字に捉はれたものといふべく、上古の人が其やうな手數をかけた筈がない。之を容れる槽をフネ（船）と稱へたのは、此語の原義が容器を意味するからで、恐らくは丸木舟と同樣に、圓材を二つに割り、之を刳りぬいたものであつたであらう（第一卷一三五頁參照）。此酒については紀一書（二）に以二衆菓一釀二酒八甕一とし、他の一書（三）には釀二毒酒一といふ異傳がある。菓實は酒の原料となるものであるが、毒酒といふものが我上代に存したといふことについては未だ確證を發見しない。

佐受岐は紀に假庪の二字をあて、サズキと訓めと註してある。庪は棚のことで、酒槽を据ゑる爲に假造の臺を設けたことをいふものと思はれる。記に作二廻垣一於二其垣一作二八門一とあるのは、文飾とも見られるが、柵を設けて侵襲に備へ

たといふ意も含まれて居るのであらう。八門八佐受岐等八を用ひたのは、例の神秘數なるが故であらう。

ヲロチは果して來襲したが、酒を見て之を貪り飲み、醉ひ倒れて眠つたのを見はからひ、スサノヲの命が十拳の劍を拔いて斬殺したといふやうに話の筋が運ばれて居る、——記の原文に飲醉留伏寢とある留を、記傳に皆と改記したのは從はれぬ。留は留の變體である——肥河變血而流といひ（記）、或は之を寸斬したとあるのは（紀）潤色で、舊事紀に此蛇爲八段、毎段爲雷、總爲八雷、飛躍昇天、是神異之甚也としたのは、カグツチ斬殺及イザナミの命の遺體の變異に關する傳説から附會したのであらう。

然るに紀一書（二）に素戔嗚尊勅蛇曰、汝是可畏之神敢不饗乎、乃以八甕酒毎口沃入とあり、強制的に飲ませたかのやうに記されて居るけれども、根據のあることではあるまい。強敵を酒に醉はせて刺殺したといふのは、小碓命の熊曾

建誅戮と趣を同うするものであるが、以下の記事は寶劍の由來を說くことが主であつたと見えて、大蛇斬殺までの經緯を省筆した紀一書(二)(三)(四)及古語拾遺も皆之を詳述して居る。其一は大蛇を斬るに用ひた劍で、他は其尾の中から發見したとあり、紀記には尾を斬るに及んで刄が少し缺けたので、其尾を裂割つて見たら一劍が出たと說かれて居る。古い文化を有する支那に於ては夙に鐵工業が發達して居たので、其地で製作せられた刀劍が韓半島を經て、出雲に渡來したこともあり得るのみならず、此地方に於ても、砂鐵が豐富であるから、其工業を輸入し、上代に於て既に鐵器が用ひられて居たことは、最近の學術的調査によつても明白な事實であるから、二口の寶劍が此地方から出たと傳へられたことはあり得べきで、其由來がスサノヲの命の事蹟に結びつけられたものと思はれる。さりながら劍の名稱及その所在については異說區々であるから、先づ其異同を校覈して後見解を下すことを順序とする。第一にスサノヲの命の佩劍についていへば、紀

（本文）、記には十握（十拳）劍とあるのみであるが、他に次の如き異傳がある。

〔紀一書二〕 蛇之麁正、此今在石上也

〔同 三〕 蛇韓鋤之劍、今在吉備神部許也

〔同 四〕 天蠅斫之劍

〔拾 遺〕 天之十握劍、其名天羽々斬、今在石上神宮、古語大蛇謂之羽々、言斬蛇也

古語に大蛇をハバといふとある拾遺の註記は理由のあることで、蛇は今もヘビ（ヘミ）、ハミ（ハメ）、ハブとよばれ、之と類型の魚をハム又はハモ（鱧）と稱へる所を見ると、ハバといふたこともあり得る。之を斬殺した劍なるが故にハバキリと命名したので、ハヘキリ（蠅斫）は其轉呼であらう。カラサヒ（韓鋤）及アラマサ（麁正）に蛇といふ字を冠したのも、同一趣旨であらねばならぬが、カラサヒといふ名によれば、此國土の製產ではなく、カラ（韓）から渡來したサヒ（刀劍）であらう。サヒはサシ（刺）及サキ（割）の語幹サとハ（刃）の轉呼ヒとから成り、刺及即

ち利刄を意味する語で、推古天皇の御製にも「大刀ならば呉（クレ）のマサヒ」と用ひられた例がある。思ふにアラマサ（麁正）のマサもマサヒと同義又は下略で、アラはカラの轉呼であらう。國音のカ行が朝鮮でア行に發音せられる例は極めて多く、漢をアヤと訓むのも、本初カラに充てられた字なるが故で、カラが音便によつてカヤとなり、更にアヤと轉呼せられたのである。カラサヒ又はアラマサといふ劍を携へたといふのは、スサノヲの命が韓地人であつたことの有力なる一證である。

此劍は石上神宮に奉納せられたといふ説と、吉備の神部の許にあるといふ説とがあるが、いづれに從うて可なるかを明にせぬ。石上神宮は神武天皇の寶劍布都御魂を始め、五十瓊敷入彦皇子の作らしめられた大刀一千口を納め、上代朝廷の兵庫とせられたものゝやうであるから、スサノヲの命の佩劍が轉々して此神宮に奉納せられたことがないとも言へぬが、若し吉備神部保管説に從ふとせば、備後國深津郡にある須佐能袁能神社〔式〕に保管せられたか、或は備前國赤坂郡石上布

都之魂神社［式］に奉納せられたといふ口碑が存したのかも知れぬ。カムトモは神部職員の謂であるから、大社には其々附屬して居たのであらう。舊事本紀に大鴨積命（大田田禰古命の孫）の弟田々彦といふものが神部直及大神部直の姓を給はつたとあるによつて、備前國赤坂郡鴨神社を之に擬するものがあるが、田田彦は大三輪神社の神部で、鴨（又は吉備）の其ではない。ヲロチから獲た刀劍については次の諸說がある。

〔古記〕 都牟刈之大刀、是者草那藝之大刀也

〔紀本文〕 所謂草薙劍也、一書曰本名天叢雲劍、蓋大蛇所居之上常有雲氣、故以名歟、至日本武皇子改名曰草薙劍

〔紀一書二〕 草薙劍、此今在尾張國吾湯市村、卽熱田祝部所掌之神是也

〔同　三〕 草薙劍、此劍昔在素戔嗚尊許、今在於尾張國也

〔同　四〕 今所謂草薙劍

〔拾遺〕天叢雲、大蛇之上常有ニ雲氣一故以爲レ名、倭武尊東征之年到ニ相模國一遇ニ野火難一、即以ニ此劒一薙レ草得レ免、更名ニ草薙劒一也

ツムカリのカリは刀劒を意味すること前巻（第一三六頁）天御量の項下に述べた通りで、ツムはツマ（尖）の音便であるから、尖鋭な刀劒を意味する。されば大刀は蛇足の嫌がないでもないが、同義語を重ねて用ひることは古語に其例が少くないから、必しも不當とすべきではない。其名をクサナギ（草薙）劒といふことは紀記諸傳一致する所で、紀〔本文〕及古語拾遺には上揭の如く、後年日本武尊が野火の難に際し、此劒を以て草を薙いで免かれたまひしにより、命名せられたかのやうに註記せられて居り、景行紀にも同樣の分註があるけれども、本傳には倭姫命から授けられた時から既に草薙劒とあるのみならず、記、紀〔一書二〕の天孫降臨章には、天照大御神が八尺勾璁及八咫鏡と共に草薙劒を皇孫に附與せられたとあり、上揭記及紀一書（二）（三）を見ても、日本武尊以前から、此名を以て呼ばれたもの

と思はれるから、クサナギの語義は之を他に求めねばならぬ。案ずるにクサはクシ（奇）の轉呼、ナはカナ（鉋）、ナタ（鉈）、カタナ（刀）等の原語で、ノと轉呼してはヲノ（斧）、ノミ（鑿）とも用ひられ、刺に對して劉を意味し、之とキリ（切）の原語キを連ね、若くは活用語尾キ（行爲を意味する）を添へてナギ（薙）といふ語が生まれたのであるから、切味のよい刀といふ意を以て、クシナギ（クサナキ）と稱へたのかも知れぬ。若し然りとすれば劍の字はツムカリの大刀と同じく重複である。

草薙といふ名が、日本武尊の事蹟から出たと說く爲には、其以前の名稱が必要になるので、こゝにムラクモ（叢雲）の劍といふ稱號があらはれた。此語の眞義は尙之を明にし得ぬが、大蛇所ㇾ居之上、常有雲氣、故以名歟とするのは、紀の註者も斷言し得なかつた想像說で、我々は上代に於て雲氣觀測による卜古法の存したことを耳にせぬから、恐らくは外來思想の影響によつて案出せられた說明であらう。然るに僅に九十年を距てゝ編纂せられた古語拾遺が「蓋」といふ疑問表示を省

いて、現實の傳說であるかのやうに註記して居るのは、傳承の變遷の速なることを證する一例である。記及紀の他の傳に此名號のあげられて居らぬ所を見ると、叢雲劍は或は全然別個のもので、其刀身の形狀又は紋樣により、或は鞘欛等の裝飾によつて名を負はせたのであるかも知れぬ。

此名劍は夙に朝廷の御所有に歸し、大神宮に奉納せられたので、スサノヲの命が異物なりとして天照大御神に獻上したといふ說を生じたのであるが〔記〕、——紀の本文及古語拾遺には天神に獻じたとある——スサノヲの命と高天原との交通が、其放逐後にも繼續したとは考へられぬことであるから、紀一書(二)(三)は之に言及せず、他の一書(四)には乃遣二五世孫天之葺根神一上二奉於天一として、皇室に收められたのは後日のことであるといふ事を暗示して居る。然るに紀の天孫降臨章下一書(一)には天照大御神が此神劍を皇孫に授けられたとあるので、強ひて記の所傳を信じようとするものもあるが、事實としては到底認められぬことであ

る。三種の神器に屬する寶劍は恐らくは上記の叢雲劍で、崇神朝神威を瀆さんことを恐れて大和の笠縫に奉安し、尋で垂仁天皇の御代に至り、伊勢國の五十鈴宮に移されたのである。草薙劍が之と混同せられたのも同じく神宮の御物であつたからで、貴重品ではあるが、神器ではないから、倭姫命も之を日本武尊に授けまゐらせたのであらう。假に此皇子が天皇の御代理として、重大任務に就かせらるるに當り、神器を帶同せられたことが有り得たとしても、皇子の薨去後直に大神宮に回收せられた筈で、之を閑却し、後日に至り其遺留地熱田に祭祀したとは考へられぬ。

因記。然らば天叢雲劍は尚依然として伊勢神宮に奉安せられて居る筈であるのに、我々國民が之を耳にせざる理由は如何と詰るものもあらうが、其説明は容易である。中世以降熱田にある草薙劍を天璽なりとする説(指)が一般に盲信せられたので、眞物は却つて閑却せられてゐたからで、天孫が高天原から

帶同せられたものとすれば、久しい歳月の間には、その材質が何であらうとも、原形を留めぬまでに腐蝕した筈であるから、自ら烏有に歸したこともあり得る。更に想像を逞うすると、原物は後世の刀劍とは甚しく形を異にしたので、時代の推徙に伴ひ、之を神劍とは認めぬやうになつたのかも知れぬ。仁德天皇の御佩刀(ハカシ)を吉野の國樔が歎賞して「佩かせる大刀もとつるぎ末ふゆ」と謠うたとある所を見ると（記）、上代には末フユ（フルの音便）、卽ち上端がふるへて雲形をした刀劍——爪哇のクリースの如きもの——があつたと推定せられるから、叢雲劍も此類であつたかも知れぬ。

　スサノヲの命は上述の緣故により、一時出雲に足を駐めた。其最初の占住地が飯石郡須佐であつたと思はれることは、序說にも論じた通りで（第八頁）、その地は紀一書(一)(二)に奇稻田姬の親を簀狹之八箇耳とした所を見ても、或は此土豪の所領、卽ち鳥髮地であつたかも知れぬ。稻田は其居住地の名であつたが故に、親

子共に之を負うて稲田ノ宮主とも奇稲田姫（紀一書）とも稱へたのであらう。此地名は存續せぬが、風土記飯石郡熊谷郷の條下に、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命といふ名が見えるから（第八一頁）、この郡内にあつたものとせねばならぬ。イナ（イネ）は後世専ら稲の義と了解せられて居るけれども、原語はナで、食物就中菜等を意味し、イは接頭語であるから、古は食用植物耕作地をイナダと呼び、廣義に用ひられたものと思はれる。されば之を他語と連結する場合には、接頭語を除くことを原則とし、美稱クシを冠した奇稲田は、クシナダと發音せられるので、記には櫛名田比賣と轉寫したのである。一書（二）に眞髪觸奇稲田媛としたのは、櫛の縁によつて眞髪觸といふ枕詞を冠したので、次章にあげる神號にも類例は少くない。――神名帳に能登國能登郡久志伊奈太伎比咩神社とあるのは、櫛頂媛の義で、全然別個の神である。

記によればスサノヲの命は

宮造るべき地(トコロ)を求ぎ(マ)給ひき。爾(コヽ)に須賀の地に到り坐して、吾此地に來て我御心スガスガシと詔りたまひて、其地に宮を造り坐しき。故その地は今に須賀といふ

とある。紀の本文に之を覓二將レ婚之處一と譯したのは誤解に基くもので、結婚後要害の地を求めて之に居を移したものと思はれる。須賀は大原郡の地名で、今の海潮村の地域に屬し、風土記にも須我山須我小川の名が見え、其地に神須佐乃乎命の御室の趾と稱する御室山がある。スガは既に屢々述べたやうに栖處(スカ)の義で、ソガとも轉呼せられ、諸國に多い地名であるから、此神が我心清々(スカ)シというたによつて名を負うたとする紀記の說は附會とせねばならぬ(第一卷序說三八頁參照)。

有名な「八雲たつ」の歌は此地から雲の立騰るを見て詠じたとせられて居る(記)――紀本文に或云として此趣を細書してあるが、纂疏本その他に大書した本もある。――歌詞の註釋は第三篇の後に公刊する歌謠篇にあげる筈であるから、爰に

は省略するが、此歌によつてイヅモに出雲の字をあてるやうになり、又その語義をも字の如しと解して居るものが多いやうであるから、一言を挿まねばならぬ。此歌のイヅモは國名と嚴裳とをいひかけたもので、決して出雲を意味するのではなく、イヅクモ(出雲)を約してイヅモとするが如きは、我發音法則の許さぬ所である。然らばイヅモの眞義は如何といふに、枕詞として用ひられた「玉菨しづし」(崇神紀)、「彌つ芽さす」(景行紀)等がいづれもモ(藻)にかゝる所を見ると、嚴藻の謂であらう。事實に於ても此海岸には海松または黒珊瑚と稱する裝飾用材たるべき海草を産するのである。微々たる一産物を以て國の名としたことを奇怪とするものもあらうかも知れぬが、良石材の生産地なるの故を以て但馬の一地方をイヅシ(出石)と稱へた例もあれ、上代人がイヅ藻を愛好した爲に、特に此國土が早く開けたこともあり得る。

イヅモ八重垣はよき雲を幾重にもかけ續らした垣といふ意で、ツマゴミ(妻隱)

に設けた隔障をいふのである。カキの原義は「限(カキ)」であるから、屋外に繞(メグ)らす石竹木造のもののみに限らず、タツコモ(防壁)、キヌカキ(絁垣)の如く、コモ(着裳)又はキヌ(着布)で作つたものも亦カキといひ得べく、今も袖垣といふ語があり、江戸時代の物見遊山には小袖を以て垣とした。されば此歌は愛妻をかくすために上等(イツ)の裳(モ)を以て八重に垣をしたといふことを謠うたので、足名椎神に稻田宮主須賀之八耳神といふ名を與へたといふ記の所傳が誤にあらずとすれば、——紀一書(一)(二)には上記のやうに簀狹之八箇耳とある——其一族を率ゐて飯石郡須佐から東方大原郡須賀に轉住したのであらう。

紀(本文)記に見えるスサノヲの命の事蹟は之を以て終りとし、——其後裔に關する記事は後章に說明する——紀には遂就於根國矣と結んであるが、紀の一書及風土記には尙若干の記事がある。風土記によればスサノヲの命は大原郡佐世鄕に由緣があつたやうで、佐世(挿(サシ)の轉呼)の木(コ)の葉を頭に刺して踊躍したが故に、

此里を佐世と呼ぶとあり、島根郡朝酌郷も亦緣故の地とせられ、意宇郡安來鄉の條下には、神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔云々とあり、同郡に此神を祭る熊野大社(風)又は熊野坐神社(式)がある所を見ると、須賀から東方に進出する途中此等の地方にも滯在したことがあつたとせねばならぬ。

序說に述べたやうに、此神の事蹟は若干改修を加へ、且順序を顛倒して、大和傳說に吸收せられた結果、上揭の部分のみが取殘され、高天原放逐の後の行動であるかのやうに敍述せられたのであるが、原傳說に於ては恐らくは此神が出雲附近に蹈跡することを甘んぜず、隣邦を征服し、中國を攻略してイザナギの命の國家を覆し、其餘威を以て高天原に進出したと說かれて居たのであらう。勿論其間に多くの歲月が經過した筈であるから、本據地たる出雲の形勢も一變し、再び其地方の君主として復歸することを許さなかつたものと想像せられる。されば高天

原追放後は、其本郷たる韓地に歸還するの外はなかつた筈で、紀一書(四)(五)は左記の語句を以て此消息を傳へて居るのである。

〔一書四〕素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸、而遂逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處

〔同　五〕然後素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣

こゝの新羅は後の新羅王國の謂ではなく、漢書に辰、地理志に之利、後漢書に辨辰、辰韓、魏志に新盧とあると同語で、シン、シリ、シロ、シラとも稱へ、韓半島南部東側一帶の稱呼のやうである。此地方に居住したキ(木)族をシラキと稱したので(第一卷一八二頁)、シラキ(志羅紀、志良貴)の國とも稱へることもあつた。スサノヲの命が居をしめたといはれる曾尸茂梨之處は、假に實在地であつたとしても、今日其所在を物色することは困難であるが、從來語義的考證によつて試みられた臆說がないでもない。就中

（一）韓語ソ（牛）モリ（頭）より成るものとして、新羅の牛頭州、即ち今の春川府なりとする說、及

（二）古韓語ソボル、ソモル、シウルと同義で、首府又は都府の意なりとする說とが有力である。此等はソシモリのシを助辭として之を省いて考定したのであるが、無用の語音の介在といふことは言語學上あり得ぬから、或は新羅語サシ（城）ムレ（山）の轉呼ではあるまいか。——兩語共に韓地名に與へた紀の舊訓に屢ゝあらはれ、サシはチャシの形に於て今もアイヌ語に殘つて居る——若し然りとすれば城山の意で、上記鳥髮の地と同じく、必しも一地點に限られた名稱ではなかつたのであらう。

熊成峯はクマナリと訓した紀の古點が誤でないとすれば、웅（熊）가루（川、津）の轉呼で、今の鎭海灣熊川の謂なりとする說（幣原）が當を得て居るやうである。之をクマナリ又はクマナスと訓み、出雲の熊野に牽强したのは、スサノヲの命が

高天原から直接出雲に到着したといふ紀（本文）記の傳を史實なりとする豫斷に基くものであるが、此一書に於ては、文脈によつて明なるが如く、此神は出雲を經由せずして韓郷之嶋（カラクニ）に赴いたと説かれて居るのである。本書及紀本文に遂入（就）ニ於根國ニとあるのも大陸を終焉の地とした事を意味するものであらねばならぬ。

紀一書（四）には乃興言曰、此地吾不レ欲レ居、遂以ニ埴土ニ作レ舟乘レ之東渡とあり、曾尸茂梨から出雲國簸川上なる鳥上峯に到達したかのやうに叙述して居るが、其は他の傳に迎合せんが爲に後日改修せられたのであらう。何となれば海を渡つて來たものが突如山峯に出現するが如きはあり得ぬことであるからである。埴土は舟體の塡隙（コーキング）の用に供したか、若くは塗料に用ひたので、舟そのものを作つたといふ意ではあるまい。

右の二傳には殖木傳説が結びついて居る。これも造化に關する出雲傳説の一片と見ることが出來るが（第一卷六章參照）、草木はスサノヲの命以前から此國土に生

ひて居た窟で、此神の振武をも青山變枯と形容して居るのであるから、木を播殖したといふのは、恐らくは此神がき（木）族出身なることを暗示し、且此種族の分布、就中木（紀）國との關係を説明せんが爲に案出せられたのであらう。左に其文を拔萃する。

〔一書四〕初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫凡大八洲國之內、莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、卽紀伊國所坐大神是也

〔同　五〕素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚髯散之卽成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奧津棄戸將臥之具、夫須噉八十木種皆能播生、于時素戔嗚尊之子號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次柧津姬命、凡此三

神亦能分二布木種一、卽奉レ渡二於紀伊國一也

スサノヲの命に五十猛命といふ子があり、外に大屋津姫命及柧津姫命といふ二女があつたことは、他の傳には見えぬが、神名帳紀伊國名草郡の下に伊太祁曾神社、大屋津比賣神社及都麻都比賣神社をあげて居る所る見ると、同國に定住したキ(木)族の遠祖に此名(又は類名)を以て呼ばれたものがあつたことは疑がない。紀一書(四)に有功の神なるが故に五十猛といふ稱號を得たかのやうに記述して居るから、或はイソタケルと訓ませるつもりであつたかも知れず、——イサヲの約はイソであるから——舊訓も亦イソタケルであるが、五十は五十鈴宮、五十狹々之小汀、海上五十狹知の如く、イの假字に用ひられるのが普通であるのみならず、有功又は功をイサヲ(勇雄)又はイサヲシ(イサヲの形容詞形)といふやうになつたのは、稍後世の轉義であるから、筆者の誤解とすべきで、イタケ又はイタケルと稱へたものと思はれる。されば其住所といふ意で、イタケソ——ソはス(栖)の音

便――といふ地名が起り、其地の祭神なるを以てイタケソの神というたのであらう。和名抄に紀伊國名草郡伊太杵曾とあるのが其で、キ(杵)はケの轉呼である。大屋も津麻も亦和名抄に見える鄕名であるから、各〻其地の開拓者として祭祀せられたものと思はれるが、イタケのみは神號が地名に移り、更に其から社號が生まれたのであるから、或はスサノヲの命の卑屬又は隨從者に此名を以て呼ばれた人が實在したのであるかも知れぬ。若し然りとすればイ(射)タケ(武)又はイ(射)タケル(梟帥)の意であらう。第二卷(第二二四頁)にも述べたやうに、古傳說には所率の兵力を示さぬことを例とするが、スサノヲの命の事蹟が神怪談でないとすれば、單身行動したとは考へられぬから、若干の隨從者があつたことは勿論で、其中の一人が上掲紀一書(四)の傳の如く、諸國を經巡つた後、紀伊國に土着し、此族人が大屋鄕及津麻鄕に分住したこともあり得る。大國主が八十神に苦められた時にも、其御祖神が木國大屋毗古神の許に逃がさうとしたとあり(第一二六頁)、一

郷の女君をヒメ、男君をヒコと稱へるのは上代の例であるから、大屋郷がキ(木)族の占據地であつたことは疑の餘地がないやうである。——伊太杵曾に隣して須佐神戸(和名抄)といふ地があるのは、注意を要することである——大屋津姫及抓津姫を五十猛命の妹としたのは、オホヤが大矢に通じ、ツマに尖の義があつて、いづれもイ(射)の縁語であるからであらう。

イタケは又イタテとも轉呼することが可能であるから、——建をタケと訓ませるのもタテに通ずるからである——神名帳出雲諸郡に見える韓國伊太氐神も之をいふものであらう。此神が意宇郡玉作湯神社、揖夜神社、佐久多神社並に出雲郡阿須岐神社、出雲神社、曾枳能夜神社に合祀せられて居る所を見ると、此國に於ては之を祭る民衆が少くはなかつたのであらう。若し然りとすれば五十猛神は韓國人で、スサノヲの命の隨從者であつたことの證とすべきである。不レ殖二韓地一盡以持歸とあるのも(紀一書四)、之を暗示するのであらう。

木を植ゑたのは五十猛神（紀一書四）若くは此神の兄妹三人であるが（紀一書五）、之を創造したのはスサノヲの命とせられ、抜き散らした鬚髯、胸毛、尻毛及眉毛が杉、檜、柀（此云磨紀と訓註してある）及櫲樟になつたとある。キとケとは同一原語から分化したもので、草木を地毛と見ることは漢土に於ても同様であるが、四種の木とその毛の生ひた局部とは何等關聯はないやうである。既述の如く上代には本草學といふものは存在しなかつたから、今日のやうに科種屬によつて分類することはなく、外形又は用途を以て區別することを例とし、一名稱の下に多くの種類が含まれた。例へばスギはスグ（直）の語幹スとキ（木）とを連ねたものであるから、亭々たる大木杉椙の類をいひ、ヒノキは火之木で、火を鑽るに用ひる樹木の總稱である。マキと稱するのはソマ（杣）の木に對して、木材とするに足る眞木を意味し、二字を合はせて槇とかき、皮も亦葺屋、填隙等の材料となるので、柀の字をあてたのであらう。クス（櫲樟）はクシ（奇）の轉呼で、本草に久服之とある

が如く、藥用としたから此名を負はせたらしく、藥をクスといふと語源を同うするものである。

以上四種はいづれも有用材であるが、定二其當用一とあるのは、主用途をあげたもので、杉及櫲樟の如き喬木が獨木舟材に適することはいふまでもなく、可三以爲二浮寶一としたのは之をいふものと思はれるけれども、他に浮寶といふ語を用ひた例がないから、筆者の新造語と見なすべきである。檜は今も最良建築用材とせられて居るものであるから、可三以爲二瑞宮之材一としたのは當を得て居るが、柀もまた「眞木柱太高しきて」（萬六）、「眞木柱ほめて作れる殿のごと」（萬二〇）などいふ例を見ても、建築材として用ひられたことは明白であるのに、可三以爲二顯見蒼生奧津棄戸一（此云二須多杯一）とある。棄戸のへは容器のことで、フネ（柩）の原語であるから（第二卷一三五頁）、スタへも亦ステハフル（棄放）へ（容器）、卽ち柩をいふのであらう。奧はオキツキ（神樂）、オクツキ（萬一八）の例に準じ、奧地の意とも解

せられるが、萬葉集第九卷に「浪の音のさわぐ入江の奧津城」とある所を見ると、沖の意であつたかも知れぬ。――いづれにしてもすキツスタヘと訓むを可とする――若し然りとすれば水葬の爲のフネ(柩)をいふのである。之に供用するものを槻としたのは、事實に於て上三種以外の眞木が用ひられたからであらうが、爾雅の釋木に槻ハ梏とあり、郭註に梏似レ松、生二江南一可三以爲二船及棺材一とあるのも偶然ではないやうに思はれる。紀の筆者が支那の古典を多く引用したことは卷頭文によつても明であるから(第一卷五五頁以下)、必しも不當な想像ではあるまい。

右の如くスサノヲの命が樹木を創造した動機は此一書(五)に、韓郷之嶋には金銀があるが、若し我兒が支配するにしても、浮寶がなくては不可なりとしたことにあるかのやうに說いて居る。然るに浮寶卽ち船舟用材の外に建築材及棺材をも擧げたのは矛盾であるのみならず、若使ニ吾兒所レ御國一の一句は、子孫が葦原中國に蕃息して他日韓地を兼併するであらうといふことを逆睹したもののやうに聞

えるから、論理上スサノヲの命の言として受入れることが困難である。韓地に金銀を産出するといふことは、仲哀紀にも眼炎之金銀彩色、多在二其國一、是謂二拷衾新羅國一焉といふ形式を以て表示せられて居るが、それはやゝ後の世になつて明にせられた事實で、大和朝廷によつて(スサノヲの命の後裔ではないが)其地が支配せられるやうになつたのも、神功皇后以後のことであるから、此一節は恐らくは杉及櫲樟が浮寶の用に供せられる事實に基いて、後日追加せられたものであらう。

上述によれば出雲傳説として殘されたスサノヲの命に關する物語は左記の部分より成立するものといひ得る。

(イ)出雲渡來
(ロ)ヤマタのヲロチと稱する土豪(高志族)討伐
(ハ)奇稻田姫(山住族)との結婚
(ニ)出雲各地征服

以上は誇張潤色はあつても、大體事實に基くものであるが、之に左記の二傳說が結びつけられた。

（ホ）名劒の由來

（ヘ）殖木播種

後の兩者も亦、上代利劒は韓地又は出雲から出たといふことゝ、キ（木）族の分布といふ事實とを含むことは、上記の說明によつて明白である。スサノヲの命が樹木のみならず、農產林產諸物の創造者と目せられたことは、古事記にあげた諸神の系譜によつても推察せられるが、其は創世記の一片として既に第一卷第六章に揭げたから、再說せぬことにする。

第二章　出雲諸神

八嶋士奴美神の直系　大年神系中の種族神　風土記神名帳所掲諸神――スサノヲの命系――神魂命系――出自不明の神

紀の本文にはスサノヲの命が奇稲田姫に生ませた兒を大己貴神といふとあり、一書(二)には其所生の兒の六世の孫が大己貴命(此云於褒婀娜武智)であるとし、――記によれば五世の孫である――甚しく世代が相違するが、コ(兒は借字)といふ語は、實子の意にも、子孫、族員乃至家隷の義にも用ひられるから、必しもその一を正しとして他を排斥することは出來ぬ。他の一書(一)には稲田媛の所生について左の三說をあげ、其五世の孫を大國主神といふとある。

(一)淸之湯山主・三名狹漏彥・八嶋篠

(二) 清之繫(ツナ)・名坂輕彥・八嶋手命

(三) 清之湯山主・三名狹漏彥・八嶋野

(一)と(三)とは最後の一字の外は全く相同じく、(二)はカバネ及冠稱を異にするが、本號は同義で、ヤシマは彌栖間(ヤスマ)即ち多くの聚落地を意味し、ヌ、テ、シヌはいづれも敬稱ネ(第一卷一〇七頁)、チ(主)、チネの轉訛である。記には單に八嶋士奴美神とあるが、其もヤシマ主之大身(チノウミ)の約で、大國主神を其五世の孫とすることも一致して居るから、此神がスサノヲの命の嫡子とせられたのは、恐らくは事實であらう。スガ(須賀)は前章に述べたやうに、スサノヲの命の宮居の地であるから、其後繼者をスガの主禰(チネ)又は刀禰(トネ)と稱へたことは有り得べきで、之を轉呼してツナといひ、繫の字をあてたものと思はれる。孝元天皇の妃埴安媛の親も河内青玉繫。と稱した所を見ると、上代のカバネの一種であつたものゝやうである。三田の渡邊綱の如きも或はこの古い稱號を個人名に轉用したのではあるまいか。風土記に

よれば此地を流れる須我小川の湯淵村にも、其川上の毛間村にも温泉が湧出したとあるから、――今も牛尾温泉がある――其地の丘を湯山と稱へたか、或はスサノヲの命の宮居の跡と稱する御室山(風)を齋山としたこともあり得べく、スガのツナの外に、スガのユ山主(スシ)といふ稱號も存したのであらう。

名坂輕彦はナサカカルヒコと訓み、――字に從へばナサカカルヒコであるが、ミ(御身)をミといふやうに、同語音が二つ重なる場合には約縮せられる例であるから、サカルの假字に坂輕を用ひたので、坂をサと訓するのではない――名茱任(サカル)彦を意味するものと思はれる。從つてミナサモル(三名狹灞)彦のミナも御名の謂で、サモルはサモラフ(侍候)の原形サ守(モ)ルと同じく、こゝでは單に守ルといふ意と解せられる。卽ち父大神の御名を守る貴人なるが故に、ミナサモルヒコと呼ばれたので、名門の相續者といふと大差はないのである。

古事記には上記の八嶋士奴美神の外に、同じく大山津見族の女、神大市比賣の

腹から大年神及宇迦之御魂神が生まれたとあり、前二者の子孫の系譜があげてある。大年神系は神號から考察するに、實在人ではなく、上代の出雲人が尊信した神々を一系に繋いだもので、就中農林業に關係のある神が多いから、出雲族の造物觀を語るものとして、第一卷第六章に於て論究したが、八島士奴美系は、眞僞はともかくも、事實上の血統として叙述せられたもので、その世次は次の通りである。

第一世　八嶋士奴美神　母ハ足名椎手名椎神ノ女櫛名田比賣
第二世　布波能母遲久奴須奴神　母ハ大山津見神ノ女木花知流比賣
第三世　深淵之水夜禮花神　母ハ淤迦美神ノ女日河比賣
第四世　淤美豆奴神　母ハ天之都度閇知泥神
第五世　天之冬衣神　母ハ布怒豆怒神ノ女布帝耳神
第六世　大國主神　母ハ刺國大神ノ女刺國若比賣

淤美豆奴神は出雲風土記に諸方から國を引縫うたとある八束水臣津野命と同一神なること疑なく(第一卷一九〇頁以下參照)、冬衣神は紀一書(四)にスサノヲの命五世の孫天之葺根神とあるに當り、名號も類似して居る所を見ると、右の系譜は古傳と認めざるを得ぬ。從つて其名號の意義から此氏族の動靜を推知する若干の手がかりを求めることが可能であると信じ、聊か繁瑣に亙る嫌はあるが、左に一々語釋を施すことにする。

木花知流比賣。　大山津見神の女とあるから、櫛名田比賣と同族で、恐らくは近い血緣關係のある女性であつたのであらう。ニニギの命が娶された大山津見神の女も、一名を木花之佐久夜毗賣といふとあり(記)(紀)、咲と散との相違があるのみであるから、或は逸名であつたのを、後人が高千穗傳說から思ひついて此名を與へたのであるかも知れぬ。さりながら「山」に緣のある名であるから、偶合といふこともあり得る。

布波能母遲久奴須奴神。　フハノモチは榮稱（カバネ）で、モチは道主貴、大己貴のムチと同じく、ミチ（御主）の轉呼であるから、フハは地名と思はれる。語義を詳にせぬが、美濃國にも不破といふ舊地のある所を見ると、先住民の命名であつたかも知れず、或はヒハ（比婆）の轉呼でもあり得る。若し然りとすれば、出雲風土記に比和社（大原郡）とある地であらう。イザナミの命の墓地も出雲と伯伎との堺に在つて、比婆之山といふとあるが（記）、第二卷（第七九頁）に述べたやうに、理想の地點らしく、須賀からも距離が遠いのみならず、縁が乏しいやうである。クヌスヌは恐らくはクニスネ（國栖禰）の轉呼で、國栖即ち山住族の貴人を意味するのであらう。母氏の縁によつて大山津見氏の首長と仰がれたことはあり得る。

日河比賣。　淤迦美神の女とある。オカミは龗（靈龍の合字）の訓に用ひられて居り、こゝも日河にすむ龗神の意を以てオカミの神としたのであらうが、其

は空想の靈虫で、人間の祖となるべきものではないかと、原傳には單にミカミとあり、日河の大神を意味したのを、個人名と誤認して後人がさかしらに「神」の字をそへたのであらう。日河は勿論肥河（斐伊川）のことで、此流域に占據したヒ（火）族の名を負うたのであるから、此種族の名門がスサノヲの命の後胤と通婚したことは奇とするに足らぬ、大國主神四世の孫甕主日子神の生母も淤迦美神の女ヒナラシ（夷等主の意）毗賣とある。恐らくは風土記の樋速日子命（斐伊郷の神）と同じく、ヒ（火）族の首長といふ意であらう（前九九頁）。斐伊郷は須賀及比和と同郡に位し、且距離も遠くはないから、ツヌスヌの神は其地の豪族の女を娶つたものと思はれる。

深淵之水夜禮花神で　生母日河比賣に因んだ名と思はれるが故に、フカフチは字義の通り解釋してもよいが、深淵は人間の住む所ではないから、或はヒカハチ（日河道）又はヒカハツ（日河津）を訛つたのではあるまいか。若し然りと

すれば地點稱呼であると同時に、ミツ(水)の緣語であるが、こゝの水は借字で、瑞を意味し、ヤレハナは名の本體であらねばならぬ。ナが敬稱ネの轉呼であることはほゞ疑がないが、ヤレハの義を詳にし得ぬ。或はヤラマの音便變化で、ヤラ(柵)のあるマ(地區)を意味し、日河津(道)の柵場の主であつたが故に、此名を負うたのであるかも知れぬ。

天之都度閇知泥神。　父母の名を擧げて居らぬのは、之を逸したか、若くは之を擧げる必要のない程有名な女君であつたからであらう。チネが主禰の意なることは既に述べた通りで(第五八頁)、女性の敬稱にも用ひられたことはタラチネの母とつゞける例によつても明である。ツドヘは集の義であるから、配下を糾合する貴女といふ意であらうが、天を冠稱としたのは、天つ神なるが故でも、單なる美稱でもなく、アマ(海人)族の人なることを意味するのであらう。その所生の淤美豆奴神が出雲郡意保美濱(今の簸川郡鰐淵村)の名を負

うた所を見ても（第一卷一九三頁）、海濱に居住したものと推定せられるから、當時既に此海岸にも海人族が來住し、相當の勢力を有したので、肥河の流域を根據として居た水夜禮花神は、流を下つて此新來豪族に婚を求めたのであらう。

淤美豆奴神。　此名號は創世記に詳論したやうに、意保美といふ地の主長の謂で、母氏に從うて海濱の地に占據し、其後援によつて新羅、隱岐諸島及高志の民を招致したといふことが、國牽傳說の形に於て語りつがれたもののやうであるが（第一卷一九一頁以下）、果してどの程度まで事實と見るべきものか、之を詳にせぬ。

布帝耳命。　フテミミは太御身（フトミミ）の轉呼で、大身即ち身分の高い人といふ意に過ぎず、其親の布怒豆怒神はフヌといふ津の君長（下のヌは敬稱ネの轉音）といふ意であるが、フヌの所在を詳にせぬ。――和名抄にも備後國三次（ミヨシ）郡に布努

といふ郷名をあげて居るから、其語義は生野(フヌ)か又は他に意味があるのか判明せぬけれども、地名として用ひることの出來る語であつたことは確實である――或は風土記に大原郡船岡山とある山の麓の地が其で、フナはフヌの轉呼ではあるまいか。阿波枳閇委奈佐(アハキヘワナサ)比古命が船を引いて來て据ゑたから名を負うたとあるのは、船の字についての說明で、深く信ずるに足らぬ。右の推測が誤まつて居らぬとすれば、淤美豆奴神が意宇郡方面に進出の途次其地の土豪の女を娶つたものと解すべきで、其がキ(木)族であつたことは、布帝耳の所生の子の名によつても推定せられる。

天之冬衣神。　フユキヌはフルキネの轉訛で、舊木(フルキ)(族名)禰、卽ち舊系紀族の人に對する敬稱であらう。淤美豆奴神も父系からいへばキ(木)族であるが、其以前にも此族人が出雲に來住して居たことはあり得べきで、之をフルキと稱へたものと思はれる。フユ(冬)の原語も亦フル(陳)で、其季節には禾草樹

葉が吉ご枯れるから、名を負はせたのであるが、こゝの冬衣は借字である。但し天を冠稱としたのは季節名の緣によるものであらう。紀一書(四)にスサノヲの命が大蛇から得た神劍を奉進する爲に、高天原に差遣したとある五世の孫天之葺根神は之に當るものゝやうであるが、若し然りとすればフルキネのルを脱し、フキネと訛つたのであらう。

刺國若比賣。　刺國大神の女とある。サシクニは佐世鄕の轉呼で、大原郡の鄕名と思はれる。其はスサノヲの命の緣故の地で(第四二頁)、須賀とも遠くはないから、其大神即大首長も亦キ(族)で、カモ(賀茂)と稱する氏族の人であつたと思はれることは後記の通である。大國主神は此女性の所生であるから、父系からいうても、母系からもキ(木)族の人である。

上述の名號の示す所によれば、八嶋士奴美命は父神の東征に隨從せずして母氏に留まり、其以後歷代母黨の所在に從うて居を定めたものゝやうで、母系承統の

形跡が顯著であるのに、尙スサノヲの命の裔とせられて居るのは、現所屬の何氏たるを問はず、此大偉人の血統たることを誇としたからであらう。從つて此系譜は、縱ひ實正なるものであるとしても、清之繫又は清之湯山主家の承統を示すものではなく、又大國主神がスサノヲの命の嫡統であるといふ意味でもない。淤美豆奴神が領土を擴張し、大國主に至つて國家を創設したのも、其門地の尊貴によるといふよりは、寧ろ個人的勢力の結果であるとせねばならぬ。此事は次章に述べる大國主傳說が之を證して餘りがある。

同じくスサノヲの命の子と稱せられる大年神の系譜中にも、稼穡狩獵に關係のない神號が見えることは、既に第一卷第六章に述べた通りで、例として其二三を擧げたが（第二三六、二三七頁）、尙之を補說する必要がある。此部類に屬する神々には、大年神が神活須毘神の女伊怒比賣を娶つて生ませたといふ大國御魂神、韓神、曾富理神及白日神並に天知迦流美豆比賣の所生と稱する阿須波神及波比岐神の六

柱である、南生母及其親の名の義は第一卷の上掲章下に言及したから、こゝには右の六神についてのみ記述する。

大國御魂神。　上代人の信仰によれば、各郷國には之を守護管掌する神靈があるとせられ、之を國魂神とよび、敬語をそへて大國御魂神とも稱へた。其は多くは人文神と信ぜられたやうで、現在の領主の遠祖（族祖神）がその地の原住人であつたとすれば、氏神であると同時に、國魂神とも仰がれたのであるが、多くの場合新陳代謝が起り、現支配者は外來氏族であるので、國魂神は先住者の祖靈又は理想の原住者と了解せられた。新に一地を求めて古住せんとするものは、先づ其地の國魂神を祭つてその許可を請ふことを例としたので、一郷、一地方毎に別個の國魂神社が存したのであるが、クニといふ語が主として大行政區域の意に用ひられるやうになつてから、小地域の國魂は鎮守又は産土（ウブスナ）神とのみ稱へられた。さりながら一國、一地方の守護神に在つては、

倘大國魂又は國魂の名を存するものが少くはなく、延喜式の神名帳には山背及大和の大國魂の外に、度會乃大國玉比賣、尾張大國靈、能登生國玉比古、對島の嶋大國魂等大小二十餘社の國魂神をあげて居る。こゝの大國御魂神も出雲の國魂神の謂で、スサノヲの命の孫とすべき理由のないことは勿論である。風土記によれば大國魂神は意宇郡飯梨郷に天降したとあるが、天神又は高天原の神でないことは其名によつても明であるから、恐らくは上古此地に祭られて居たことを意味するのであらう。イヒナシはイヒ(族名)之棲(ノス)の轉呼で、イヒ卽ちヒ(火)族の居住地を意味する(第一卷一七六頁參照)。

韓神(カラカミ)。　廣義にいへば蕃神の總稱であるが、こゝのカラ神は韓地から渡來した神の謂であらう。神名帳には韓國伊太底神(出雲)、辛國息長大姬大目命(豐前)、等の外來神をも擧げて居るが、漫然韓神としたのは、恐らくは右の大國御魂神に對し、韓地の國魂神を意味したのであらう。――倭大國魂神を單に大倭

大神と稱へた例もある――卽ち韓地から來住した人民によつて勸請せられたので、攝津の莵原郡に河內國魂神を祭り、淡路の三原郡及阿波の美馬郡に大和大國魂神社があるのと同一例である。宮內省に祭る韓神二座（式）も同一神で、之を二座とした理由は詳でないが、少彦名命を配祀するといふ說（大倭神社註進狀）は信ずるに足らぬ。――少彦名神については第四章に詳論する――此神は後記園神と共に遷都前から此地に鎭座したいのを、造宮使が他所に移さうとした所が、留つて天皇を守護したいといふ神託があつたので、宮內省に祭祀するやうになつたといふ事であるから（江次第頭註）、本初は來住出雲人が鄕國からこゝに勸請したものと思はれる。

曾富理神。　新羅の一名徐伐はソホルと訓むから、曾富理神は新羅神と同義なりとする說がある（日鮮同祖論）。韓神と相並べて新羅神を擧げたこともあり得べきであるが、此神は近江國滋賀郡に新羅明神として祭られ（元亨釋書）、其他

新羅訓(播磨)、新羅郷(陸前)などいふ舊地名も、之をソホリと稱へたことを聞かぬのみならず、上記の如く宮内省には韓神と相並んで園神が祀られて居る所を見ると、ソノとソホリとの間に若干の關係があるやうに思はれるから、他の方面から此語義を考察して見る必要がある。ソノは出雲風土記に神門郡薗松山及薗長濱をあげ、伯耆及備中にもある舊地名で、襲國又は贈於郡のソと語原を同うし、襲野又襲之の謂と思はれるから、園神も亦襲之神の意であるかも知れぬ。若し然りとすれば、ホリは平地又は村落を意味する古韓語ポルに通じ、襲村の意を以てソノ神をソホリの神と稱へたこともあり得べきである。上記徐伐の原語も亦ソで、新羅の一名斯(三國遺事)の音便なるが故に、依然新羅をさすものともいひ得られるが、我國に於ては新羅をシ又はソと稱へたことはなく、之に反して襲又は熊襲は上古出雲にも居住した筈で、大山津見(山住)氏は此種族であつたと思はれるから(第一卷一〇六頁)、其族祖神又

は國魂神を出雲ではツホリの神と稱へたのではあるまいか。

白日神。　シラヒが新羅起原のヒ（火）族を意味し、筑紫國の別名を白日別といひ、之が枕詞としてはシラヌヒ（新羅之火（族））の轉呼）とも稱へることは、既に第一卷（一八二頁）に述べた。こゝの白日神も之と同じく、新羅のヒ（火）族の神を意味することは疑の餘地がない。然るに此語義を解き得ずして、白を向の誤寫と斷定し、山城國乙訓郡向神社の祭神なりとした記傳の説は非とせねばならぬ。宣長は向神を同郡に鎭座する大歳神の御子神なりとする俗傳を以て證としたが、神名帳にあげた當郡の他の十七神社中、一も出雲に關係のあるものはなく、大歳神は諸國諸地方に祭祀せられる年穀の神であるから、其社が乙訓郡に存することの故を以て、隣社を出雲神ならざるべからずとする理由がない。例へば神名帳に大和國高市郡大歳神社（二座）と御歳神社との中間に載せた波多神社（式）を出雲國飯石郡波多郷に坐す波多都美命（風）を祭

るものと斷定するものはあるまい。何となれば波多は靈異記及和名抄にも見える大和の舊地で、式内神社の過半數は鄕名を社號として居るから、祭神は何にもあれ、波多鄕に鎭座する神の社の謂なること、餘りに明白であるからである。向神社も亦向神といふ神を祭る社ではなく、地名から出た社號で、此地を向と稱へたことは、家隆の歌に「八幡山ムカヒの里」とあるによつても證せられる。今では向日とかいてムカフと稱へて居るが、日の字をそへるやうになつたのは寧ろ後世のことで、三代實錄には向ノ神とあり、延喜式には特にムカヘと訓してある。この地は桓武朝の長岡宮の遺跡であるから、或は「大君をムカヘの里」といふ意を以て命名せられたのであるかも知れぬ。假にムカヘを神號なりとしても、此不確實なる根據を以て、三代實錄、延喜式等の向神社を向日神社の日を脫したものとし、記の白日を向日の誤寫なりと斷定することは餘りに大膽である。或說には記の古寫本に白日を向日にしたも

のがあるといふことであるが、――出所を擧げて居らぬのは遺憾である――假に之に從ふとしても其名號の意義並に韓神曾富理神と同列に擧げた理由を說かねば、學術的考證にはならぬ。然るに神祇志及特撰神名牒以下が輕卒にも記傳の說に從うて居るのは、實に遺憾とすべきである。

阿須波神。　アは接頭語で、スハ(諏訪)の神と同一である。スハが宗像(南方)氏と緣故のある名號で、周芳(周防)國、諏訪郡(信濃)等に其名を留めて居ることは、既に第三卷(第六二頁)に述べた通りであるが、アスハの形に於ては和名抄に越前國足羽(アスハ)郡足羽、越後國沼垂(ヌダリ)郡足羽、備中國後月(シヅキ)郡足次(安須波)のごとく用ひられて居る。恐らくは宗像(南方)氏等が屬する種族をスハと稱へ、其族祖神をスハの神ともアスハの神とも號したのであらう。此神は次の波比岐神と共に宮中に於て座摩巫によつて奉祀せられる外に、越前國足羽郡にも足羽神社がある(式)。座摩巫の祭る神は、古語拾遺に大宮地之靈とあり、丘

神中三柱まで井神（生井、福井、綱長井）で、座摩をヰスリ又はヰカシリと訓むのも、井尻（シリ）又は井頭（カシラ）の謂と思はれるから、之に阿須波及波比岐の二神を合祀したのは、特別の理由があつたものとせねばならぬ。或は園、韓神と同じく、此地に遷都以前から鎮座した神が、大宮處守護神として引つゞき祭祀せられたのであるかも知れぬ。越前國足羽神社は此種族の來住者が勸請したものなること勿論である。

右の外萬葉集第二十卷に、上總國帳丁若麻續部諸人の作として

　庭中の阿須波の神に小柴さし吾（アレ）は齋（イハ）はむかへり來（ク）までに

といふ歌が載せてある。庭はユニハ（祭庭）の意か、屋敷内をいふか判明せぬが、其處に祭られて居るアスハの神に、玉串又は榮木（サカキ）として小柴を手向け、歸り來るまで私は齋戒しようといふ意で、――作家は恐らくは諸人の家人であつたのを誤つて其名を脱したのであらう――當時此地方にアスハ神が祭祀

守られて居たことの證とすべきものである。然るに宣長は防人が行く先々で祭ることをいふと解し、「いづれの國にても家毎に祭ることと知られたり」といひ、強ひていへばアスハは足場の謂で、發足點を意味し、「人のものへ行くとても、萬の事業をなすとても、足踏み立つる地を守り坐す神なるが故に」、足場の神といふのであらうと述べ(記傳)、後人更に之を敷演して、行旅を守る神なりと斷じたのは(神祇史料)、甚しき妄誕といはねばならぬ。足場の神をスサノヲの命乃至大年神系に繋ぐ緣故もなく、行旅神を大宮處の靈として宮中に祭祀する理由がない。

波比岐神。　右の如く阿須波神と共に宮中に鎭座する以外には、之を祭祀する社のあることを聞かず、神號に關しても他に所見がないが、上記韓神、曾富理神、白日神及阿須波神の例によれば、之も亦種族神で、先來のキ(木)族を意味し、ハヤキといふべきをハヒキと轉呼したのではあるまいか。肥前國彼

杵郡速來村（風）は今ハイキ（早岐とかく）と稱へ、出雲國意宇郡林里は神龜三年以來拜志（ハイシ）と改書するやうになつたとある所を見ても、ハヤがハイとなるのは音便通則であるから、更にハヒと轉呼したことはあり得る。座摩巫の奉仕する神が大宮處之靈也とあるによつて（拾）、波比入君の謂で、ハヒリの庭を守る神であらうといふ宣長の臆說に從つて（記傳）、神祇志以下に家庭を掌る神と斷定したのは、不穿鑿といはねばならぬ。ハヒリ（這入）ロ、ハヒリの庭などいふ語は決して大宮の御庭に用ふべきものではない。

上記六神がスサノヲの命の系譜に結びつけられたのは、決して血緣が存したからではなく、上代出雲族によつて尊信せられた諸神を一系に繫いだに過ぎず、高天原傳說と同じく、民族的統一を目的として作爲したものであらうと思はれる。

右の外出雲風土記にはスサノヲの命の子として次の七柱をあげて居る。

青幡佐久佐日古（佐草貼）命。　意宇郡大草郷に鎮坐し、大原郡高麻（タカサ）山に麻を蒔

いたが故に、其山峯にも祭られたとあつて、アヲハタは青布を意味し、草の比況であるから、サクサは榮草の謂なること勿論で、今も八束郡大庭村に佐草といふ字がある。大草郷は恐らくは此地をいふのであらう。神名帳にも佐久佐神社とあり、三代實錄〔十一〕に左草とあるから、文德實錄〔二〕に青幡佐草壯丁命とある位は佐の誤寫とせねばならぬ。

國忍別命。　嶋根郡方結郷を領した神。オシは押領の意であるから、單に郷の領主の神といふに過ぎぬ。方結社〔風〕は此神を祭つたのであらう。

都留支日子命。　嶋根郡山口郷を領したとある。名の義は劍彥で、勇武によつて負うたのであらう。

磐坂日子命。　秋鹿郡惠曇郷を巡行し、此處に國稚く美好しく、國形畫鞆の如きによりて、吾宮は是處に作らむといふたとあるから、他から來て此地を開拓した神とせられたのであらう。恐らくは惠杼毛社〔風〕〔式〕の祭神で、其本郷

は意宇郡石坂社(風)又は磐坂神社(式)とある地であらう。

衝杵等乎而留比古命。　秋鹿郡多太郷に來住したとある。從來定訓がないが、誤字にあらずとすれば、ツキキトヲシルヒコと訓むの外はない。　ツキキ(衝材)はツキエ(杖)と同義、トヲはトホ(遠)の轉呼で、——大和のトホチ(遠市)を十市(トヲチ)とかくやうに、トホとトヲとは相通ずる——シルは知の義であらう。即ち杖をついて巡行し、遠方の地を領したといふ意を以て命名したものと思はれる。信友は杵°を杵ニの誤とし、等乎は撓の意と說いたが、杵にもせよ、杖にもせよ、衝立てゝ撓むやうでは役に立たぬ。

八野若日女命。　神門郡八野郷の女君で、大穴持命が之を娶つたとある。　矢野社(風)の祭神であらう。

和加須世理比賣命。　須佐能袁命の子で、神門郡滑狹(ナメサ)郷に住し、大穴持命が通うたとあるから、次章に述べる須勢理毗賣の謂であらう。記には父神スサノ

ヲの命と共に根堅洲國に居住したかのやうに敍べて居るが、其には疑義があるから（第一二八頁參照）、大國主が求婚求援したのは、スサノヲの命の後裔なる猾彼の君長であつたかも知れぬ。その女がスサノヲの命を祭祀する須佐社（貳ノ壹）の女祝、卽ち依媛（第一卷一七七頁）であつたので、スサヨリヒメと傳へたのを、スセリヒメと轉呼したこともあり得る。

以上七柱はスサノヲの命の子とあるけれども、必しも生みの子卽ち一等卑親のみではなく、其後裔も之に含まれて居るのであらう。最後の二女神の如きは、いづれも大國主命の配とせられて居るが、史實としては五世代前の女性を妻とするが如きことはあり得ぬ。右の外スサノヲの命の緣故者として次の二神名が風土記に掲載せられて居る。

久志伊奈太美等與麻奴良比賣命。　飯石郡熊谷郷に來て分娩した神とある。

其夫神の名は明記せられて居らぬが、熊谷は須佐と須賀との中間の地で、ク

シイナダとある所を見ると、スサノヲの命の配奇稲田姫の謂であらう。信友は美の字を上につけてクシイナダミと訓み、美と支とを通音として、櫛頂(イナダキ)の義、卽ち稲田姫のことをいひ、等與麻奴良は稱言なるべしと片づけてしまうたが、クシナダ姫とクシイナダキ媛とが同一神にあらざる事は上に述べた通りで(第三九頁)、等與麻奴良の如き稱號は他に所見がなく、語義も不通である。案ずるに美等與はミトアタハスと訓み、寢所(ミト)を與へなす(又は與へ給ふ)ことを意味し、男子に身を委せることをいふ古言で、八上比賣者如二先期一美。刀阿多波志都と假字書した例もあり、サネトコをアタハスとも用ひられて居る(記)。マヌラのマは接頭語、ヌラは寢(ヌ)ルの音便で、ミトアタハスと續けて、この女神がスサノヲの命に肌を許したことを、神號に託して表示したのであらう。

赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命(和氣能命)。　國引坐意美豆努命の子で、出雲

郡伊努郷に鎭坐する神とある。伊努社(官)の祭神で、神名帳にも出雲郡伊努神社同社として比古佐和氣神社をあげて居る。伊努は現在の簸川郡鳶巣村地方の總稱で、字西林木の伊農谷に其名を留めて居るが、秋鹿郡にも伊農郷があり(今の八束郡伊野村)、比古佐和氣能命の配天甕津日女命が巡行したとあるから、當時は一大國で、其領主が大なる勢力を有したことは其名號によつても明である。赤衾はイヌ(寢)の枕詞で、地名のイヌ――イは接頭語、ヌは野の義――に言ひかけたのであるが、後世の戒名と同樣に、稱號は長いほど貴いとして、之を冠したのであらう。オホスミは大柄御身の約で、大屋に居住するの身分なることを表示し、ヒコサは秀子榮の意の美稱、ワケは屢〻述べたやうにカバネである(第一卷一七五頁)。母氏は判明せぬが、神名帳によれば上記伊努神社に神魂命及神魂伊豆乃賣神が祭祀せられて居るから、後述の賀茂氏族の人で、伊豆乃賣は其母神ではあるまいか。日古佐和氣の配天甕津日女

命の「天」はアマと訓み、淤美豆奴神の生母と同じく海人系に屬し、ミカツは御嚴主の轉呼であらう。阿遲須枳高日子命の配なる天御梶日女の名義も全然同一であるから、或は世襲稱號であつたかも知れぬ。此兩女性に限り「后」といふ字を用ひたのは、其氏族の强大であつたことを表示するものゝやうで、此古佐和氣の勢力もその後援に負ふものであることは天甕津日女の巡行といふことが之を暗示して餘がある。恐らくは後進の大國主命にとつては最大强敵であつたのであらう。

出雲國に神魂命の子孫と稱するものが多いことは、既に第一卷（八五頁以下）にも述べ、本卷に於ても所々に言及したが、此名の神が出雲に在住したといふことについては明徴がなく、其出自、事蹟等に關しても傳說は何等吾人に敎へる所がない。さりながら神名帳によれば、出雲國には此神または其緣類と思はれる神を祭祀する左記の神社がある。

出雲郡杵築大社同社神魂意保刀自神社
同　神魂御子神社
同　神魂伊能知奴志神社
同　伊努神社同社神魂神社
同　神魂伊豆乃賣神社
神門郡比布智神社同社神魂子角魂神社
同　神產魂命子午日命神社

就中杵築大社の末社なる神魂大刀自神はムスビといふ語によつて、結緣の神なりとする俗信を生じ、狹衣には「女宮も限なくあてなる御心と雖も、前の世よりむすぶの神のし置き給へる御契なればにや、輕々しき御名を流したまへる」とあり、空穗物語にも「人知れぬむすぶの神をしるべにていかゞすべきと歎く下紐」といふ歌がある。加之十月をカミナ(神嘗)月といふにより、神無月の意にとりなして、此

月諸國の神々が出雲大社に參集して、男女の緣を結ぶといふ俗說が生まれ（廣益俗說辯）、スサノヲの命の「八雲立つ」の詠に基くと說くものさへあるが、社務所に於ては右の如き神は祭られて居らぬと斷言して居る。ムスビは決して結緣の意ではなく、上代習俗によれば緣結の神などいふ信仰があるべき道理がないから、中世以降の創案なることは言ふまでもないが、其訛傳の因は神魂大刀自といふ女神にあること、極めて明白であるのに、社家が之を悟らず、良緣を求めて遙々參詣する青年男女を失望させ、賽錢の實入を減じて居るのは笑止千萬である。

右によれば神魂は一神の固有名ではなく、少くとも此系統に屬する諸神（八）に共通のやうに見えるが、風土記に諸神の親（祖）とある神魂命又は御祖神魂命は、右の神魂大刀自神と同一體なる族母神をいふものゝやうで、左記八神は其子又は孫とせられて居る。

支佐加比比賣命。　嶋根郡加賀郷に鎭座する佐太大神の母で、其社は加賀神埼

にあり、其處の窟の邊を無言で航行すると、神があらはれて飄風（ハヤチ）を起し、舟を覆す處があるので、必ず聲を立てゝ通らねばならぬとある（風）。——神名帳にも加賀神社をあげて居る——次章に述べる蚶貝比賣と同一神で、蚶（キサカ）を名に負うたものと思はれるから、恐らくは此貝を用ひて大國主の火傷を癒したといふ傳説から案出せられた神であらう。之を狹田國（第一巻一九六頁）の領主として實在したと思はれる佐太大神の母とした理由は判明せぬが、加賀神埼はこの大神の出生地であつたのであらう。サダはサキ（崎）と同義の古言である。

佐太大神。　上記の如く狹田國の君長で、秋鹿郡神名火山（今の八束郡朝日山）下に其社がある（風）。——風土記神社表中には佐太御子社として掲げ、神名帳には佐陀神社とある——サダといふ名號は右にあげた嶋根郡加賀神埼に負うたものと思はれるから、其地を佐太大神所坐也とした風土記の記事は必し

も誤傳ではあるまい。此神の出生については次の如き靈異があつたと傳へられて居る(風)。

神埼の窟に於て出生の際、弓矢が亡失したので、母神支佐加比比賣が、此子の父が麻須羅神(優れる神即ち偉神の意)ならば、亡失した弓矢を現はし給へと祈つたら、角弓箭が流れて出た。然るに初生の神子が之を見て、此は其弓箭ではないというて擲げ棄て、次に金弓箭が流れ出たので待ち取つて、暗い窟であるよというて射通した。

これは如何なる意を寓して居るのか判明せぬが、弓箭は武勇の象徴と思はれる。カガは神子(カコ)の意で、神子の出生地なるが故に地名に負はせたのであらうが、風土記加賀郷の條下には、支佐加比比賣が闇岩屋哉というて、金弓で射たら、光加加明(カガヤキ)たるにより加々といふと説明してある。

宇武賀比比賣命。　法吉鳥となつて飛來り、島根郡法吉鄕(今の八束郡法吉(ホツキ)村)

に鎮坐したとある。此神は蚶貝比賣と共に大國主命の火傷を治療したといはれる蛤貝比賣（次章參照）と同一で、ウムカヒは大身貝即ち和名抄の海蛤（宇無木乃加比）の謂なること疑はないが、何故に法吉鳥に化したか、又法吉鳥とは何をいふか說明せられて居らぬ。ホギは祝の意であるから、其鳥の鳴聲が神祝に似て居る爲に負はせた名とも了解せられ、今も此地にウグヒス谷といふ字があるといふことであるから、此鳥の聲ホーホケに擬したものとも考へられるが、雀化して蛤となるといふ俗信が我上代に存したものとは思はれぬ。實在人ではあるまいが、法吉神社（式）（風）は之を祭つたのであらう。

八尋鉾長依日子命。　同郡生馬鄕（今八束郡に屬す）下に揭げた神名で、此地との關係についての說明は甚曖昧であるが、生馬神社（式）（風）は此神を祭つたのであらう。イクマはイコマ（生駒）、イクメ（活目）とも發音せられ、大和の生駒郡を始め、諸國にある地名で、語幹イク（イコ）は齋子卽ち神子を意味し、

その占住地をイコマ（マは地區の意）と稱へたもいゝやうであるから（古語大辭典）、此神が鎭座することによつて此名を負はせたのであるかも知れぬ。八尋鉾は長といふ語の形容詞的枕詞とも了解せられるが、ホコは八千矛、天日槍の如く用ひられ、ヒコ（秀子）と同語であるから、ヤヒロも亦彌廣の義により、長の緣語として美稱に用ひられたのかも知れぬ。ナガ（長）は大に通じ、ヨリヒコは神のよりましの貴人の意で、司祭の敬稱である（第一卷一七七頁）。

天御鳥命。　風土記楯縫郡の條下に、大國主神の天日栖宮の御裝束の楯を造る爲に天降した神とあり、神魂命の子とあるにも拘はらず、天降神であるかのやうに記述せられて居る。さりながら次卷に詳述するやうに國讓傳說には疑はしい點があり、ことに天神の命によつて天日栖宮が造營せられたといふのは、後日の附說と思はれるから、こゝの說明も郡（鄕）名から附會せられたので、此地に占住した楯縫部が其祖先を此神に託したのであらうが、之を祭祀

なる神社の聞こえぬことを奇とせねばならぬ。鳥といふ一字の故を以て、建比良鳥又は天夷鳥命と同一神とすることの妄なるは勿論であるが、ミトリの語義は尚未だ之を詳にせぬ。或は本郡御津社(風)(式)の所在地なる御津(今の簸川郡佐香村大字三浦)の貴人といふ意を以てミツアリと稱へたのを、ミトリと訛つたのではあるまいか。リ(アリ)は一種の敬稱である(古語拾遺)。

天津枳値可美高日子命(薦枕志都沼値)。 出雲郡漆沼郷に鎮坐する神。同郡神名火山の條下に、曾支能夜社坐伎比佐加美高日子命社即在此山嶺とあるから、枳値はキヒサと訓み、――値は誤字か又はヒサグ(醫)の語幹として用ひられたのであらう――同一神を意味するものと思はれる。キヒサは風土記に支比佐社とある地で、垂仁記には出雲國造之祖岐比佐都美といふ名も見え、恐らくは上古漆沼郷に屬して居たのであらう。シツヌの君主なるが故にシツヌ主と呼ばれ、シヅ(賤)の縁によつて薦枕を冠したので、天津と稱したのは

本初海人族の一支シヅ（倭）人によつて開拓せられたからではあるまいか。宇賀は後記の如く大國主の宮居の地であるから（第一四五頁）、此貴女と結婚したといふことは事實であらう。アヤトの語義は詳にし得ぬが、此地の腦の濱に黄泉に通ずる岩窟があつたと傳へられて居る所を見ると（風）、或はアナト（穴處）の轉呼であるかも知れぬ。――アヤハトリ（漢織）を應神紀に穴織とした例もあり、ヤとナとは相通じて用ひられたものゝやうである。

綾門日女命。　出雲國宇賀鄕の女君で、大國主命に誂まれたとある。

眞玉著玉之邑日女命。　神門郡朝山鄕に鎭坐した神で、大國主神に娶されたとある。同郡朝山神社（式）（風）は恐らくは此神を祭祀したのであらう。マタマツクは眞玉作の意で玉之邑の枕詞であるが、朝山鄕にも玉作部が居住したから此名を負はせ、其地の女君なるが故に、タマノムラヒメと號したものと思はれる。

右の如く神魂命の裔は島根半島及神門郡に占住したのみならず、大國主命の母氏も亦此系統に屬するといふ私見が誤つて居らぬとすれば、大原郡方面にも蕃息した一大氏族であつたとせねばならぬ。大國主の子と稱せられる阿遲鉏高日子根神は迦毛大御神とよばれ（記）、事代主神も亦鴨を冠稱とする所を見ると（式）、神魂命のカムはカモに通じ、氏族呼稱と見ねばならぬ（第一卷八六頁）。大原郡神原といふ郷名（風）（和）も風土記によれば本初神財と稱したとあるが、タカラは民の義であるから（古語大辭典）、カム又はカモ氏族の民の居住地といふ意味を以て命名せられたのであるかも知れぬ。――今隣村を加茂といふ――意宇郡加茂神戸は假に風土記の說に從ひ大和の葛城賀茂社の神戸であるとしても、隱岐の賀茂郷（和）及賀茂那備神社（式）等の名號の所由は、之をカモ氏族に求めねばなるまい。但しこの氏族がカモ又はカムの名を負うた理由は尚之を詳にし得ぬ。――强ひて說明すればカムは韓語及蒙古語の貴人に對する敬稱なる干、錦、今にあたり、キ（木）族中

の名門といふ意を以て、カモと稱したのかも知れぬ。カミ（神）といふ語も其源を同うすること勿論である。

上記並に後章に掲記する大國主命の後裔の外、出雲風土記及延喜式神名帳にはなほ若干の神名をあげて居る。其中には出系不明なものもあり、出雲統一前の神か、或は大國主以後の人を祭祀したのか判明せぬものもあるが、此序を以てこゝに列擧する。

天乃夫比命（風）。　意宇郡屋代郷の條下に此神の天降を說いて居る。恐らくは高天原傳說の天穗日命のことであらうが確證がない（第三卷五三頁）。式の神名帳に神門郡鹽冶日子命御子燒大刀天穗日子命神社をあげて居る所を見ると、阿遲須枳高日子系に海人系の女性を母とするアマのホヒコの命といふものがあつたと思はれる。此アマを天の義に取りなして、高天原から穗日命といふ神が降臨したといふ傳說が、夙に此國に行はれたことも絕無とはいへぬ。同

書には能義郡の天穂日命神社を擧げて居るが、此郡には此一社のみで、他は盡く意宇郡の條下に收められて居るから、此一行は後の追補ではないかと思はれる。此神の子と稱せられる建比良鳥命又は武夷鳥（武日照、天夷鳥）命が、阿麻能比奈等理神社として杵築大社と同社に祭祀せられたのは（式）、出雲臣家が之を遠祖と仰ぐやうになつた後のことであらう。

野城大神（風）。 意宇郡野城驛に鎭坐するとある。風土記には本郡內に野城社二社をあげ、神名帳にも野城神社が見えるから、勢力のあつた神とおもはれるが、此地の領主といふことの外には考がない。但し地名によればキ（木）族の人であつたのであらう。

都久豆美命（風）。 嶋根郡千酌驛に鎭坐する神。伊佐奈枳命の御子とあるけれども、他に所見がないから、恐らくは上代此地に移住した大和人が、遠祖を此神に託したのであらう。チクミはツクマ（築區）に通じ、人工を加へて構築

した地區を意味するから、湖邊の要津たる此地をツクマとも、ツク津とも稱へたことはあり得べきで、其津の御身(又は大身)の意を以てツクヅミの命と號したのであらう。

波夜都武志別〔風〕。島根郡久良彌社同社として此神を祭る社があるが〔風〕〔式〕祭祀の緣記は說明せられて居らぬ。文德實錄〔三〕には出雲國速飄別命ともあるから、ツムジは尖風の意とも了解せられるが、別といふカバネを添へた所を見ると、他の諸神と同じく實在人の神靈で、ハヤは健捷の意の美稱、ツムジはツマチの轉呼、卽ちツマといふ地の主(チ)の謂ではあるまいか。此地名は出雲國には見えぬが、隱岐國には都麻鄕があり、紀伊の津麻鄕には、スサノヲの命の子と稱する女神が鎭坐して居るから(第四九頁)、若干の緣故があるやうに思はれる。神名帳には意宇郡筑陽神社同社としても此神の社をあげ、別に都牟自社といふ祠が出雲郡に見える〔風〕〔式〕。

秋鹿比女命（風）。　秋鹿郡内に鎮坐する神とある。出系を詳にせぬが、恐らくは國つ神であらう。今の八束郡秋鹿村には、姫二所大明神と稱へて、蚶貝比賣と蛤貝比賣とを合祀する社があるが、若し風土記にあげた秋鹿社の跡であるとすれば、或時代に祭神が変遷したのであらう。

伎比佐加美高日子命（風）。　天津枳値可美高日子命と同一神と思はれることは既述の通りである。

宇夜都辨命（風）。　出雲郡宇夜里（後健部郷と改稱）の神。地名を負うたものなることは疑がないが、出自は不明で、べ（女の轉呼）といふ稱號を添へた所を見ると、女神であらねばならぬ。宇夜江といふ地名は姓氏錄鳥取部連の條下にも見える。

伊毘志都幣命（風）。　飯石郡飯石郷に天降した神とある。イヒのイは接頭語でヒ（火）族の別稱であるから、其居住地即ちイヒ栖の意を以て地名としたので

あらう。こゝの開拓者の族母神なるが故に、イヒシツベ(女の轉呼)の命と稱へたので、天降とあるのは外來を意味するものと思はれる。

波多都美命(風)。　飯石郡波多郷に天降したとある。恐らくは右の伊毘志都幣命の一族で、外來者であらう。

伎自麻都美命(風)。　同郡來嶋郷の神。出自不明であるが、キシマがキ(木)族の栖區即ち聚落といふ意を以て命名せられたものであるとすれば、キ(木)族の人であらう。

須義禰命の子宇能(乃)治比古命(風)。　大原郡海潮郷の條下に御祖須義禰命を恨んで、北方出雲の海潮を押上せて之を漂はしたとあり、郡内に汙乃遲社(宇乃遲社、宇能遲神社)(風)(式)及同社坐須美禰神社(式)があるから、此地方の國津神であつたと思はれる。神名の義は詳でないが、此社の所在地を現今宇治(神原村に屬す)と稱へる所を見ると、ウノチは地名で、ウは郡名大原のオ

ノと同語ではあるまいか。若し然りとすればウノチヒコは此地の男性貴人の謂で、其祖をスギネといふのは、――神名帳に義の行書を美と誤記したのであらう――スグネの轉呼で、直系を意味し、支流のウノチ彦が神原村に古住した賀茂氏の宗家と鬪うて、之を山地の海潮方面に追ひ詰めたことを、傳說子は上述のやうに表現したのであらう。ウノチ彦が、縱ひ當地の出身であつたとしても、正當な領主ではなかつたことは、楯縫郡沼田鄕にも此神に關する傳說があることによつても證明せられる。

樋速日子命（風）。　大原郡斐伊鄕の神。既記の如くヒ（火）族の土豪を意味する（第六三頁參照）。

阿波枳閇委奈佐比古命（風）。　同郡船岡山に船を曳いて來て据ゑたとある。意宇郡和奈佐山（風）地方――今も玉造村に其名を存する――の領主であつたのであらう。アハキヘは吾者來經の謂と思はれるが、何故にソナサとつゞくか

判明せぬ。

爾佐能加志能爲神〔式〕。　其社が島根郡にある。風土記にも爾佐加志能爲社とあるから、ニサといふ地の樫の井を神として祭つたものと思はれる。

伊能知比賣神〔式〕。　出雲郡杵築大社と同社の神。伊能は恐らくは伊努郷のことで、その地の君長たる女性を意味し、上記伊努意保須美比古佐倭氣の一族で、大國主と緣故を有したから、杵築社に配祀せられたのであらう。

上記のうちには、既述の如く大國主以後の人物(又は其神靈)も混じて居るかも知れぬが、建國當時の出雲の形勢を察知する手がゝりは、此等の神名の外にはなく、大國主と競爭した八十神は、此等諸神若くは其後裔であつたと思はれるのである。

第三章　造國大神

諸名義——八十神との競爭——稻羽素兎——二度の大厄——求援——試錬——オリエント神話——目的達成——スサノヲの命の宣言——國土平定——高志出征——スセリ姫の終焉

國作大己貴命（紀一書）又は所造天下大神大穴持命（風）と呼ばれた大國主神は、上章に述べたやうに、スサノヲの命の子（紀本文）又は六世の孫（記）（紀一書二）と傳へられ、記によれば大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神、宇都志國玉神の四別名を有したとあり、紀一書（六）には此外に大物主神及大國玉神の二異名をあげて居る。大國主の名の義は讀んで字の如く、大國の主といふことであるが、別名の意義については、若干說明を要するものがあるから、左に逐次之を考證する。

大己貴神〔紀〕――國作大己貴命〔紀一書六〕――大穴牟遲神〔記〕――大穴持命〔風〕――大汝、大穴道〔萬〕――大奈牟智神〔姓〕――大奈母智神〔文德實錄〕――大名持神〔三代實錄〕――於保奈牟智神〔式〕。紀には大己貴此云ニ於褒婀娜武智一と訓註してあるが、オホアナのアは發音法則上、前續母韻に接せられるから、口頭ではオホナムチと稱へたので、――記に高天原を訓ニ高下天一云ニ阿麻一と註しながら、タカマのハラとよみ、八尺鏡も註に訓ニ八尺一云ニ八阿多一とあるに拘はらず、ヤタのカガミと口唱すると同例である――萬葉集以下にはオホナに相當する字をあて、古語拾遺にも大己貴神の下に古語於保那武智神と註してあるのである。さりながら古事記及出雲風土記に大穴の二字を用ひた所を見ても、オホナがオホとアナとの二語から成立するものなる事は明白で、決して紀の註が誤つて居るのではない。

己の字は後世專らオノと訓するが、本來アナの轉呼で、原義はア（吾）ナ（汝）、

即ち言語學用語では自他稱とよぶ人稱であるから（古語大辭典）、之を重疊したにオノオノが各自の意になるのである。こゝでは原義によつて用ひられ、吾汝御主といふべきをアナムチと轉呼し（第三卷二五三頁）、更に美稱すオホ（大）を冠したのであるから、紀の用字を以て正しとせねばならぬ。然るにオノレといふ語がオレ、ワレと同じく、目下のものに對する第二人稱にも轉用せられることの故を以て、己汝相通とし、己をナ（汝）の假字に用ひたものとするのは、考の未だ精しからざるもので、——萬葉集第九卷に己父、己之心、同第十三卷に己之母とある己をナと訓み、之を引證するものがあるが、其は誤訓に基く、ものであるから、論據にはならぬ——之によつて大名持の義なりとする眞淵說には、猝に贊同することは出來ぬ。若し其義ならば極めて平凡な語であるから、紀、記、風土記、萬葉集の編者が解き得なかつた筈はなく、ことさらにアナと訓むべき字を充當し、或はアナと訓註したとは考へられぬ。宣長が紀

の用字を非難して、一書(六)に唯吾一身而已とあるから、己貴シといふ意から義譯したのであらうと推測したのは(山陰)誣言である。

右の如くオホナムチ(オホアナムチ)は偉大なる我々の君主といふ意で、一個人の固有名ではないから、同じ稱號を有するものが他に存したとしても、敢て怪しむに足らぬ。然るに出雲のオホナムチが餘り有名であつたので、同じく大汝と稱へられた播磨の伊和大神が大國主と混同せられたことは、次章に論述する通りである。

葦原色許男命(記)――葦原醜男(紀一書六)。アシハラは此國土の異稱で、葦原中國とも豐葦原瑞穗國とも用ひられるが、國號考の說の如く高天原から出たものと斷定することは危險である。前卷(第二五一頁以下)に詳論したやうに、高天原に於ても今日の日本語と同一系の言語が用ひられたとは考へられぬことであるから、若し高天原人の命名であるとすれば、原稱ではなく、後日國

語に譯せられたものとせねばならぬが、此神の稱號にも用ひられて居る所を見ると、天孫氏よりも早く此國に來住したキ（木）族の與へた名であらねばならぬ。當初韓半島から渡來した此種族の人が、海には嚴藻が生ひ、陸上には蘆葦が叢生して居るのを見て、イツモとも（第四一頁）、アシハラとも稱へたことはあり得べきである。若し然らずとせば葦原はもと出雲の海岸又は湖岸の地だけの呼稱で、之に中國又は瑞穗國といふ語をそへて、日本全國の名號としたのは、寧ろ後日のことであつたとせねばならぬ。シコの原義は威嚴で（第二卷一〇三頁）、ヲはスサノヲの命、五作緖のヲと同じく、長の意であるから、葦原の威嚴ある君長といふ意を以て負はせたのであらう。此も亦個人名ではないから、上記播磨の伊和大神が葦原色許乎命と呼ばれたのには、偶合と見られぬこともないが、同書の編者は此神と大國主命とを混同して居たやうであるから、後者の一名をも移して之に與へたものと解すべきであらう。

八千矛神〔記〕。　ホコは天之日矛、怡土縣主の遠祖日桙等のホコと同じく、秀子(ホコ)の謂で、ヒコ（秀）と同語から分化したのであらう。ヤチは此神の祖父臣津野命の冠稱なる八束水（谷處御主(ヤツカミチ)の意）のヤツの轉呼で（第一卷一九三頁）、地名として用ひられたものと思はれ、其地の貴人（彥）といふ意を以てヤチホコと稱へたのであらう（八千矛は借字）。此も個人名ではないが、上記の名號に比すれば遙に限定的であるので、他に之を名乘るものがなかつたやうである。

宇都志國玉神〔記〕——顯國玉神〔紀一書六〕。　ウツシは現實(ウツツ)の意の形容詞形であるから、神性の國魂神（第六九頁）に對し、現世の首腦者といふ意を以て、此名を與へたものと思はれる。國玉はクニタマと訓んでも差支はないが、幸魂、奇魂、和魂、荒魂等の例に準じ、敬語ミを添へてクニミタマと稱へる方がよい。玉は借字で、魂と同じく靈長の謂である。

大國玉神〔紀一書六〕——大國魂神〔拾〕。　ウツシに代へるにオホ（大）を以てした

だけであるが、國魂又は大國魂は通例其地の開拓者の神靈といふ意に用ひられ、ウツシといふ語のない限り、現在の君長の稱號とは思はれぬから、若し大國主神に此一別名があつたとすれば、歿後出雲の大國魂神として尊崇せられたものと解するの外はなく、此神の業績からいうても然るべきことであるが、大年神の系譜中にも大國御魂神といふ名が見え（第六九頁）、重複の嫌があるから――御の字の有無は名號の意義に關係せぬ――或は上揭顯國玉神の訛傳であつたかも知れぬ。第五章に述べるやうに、中世以降倭大國魂神を大己貴の荒魂なりとする俗說を生じ（大倭神社註進狀）、大倭大神と大國主とを混同した形跡があるから、此傳も亦之に從うたこともあり得る。さりながら倭大國魂（大倭大神）は大和一國又は其一部を領する國津神で、大八洲の國魂神の謂でないことは、宣長も論じた通りであるから、假に大國主の別名を大國玉神と稱へたことが事實であつたとしても、之と同一神とすべき理由がない、

大物主神〔紀一書六〕。モノはツハモノ（兵）、コモノ（僮）、クセモノ（曲者）、シレモノ（痴者）の如く、人といふ意にも用ひられる語であるから、部衆をもモノといひ、モノ之大人（ノウシ）を約してモノヌシと稱へ、ヒトコノカミ（渠帥、魁）と同義に用ひたものと思はれる。神名帳に大和國城上郡穴師坐兵主神社、播磨國餝磨郡射楯兵主神社並に丹波國氷上郡、但馬國朝來郡及城崎郡、播磨國多可郡壹岐國壹岐郡等にある兵主神社の兵主もまたモノヌシと訓み、物主卽ち渠帥を意味するのではあるまいか。――今はヘウズと音讀して居るが、假に兵主が字義には無關係の音符假字であるとしても、其やうな古語はあり得ぬ――いづれにしても大渠帥を大物主と稱したので、大己貴命は大國主であると同時に大兵主であつたから、之を大物主と稱へたことは有り得るが、上記大國主神の例によれば、大和の大物主神を大己貴と同體又は其神靈なりとする說が發生した後に於て追加せられた別名であるかも知れぬ。古事記に此兩名號

を舉げなかつたのも理由のあることのやうに思はれる。――第五章參照。

(三) 右の如く解釋すると、此等の名號は皆、一般的性質を帶びた敬稱又は尊號で、多少限定的意味のあるのは、八千矛といふ名のみであるが、其とても個人名ではなく、地名を負はせた敬稱に外ならぬのである。さりながら其故を以て此英雄の實在に疑を挿むことは不當で、上代の貴人は假に實名を有したとしても、決して之を以て呼稱せられることなく、常に尊號又は敬稱を用ひたことは既述の通りであるのみならず、右の如く種々の稱號が與へられた所を見ても、上代の出雲人が實在を確信した偉人であつたことが首肯せられる。然るに其事蹟として傳へられた物語中には、序説に述べたやうな理由で、多くの挿話附説を含み、譬喩寓話的叙述法が用ひられて居るので、率爾に之を讀むと、盡く神話的記事であるかのやうに思はれるのであるが、之を分拆攷究するに於ては史實が歷々としてあらはれる。本章に於て論述せんとするのは、古事記の「故此大國主神之兄弟八十神坐」か

に來ませる大穴牟遲神その菟を見て、何に由りて汝は泣き伏せるといひしかば、菟答へ言ししく、僕淤岐の嶋に在りて、此地に度らまく欲りしかども、度る因なき故に、海の和邇を欺きていはく、吾と汝と族の多き少きをくらべむと思ふ。故汝は其族の在りのことごと率來て、此嶋より氣多の前まで皆列み伏し度れ。爾吾は其上を蹈みて走りつゝ讀み度らむ。是に吾が族と孰れ多きかを知りてむ。此く言ひしかば、欺かえて列み伏せりし時、吾は其上を蹈み讀み度り來て、今地に下りむとする時、汝は我に欺かえぬと言ひをしへしすなはち、最端に伏せりし和邇我を捕へて、悉く我が衣服を剝ぎき。此に因りて泣き患ひしに、先に行でませる八十神の命もち、海鹽を浴み、風に當りて伏せれと誨へたまひき。故敎のごと爲しかば、我が身悉に傷はえつと言しき。是に大穴牟遲神其菟に敎へたまひしく、今急く此水門に往きて水もち汝が身を洗ひ、卽ちその水門の蒲黃を取りて敷き散らして、其上に輾轉びな

ば、汝が身本の膚の如くなるべしと教へたまひき。故教の如せしかば、其身本の如くなりき。此は稻羽の素菟といふものなり。今は菟神とぞいふ、故其菟大穴牟遲命に白しけらく、此八十神はへへもかならず八上比賣を得たまはじ、帒を負ひたまへれど、汝命獲たまひなむと白しき

イナバ(因幡)といふ國名は、昔の國府所在地法美郡稻羽郷(和名抄)から出たもので、後世の命名であるが、こゝでは遡つて用ひられたものとすべきで、其國內のヤカミ(八上)郡地方の女君を八上比賣と稱へたのである。ヤカミは人麿の歌によつて有名な石見國屋上山を始め、丹波、肥前、武藏等にもある地名であるから、或はカミ(カモ)族から出た稱呼であるかも知れぬ。いづれにしても大國主と結婚した女性中に、此名の人が實在したと信ぜられたことは、其所生の子を擧げて居る所を見ても疑はないが、文面を其儘史實と了解することは、左記の諸點に於て困難がある。

(一)一人の女性を、多數の求婚男子が相伴うて訪問し、其選拔に委ねるといふやうな古俗が存したと推斷すべき根據がない。萬葉集の歌詠によれば、其時代までも求婚は人に秘して行うたやうであるが、其は拒絕せられた場合の不面目をも考慮中に加へた爲と思はれる。

(二)上代の結婚生活は婦家に就くことを例としたので、政治上又は經濟上の理由を以て遠方に滯在する場合、其地の婦女を娶ることはあつたとしても、求婚だけの目的を以て、根據地を離れて遠く旅するやうなことはあり得なかつた。其故に大國主が八上比賣を娉したことが事實とすれば、其は出雲全國が既に平定して、數日乃至數月に亙る不在の爲に動搖する虞がなくなつた後のことであらねばならぬ。

(三)稻羽の貴女は出雲族以外と通婚してはならぬといふ拘束はなかつた筈であるから、其地方の豪族中にも此女性に想を寄せたものがあつた事は必然で、

若し大國主一人が戀の勝利を得たとすれば、其人々の嫉妬が迫害となつて顯はれ、八十神を待たずして、其生命は客地に於て失はれたかも知れぬ。然るに傳說が何等之に言及して居らぬ所を見ると、八千矛命の求婚當時は、其勢力が既に此等土豪を壓倒するだけ强大であつたものとせねばならぬ。

右の如く考察すると、縱ひ八上比賣との結婚が史實であるとしても、其時機は出雲平定後で、八十神は寧ろ供奉の勇士を意味したものとせねばならぬから、大國主に帒を負はせたといふやうなことは有り得ぬ。案ずるに此一齣は八十神との鬪爭の因を說明せんが爲に、繰り上げてこゝに移されたものと思はれる。所以避レ者といふ一句は、恐らくは後段の追二避其八十神一之時、毎二坂御尾一追伏、毎二河瀨一追撥而始作レ國也までかゝるのであらう。

稻羽の白兎の譚は勿論挿話であるが、此に結びつけられたのは、次章に述べるやうに大國主神が醫療の方を定めたといふ傳說に因むものであらねばならぬ。話

の筋は上掲の引用文によつて明白で、お伽噺として兒童もよく知つて居ることであるから、特に說明を必要とせぬが、舞臺面は氣多の前といふ地で、因幡國氣多郡に其名を留め(今高草郡と合併して氣高郡といふ)、其東端內海村杖衝坂の海上に突出した山鼻で、正木が端と呼ばれる地點が右の氣多の前であらうといはれる(地名辭書)。他に出雲國氣多嶋(風)、但馬國氣多郡並に遠江國山香郡氣多鄕(和名抄)等といふ舊地名も見えるが、其語義を詳にせぬ。或はキタ(北)の古語ではあるまいか。――氣多の二字もキタと訓み得る――淤岐嶋は內海村の海濱を距る數百間の所に並列する岩礁の名なりといふ說もあるが(因幡志)、史實談ではないから、隱岐嶋と解しても差支はない。此話は因幡國に於ても傳承せられたと見えて、塵添壒囊抄には次の如く記されて居る。

因幡記ヲミレバ、カノ國ニ高草郡アリ。……コノ所モト竹林アリケリ。其故カク云ヘリ。竹ハ草長ト云心ニテ竹草トハ云ニヤ。其竹ノ事ヲアカスニ、昔

コノ中ニ老タル兎スミケリ。或時俄ニ洪水出來テ、其ノ竹ノ林水ニ成ヌ。浪洗テ竹根ヲ掘ケレバ、皆崩損ジケルニ、兎竹根ニノリテ流レケルホドニ、オキノ嶋ニツキヌ。水カサ落テ後、本所ニ歸ラムト思ヘドモ渡ルベキ力ナシ。其トキ水中ニ鰐ト云魚アリケリ。此兎鰐ニ云ヤウハ、汝ガ族ハ何程カ多キ。鰐云ヤウハ一類多クシテ海ニミチミテリト云。兎云ク、我族ハ多シテ山野ニ滿リ。先汝ガ類ノ多少ヲカズヘム。ムロノ島ヨリ氣多崎ト云所マデ鰐ヲ集メヨ。一一ニ鰐ノ數ヲカズヘテ、類ノ多キコトヲ知ム。鰐兎ニタバカラレテ、親類ヲ集メテ、セナカヲナラベタリ。其トキ兎鰐共ノ上ヲ踏デ、數ヲカズヘツツ竹崎ヘ渡ツキヌ。其後今ハシスマシツト思テ、鰐ドモニ云ヤウハ、我汝ヲタバカリテ爰ニワタリツキヌ。實ニハ親族ノ多キヲ見ニハアラズトアザケルニ、右ノ鰐ドモ腹立テ、兎ヲトラヘテ、兎ノ毛ヲハギトリテ、毛モナキ兎ニナシタリケリ。ソレヲ大己貴神哀ミ玉ヒテ、敎ヘ玉フヤウハ、ガマノ花

ヲコキチラシテ、其上ニ伏テマロベトノタマウ。教ノマヽニスルトキ、多クノ毛モトノゴトクイデキニケリト云ヘリ。鰐ノセナカヲカゾフル事ヲイフニハ兎蹈二其上一讀來渡ト云ヘリ

因幡記は因幡風土記のことであるかも知れぬが、今は世に傳はらず、此譯文も亦原文を忠實に寫したものとは思はれぬけれども、ムロの島竹崎などいふ地名が加へられて居る外、兎とワニとの交渉は大體に於て記の傳承と同一で、此地方に古くから弘通した話であつたのであらう。記に稻羽の素菟とあるから、現今越後兎と稱へる冬季毛色白化する種類のものを意味したことは明白であるが、ワニは和名抄に鰐の字の訓とし、麻果切韻云、似レ鼈有二四足一喙長三尺、甚利歯、虎及大鹿度レ水、鰐撃レ之皆中斷とあり、紀にもワニに鰐の字をあてゝ居るので、疑惑を生じた。狩谷棭齋は、鰐魚皇國不レ産、和邇ハ鮫魚之一種、大頭巨口、大者呑レ人、漢名未レ詳と註し〔箋註〕、和訓栞にも鮫の一種としてカセワニ(鋸沙魚(サメ))及猫ワニ(狗沙魚)

をあげて居るから、日本海方面に棲息する鱶を上古はワニといふ名を以て呼稱したのであらう(原義不明)。出雲風土記にも同書編纂より六十年前の事實として、語臣猪麻呂といふものが、毘賣崎に於て和爾に食はれた女兒の爲に、鱷を報じたといふ記事がある所を見ると「意宇郡安來の條下」、めづらしからぬものであつたと思はれる。——彦火火出見尊御乘用のワニは舟を意味すること第六卷に詳記する通りである——兎の負傷の因をワニを欺いた報としたのは、强ひて類型を他民族の神話に求め、或は因果應報の誨に牽强せずとも、上代の民譚として誰でも思ひつきさうなことである。

大穴牟遲命が兎に醫療方を教へたとあるのは、八十神との競爭に克つた因が此陰德の報であると說きなさんが爲で、其實は負傷した兎が水に浴した後、蒲の花粉の散り敷いた上を輾轉して居るのを見て、外傷治療の一法を發見したものがあつたのであらう。其故に兎神として祭られたので、救主の戀の勝利を豫言したと

いふことだけで、神とせられたとは考へられぬ。蒲黄は和名抄に加末乃波奈と訓し、蒲花上黄者也とあり、止血劑として夙に知られて居たものと思はれる。

兎の豫言の如く帒を負うた大穴牟遲が八上比賣を射留めたので、八十神が之を惡み、迫害を加へたかのやうに話の筋が運ばれ、次の如く叙述せられて居る。

こゝに八上比賣八十神に答へけらく、吾は汝等の言を聞かじ、大穴牟遲神に嫁はむといひき。故爾に八十神怒りて、大穴牟遲神を殺さまく欲りして、共に議りて伯伎國の手間の山本に至りて云はく、赤猪此山に在り。故和禮共に追下しなば、汝待ち取れ。若し待ち取らずは、汝を殺すべしといひて、火もち猪に似たる大石を燒きて轉ばし落しければ、追ひ下りて取る時卽ち、其石に燒き著かえて死にき。爾に其御祖の命哭き憂ひて、天に參上りて、神產巢日之命に請ふ時乃ち、𧏛貝比賣と蛤貝比賣とをやりて、作り活けしめ給ふ。爾𧏛貝比賣焦をきさげて、蛤貝比賣待ち承けて、母乳の汁を塗りしかば、麗

しき壯士に成りて出で遊行き。是に八十神見て且欺きて山に率て入りて、大樹を切り伏せ、茹矢を其木に打ち立て、其中に入らしめ、即ち其氷目矢を打ち離ちて拷ち殺しき。爾に亦その御祖命哭きつゝ求げば見得き。即ち其木を拆きて、取り出で活して其子に告ごらく、汝此間にあらば、遂に八十神に滅さえなむといひて、乃ち木國の大屋毘古神の御所に速し遣りき。爾八十神覓ぎおひ臻りて矢刺す時、木の俣より漏き逃れて云ひしく、須佐能男命の坐す根堅洲國に參向ふべし、其大神必議りたまはむといひき

これは八十神との抗爭中三度の危難に會うたことを意味するのであるが、嫉妬による迫害と說きなした結果、葦原醜男の名を負うた此神の勇武は少しも言及せられず、唯々諾々として暴主の命に從ふ無氣力な奴隸でもあるかのやうに叙せられて居る。燒石、茹矢、矢刺はいづれも史實とは思はれぬけれども、上代にあり得たことであらう。大意は明白であるが、語句に不明な點もあり、誤解もあるやうで

あるから、以下逐次說明する。

第一回は伯伎(伯耆)の手間の山の山本の出來事とせられて居る。手間山は風土記に國の東堺手間剗(セキ)とあり、和名抄に伯耆國會見郡天萬鄕(今も手間村と呼ばれる)とある地の西方、出雲國との境なる關城山が其遺跡であらうと言はれる。燒石を赤猪と譎はつたとあるのはありさうな事であるが、此一節は寧ろ上記の白兎の話と同じく、火傷の治療法を敍することが主であつたと見るべきである。火傷によつて假死した八千矛のヤケト(焦)をキサゲ(削)、——焦は本に集とあるが、眞淵の說の如く焦の誤寫とすべきであらう。但し宣長が岐佐宜とつゞけて、キサゲコガシテと訓み、𧏛貝が己の殼を削つて燒き焦したことをいふと說いたのは誤である(古語大辭典訓詁篇)。キサゲは口語コサゲに同じい——母乳汁を塗つて手當をしたら、蘇生恢復したといふので、上古此やうな治療法が行はれたものと思はれる。𧏛貝比賣と蛤貝比賣とは之に用ひた器物を神格化したるに過ぎず、𧏛は蚶の

誤寫又は變體で、白石の「東雅」に理由を示さずして、蛤と改めて居るのも、古來キサと訓まれて居たからであらう。此名を負はせたのは殼緣に刻を有するからで刮削器として用ひるに適するものである。蛤貝は出雲風土記に宇牟賀比とあるに當てた字で(第八八頁)、景行紀にも白蛤を宇牟岐(ウムカヒの約濁)と訓註し、和名抄には海蛤にウムギノカヒといふ訓をあてゝ居るが、語義は大身貝であるから、種屬名ではなく、一般に身の大きい貝を意味し、今いふオホムガヒ(鸚鵡貝とかくのは借字)も其一つであらう。こゝでは乳汁を盛るに用ひたのであるから、大きくとも淺い蛤よりも、壺の形をした鸚鵡貝の方が適當して居るやうである。母も乳も古語ではオモといひ、ウマ(味)、アマ(甘)と同じく、嬰兒が最初に發する自然の唇音を摸した語であるから、こゝの母乳は二字を合はせてオモと訓むべきである。乳汁に火傷を治する實效があるかないかは、藥物學上の問題であるが、少くとも防腐及創面保護の用をなし得ると信ずる。若し然りとせば、蛤貝比賣待承

而〔眞福寺本〕とある待承の二字を刊本に持水に作り、宣長が之に從うて「凡て蛤貝の中には水を含みもたるものなり」と說いたのは誤りで、水を和しては乳汁の効驗が薄くなるのみならず、海蛤の中に含まれて居るのは必然鹹水であるから、創面を刺戟して不良の結果を生ずること、稻羽の白兎の例によつても明白である。

　この一小段中特に注意すべきは御祖命哭患而參上于天請神產巢日之命といふ一句である。ミオヤ（御祖）といふ語は父親をいふにも用ひられた例はあるが、――例へば出雲風土記仁多郡三津鄕の條下の如く――記には常に母親の意に用ひられて居るから、こゝも生母刺國若比賣をいふものと思はれる。其が特に神產巢日之命に哀訴したのは理由のある事であらねばならぬから、或は前章に於て詳論したカモ（賀茂）族の祖神神魂命又は神魂大刀自神を意味するのではあるまいか。風土記に支佐加比比賣及宇武賀比比賣を出雲神とし、ことに前者を狹田國の君主佐太大神の母と傳へたのを見ても（第八七頁以下）、神產巢日之命は族祖神であらね

ばならぬ。此見解にして誤らぬとすれば、參上于天」は蛇足で、恐らくは傳誦中に追加せられたものであらう。

第二次の遭難地は不明であるが、出雲國内の山中であつたことは勿論で、大木を切倒して打立てたとある茹矢はハメヤと訓み、次の氷目矢は其音便であらう。――宣長は矢ヲハメと訓したが、打立其木」と重複する嫌がある――ヤは必しも箭の意のみに限らず、大槌をカケヤといふが如く、エ(柄)に通ずる語であるから、こゝでは楔の謂と思はれる。今では單にヤ(楔)とも稱へるが、嵌入するものなるが故に、古はハメヤ(ヒメヤ)といふたのであらう。之を大木に打立てたのは、其を割る爲で、工具の進歩しなかつた上代に於ては、唯一の割斷方法であつたと思はれる。こゝでは割り通さずして半に留め、胴體を入れ得る程の大きな罅隙を作り、其間に八千矛を置いて、突然楔を外し、彈力によつて壓搾して死に至らしめたといふので、若し實際に用ひたことがあつたとすれば、頗る原始的な、しかも

殘虐な殺人具であると言はねばならぬ。此怖しい壓力によつて搾め殺したものをどうして活したかは說明せられて居らぬ。

此事件に懲りた御祖命は、此地に居つては危險であるからというて、木國の大屋毗古神の許に遁がしたとあるのは、條理のあることで、大屋は前章に述べたやうに、キ(木)族の占住した紀伊國の鄕名であるから(第四九頁)、其男性領主を大屋彥と稱へたことはあり得べきであるが、こゝの文は聊か明瞭を缺く憾がある。其は八十神が追うて來て矢刺したといふ第三次の危難が、出發前に起つたことか、或は木國まで追及したのか判然せぬのみならず、次に根の國に參向すべしというたのは誰であつたか明示せられて居らぬ。或は脫字があつたかも知れず、又全體が神話若くは架空談であるとすれば、何人でも差支はないかも知れぬが、史談又は事實に基いて脚色せられたものとしては、餘りに杜撰なやうである。或は速ヨ遣於木國之大屋毗古神之御所」といふ一句は單に御祖命の意嚮(インテンション)で、未だ實現を

見るに至らざるに、八十神の發覺する所となり、矢サシ卽ち箭を射かけ又は槍を投げかけられたのを「古語大辭典」、木の俣を潛つて辛うじて遁れた後、八千矛自身がスサノヲの命の根堅洲國に行かば、其大神が良策を授けてくれられるだらうというたのかも知れぬ。舊事本紀には自二木俣一漏而逃矣、御祖命告レ子云、可レ參二速素戔烏尊所レ坐之根之堅洲國一とあるが、其は記の文を解しかねて改竄したものゝやうで、却つて辻褄があはない。宣長は自二木俣一漏逃而の次に、去御祖命告レ子の六字を補うて、一本に據るというたが、其本の出所を示して居らぬのは頗る疑はしとすべきで、或は舊事紀に基いて擅に加へたのではあるまいか。眞淵及守部が大屋毘古神の告としたのも根據のない推斷のやうである。恐らくは次に隨詔命とあるので、他の神の言であらねばならぬと速斷したのであらうが、其は八千矛神が聲明の通りを實行した事をいふものと解しても少しも差支はないのである。

求援。　上述の如く木國大屋毘古神の許に走らんとして果さなかつた八千矛は

スサノヲの命に援を求めんと欲した。記の傳承によればスサノヲの命は六世の祖であるから、縱ひ神話としても、神も亦寂滅を免かれぬとした上代人の信念からいふも、此時までスサノヲの命が現世に活動したとは考へられぬ事であるから、或は同名異人か又は過去の人の神靈を意味するものとせねばならぬ。根堅洲國を黄泉の謂なりと信じた人々は、靈界の出來事と見て、何等疑を起さなかつたであらうが、苟も古傳說から若干の史實を檢出せんとするに於ては、其やうに簡單に取扱ふべき問題ではない。之については二つの想像が許される。其一は八千矛が求援のため、實際根堅洲國卽ち遠祖スサノヲの命の鄕土なる韓國に赴いたと見ることで、一はスサノヲの命の裔と稱した須勢理毗賣命の氏族の後援を得たことを誇張した叙述と見ることである。前者は絕無のことではないかも知れぬが、其にしてもスサノヲの命と直接交渉があつたといふのは信ぜられぬことであるから、實際の後援者は、——若し其事實があつたとすれば——其後胤の一英雄であつた

とせねばならぬ。此神の子孫と稱するものは、前章に列擧したやうに、出雲國にも少くはないのであるから、其聲援を要望したとしても、遙々韓地にまで赴く以前に、國中に於て局面展開の策が試みられた筈である。されば根堅洲國の四字はスサノヲの命に援を乞うたといふことから思ひついて挿入したので、出雲風土記に神門郡滑狹鄕の若須世理比賣を娶つたとある所を見ると、通婚によつて其氏族の援助を得たことを意味するものとせねばならぬ。同郡八野鄕の女君八野若比賣を娶つたのも(第八〇頁)、同一目的であつたのであらう。

記の傳承に於ては此結婚が頗る神秘的に叙述せられて居るが、其內容は峻嚴なるスサノヲの命の待遇と、スセリ姬の內助の功との描寫に重きを置き、八千矛の勃興は此大神の許から偸み取つた生大刀生弓矢の威力によるものであるかのやうに說かれて居る。左に其一段を抄錄する。

故詔命の隨に須佐之男命之御所に參到りしかば、其女須勢理毘賣出で見て、

目合して相婚して還り入りて其父に白さく、甚麗しき神來ませりと言しき。爾其大神出て見て、此は葦原の色許男といふものぞと告りて、卽ち喚び入れて、其蛇室に寢しめき。是に其妻須勢理毘賣命、蛇の比禮を以ち其夫に授けて、其蛇咋まむとせば、此比禮もち三たび擧りて打撥へといひき。故敎の如爲しかば、蛇自ら靜まりし故に、平かに寢て出でき。亦來る夜は吳公と蜂との室に入れけるに、且吳公蜂の比禮を授けて、先のごと敎へし故に平かに出でき。亦鳴鏑を大野の中に射入れて、其矢を採らしめき。故其野に入りし時卽ち、火もち其野を燒き廻らしき。是に出でむ所を知らざる間に鼠來ていふ。內は富良富良、外は須夫須夫。斯くいふ故に其處を踏みければ、落入り隱入し間に、火は燒け過ぎき。爾其鼠其鳴鏑を咋ひ持ちて出て來て奉りき。其矢の羽は其鼠の子等皆喫ひき。是に其妻須勢理毗賣は喪具を持ちて哭き來、其父大神は已に死に訖ぬと思ひて、其野に出で立ちしかば、其矢を持ち

て以奉る時、家に率て入りて八田間の大室に喚び入れて、其頭の虱を取らしめき。故爾其頭を見れば呉公多に在り。是に其妻牟久の木實と赤土とをもたし、其夫に授けし故に、其木實を咋ひ破り、赤土を含みて唾を吐き出せれば、其大神呉公を咋ひ破りて唾吐き出せりと以爲ひて、心に愛しと思ひて寢き。爾其大神の髮を握みて其室の椽毎に結び着けて、五百引の石を其室の戸に取塞へて、其妻須勢理毘賣を負ひ、卽ち其大神の生大刀と生弓矢及其天の詔琴を取持たして逃げ出づるとき、其天の詔琴樹に拂れて地動鳴みき。故其大神聞き驚きて其室を引き仆しき。然れども椽に結へる髮を解く間に遠く逃れき。故爾に黃泉比良坂に追ひ至りて、遙に望けて大穴牟遲神を呼ばひ謂りしく、其汝が持たる生大刀生弓矢もちて、汝が庶兄弟を坂の御尾に追ひ伏せ、亦河の瀨に追ひ撥ひて、意禮大國主神となりて、亦宇都志國玉神となりて、其我が女須世理毘賣を嫡妻として、宇迦の山の山本に、底津石根に宮柱布刀斯理、

高天原に氷椽(ヒギ)多迦斯理て居れ、この奴(ヤツコ)とのりき

詔命はミコトの假字で、上記の如く八千矛神自身の言明をさし、他の神の命令を意味するのではあるまい。目合は記傳にマグハヒと訓してあるが、其は性交傳説中の美斗能麻具波比(第二卷五三頁)を交接の意に牽强せんが爲に案出した說で、合にクハヒといふ訓はないから、字に從うてメアヒと訓むべきである。こゝは宣長說の如く互に目を見交すことであるが、今のミアヒ(見合)と同じく、結婚取極(トリキメ)の意にもなるので、高千穗傳說に於けるニニギの命が木花之佐久夜毘賣にいはれた御言葉にも、吾欲㆔目㆓合汝㆒とあるのである(記)。恐らくは今いふメアハス(許婚)も此から出たのであらう。次の相婚は相許したばかりではなく、一層立入つた關係に進んだことをいふのであるから、アヒテというても意は通ずるが、上のメアヒと同じ語が重複して紛らはしいから、ミトアタハシテと訓ませるつもりであつたと思はれる。此語は前章久志伊奈太美等與麻奴良比賣命の條下に述べたやうに

（第八一頁）、寢所を許すことゝ、卽ち同衾するといふ意である。其故に以後に於ては常に妻須勢理毗賣とあるのである。此は父母の許を待たず自由結婚した一例であるが、上代に於ては此結婚形式が普通であつたことは萬葉集の歌詠によつても明白である。

八千矛神に對するスサノヲの命の待遇は苛酷に過ぎるやうであるが、決して惡意又は敵意があつたわけではなく、後進を試錬する爲であつたと思はれる。さればこそ最後に至つて於レ心思レ愛とあるのである。さりながら以下は挿話的分子で全體として見れば、故高木文學士の說の如く、「巨人の娘に對する一青年の求婚說話」であるかも知れぬが（日本神話傳說の研究）、必しも異國說話の飜案ではなく、偶然同樣な話の筋に落ちたので、縱ひ史實にあらずとするも、我上代文化の研究資料として價値を失はぬものである。

試錬は前後四回で、その三回までは須勢理毗賣の婦節によつて救はれたのである

るが、其最大厄たる野火の難に際しては、鼠の助を得て免かれたとある。これは大なる注意を要することで、野火の難は日本武尊の御事蹟中にも見えるから(次篇參照)、上代最も怖るべき危害とせられたものと思はれるが、鼠の活躍を叙したのは、何か所由のあることであらう。私は尚之を詳にし得ぬが、この小動物がシシ(鹿、猪)、ウサギ(兎)と共に此國の土産で、太古から知られて居たものであることが推定せられる。勿論野鼠をいふので、說文に鼠穴虫之總名也とあり、和名抄に穴居小獸、種類多者也とある所を見ると、ネズミといふ語も亦アナ(穴)スミ(住)の約轉と思はれる。

第一次及第二次の試錬は同一樣式で、蛇、呉公、蜂の如き害蟲の棲む室に入れて各一夜を過さしめたといふのである。蛇はこゝではヘミと訓み、毒蛇の義とすべきで、和名抄に蝮を波美と訓し、中國地方では之をハメと稱へるのもヘミの訛である。呉公は本草和名に牟加天と訓してあるから、和名抄の蜈蚣一名百足の謂な

ることは勿論で、ムカはムク(尨)、モク(茂)と同じく、手(足)多きを以てムカデと稱へたのであらう。此科には赤頭(アカヅ)蜈蚣の如く毒性の強いものがある。ハチ(蜂)も亦ハチ(及手)の轉呼で、螫を有するが故に名を負うたものと思はれる。ヒレは此等の害蟲を驅攘する護符で、ヒラ(扁平)から分化し、翩々たるものをいふのであるが、上古靈異の力を有すとせられた品物を、其形狀に從ひ、タマ(玉)、クシ(串)及ヒレ(片)に區別したので、ヒレといふ語に護符の義があるのではない。されば饒速日命が高天原から携へた瑞寶十種中にも、蛇のヒレ、蜂のヒレ、品(クサグサ)の物のヒレがあり(舊事紀)、天之日矛將來の神寶には浪振ヒレ、浪切ヒレがある(古事記)。こゝでは須勢理毘賣が夫の危難を救はんが爲に、竊に父大神所藏の護符を取出して之に授けたといふので、三擧は之が使用法を意味し、打振ることによつて効力を生ずるものとせられたのであらう。上記饒速日命の瑞寶十種も、若し痛む所あらば布瑠部(フルヘ)、由良由良止布瑠部云々と教へて、天神御祖が之を授けたとある。此一

段のうちには、大國主神が禁厭之法を定めたといふ傳說（紀一書六）の趣旨が含まれて居るので、前段に於て插話的に醫療之方を述べたのと同工異曲である。

此兩度の試錬を無事に經過したので、第三次には大野の中に鳴鏑を射入れて取りにやり、火を放つて之を燒き殺さうとしたが、上記のやうに鼠の助によつて免かれたといふのである。鼠は其名の示す如く、原野に穴を穿つて棲息したので、——人間が出入するほどの大きな穴とは考へられぬが——其中に潜伏したといふことを、此動物が人語を發して、內はホラホラ（洞々）、外はスブスブ（火の燃えうつる音）というて諷示したと、童話的に叙述したに過ぎず、記傳に「穴の奧は廓に廣し、入口は窄狹ければ火の燃入るべき由なし、故暫く此ノ穴ノ內に隱れ坐して災を免れたまへとなり」と說いたのは奧のさあることで、外を入口の意とするのも牽强である。宣長は外は登と訓むべし、曾登といふは俗しといふたが、其は反對で、トに外の意はなく、これをトと訓み得べしとすれば（外山の等の如く）、トヲ

（遠）又はソト（セト）の約であるが、古語ではない。

鼠の子等が矢の羽を喫うたとあるのは解せぬけれども、巣を造る料に羽毛を引く習性のあることを意味するのかも知れぬ。羽をはいだ矢が太古から存したかは疑問であるが、鳴鏑は第一卷（二四〇頁）に述べたやうに、實用よりも寧ろ音響を立てゝ厭勝することを目的としたのであるから、之を原野に射込んだといふのは、何か意味のあることであつたのであらう。

必然燒死したものと豫期した大神が親しく其野に出でたら、——死屍に冷酷な一瞥を與へんが爲ではなく、寧ろ起死再生の術を施さんが爲と解すべきであらう——須勢理毘賣命は父大神の心の底をはかりかねて、泣く泣く葬具を携へて收斂に來た所が意外にも健全であつたのみならず、其矢をも拾ひ得て奉呈したので、此は唯人ではないと見て、家に連れ歸り、今次は八田間の大室に於て其頭の虱を取らしめた。從來ヤタマは大室の廣さの形容と速斷して、間は柱と柱との中間の

謂なりと說いたものもあるが〔記傳〕、田については明解を與へて居らぬ。案ずるにヤタ（八田は借字）はヤツ（谷）と同語で、――ヤチともいふ（第一〇六頁）――谿間をヤタマといひ得るから、大室の所在地を指示したのであらう。其處に外來者を喚び入れて頭の虱を取らしめたとある所を見ると、この大神の居屋であつたと思はれる。虱と思うたら其は呉公であつたと、極めて恠奇的に叙述せられて居るのは、巨人の姿を髣髴せしめんが爲の手段で、之に避易することなく、害蟲を咋ひ破つたと見せかけた事によつて、大神の歡心を得たとあるから、これも試錬の一方式であつたとせねばならぬ。

ムクノミ（牟久木實）の原義は果樹(ムク)の實であるが、特に椋子〔和名抄〕又は椹〔天武紀〕の稱呼に用ひられた。椹即ち桑實は赤い色素に富むものであるから、これを咀嚼して吐き出した唾液が、血と見えたといふことは極めてあり得べきであるが、赤土(ハニ)を咋ひ合はせた理由を詳にせぬ、赤土は借字で、ハニは粘土の總稱に用ひら

れて居る（一卷二三七頁）、必しも赤色なることを要せぬが、假に字の如く、赭土の意であるとしても、血のついた皮肉と見せかける爲ならば桑實（ムクノミ）だけで十分で、赤土によつて色が加はり、若くは近似の度を益さうとは考へられぬ。桑實は嗜好食品であり、我上代にも食土俗（ジオファギー）が存した形跡のあることは、常陸風土記の記事によつても想像せられるが（常陸風土記物語第一六八頁）、此二つのものを取合はせたのは何か理由があることとであらう。或は兩者を唾で和したもので、害蟲の毒を醫する効果があるとせられたので、上述の蒲黄又は乳汁と同じく、醫療傳說の一斷片として挿入せられたものと言へぬこともないが、其意ならば寧ろ吳公の室の項下に叙述すべきで、此（コヽ）では此蟲に螫されたやうには說かれて居らぬから、唐突の嫌がある。其故に私は序說の如く、檳榔子と石灰とを胡椒科植物の葉に裹んで、清涼劑として口中に含み、咀嚼して血のやうな唾を吐く南島民の習俗を連想し、上古出雲にも同樣の風習が存したか、若くは之を用ひた種族の英雄譚の一片が出雲傳說に紛

れ込んだのではあるまいかといふ疑を抱くのである。

大穴牟遲神が大神の假眠に乘じ、其毛髮を椽に結びつけ、武器寶物及女子を奪うて逃れたといふ話の筋は、高木氏によれば、動物説話の一變形で、ニウジーランドの兎と獅子との話、又は其から變化した青年英雄と鬼との話に、之が類型を發見するといふことであるが(日本神話傳説の研究一九五頁以下)、其よりも日本に近い中央カロリンのオロファト神話の方が類似點が多い。本論究の立場からいへば、強ひて穿鑿を必要とせぬのであるが、若し比較研究を試みるとすれば此話を無視することは出來まい。其によればオロファトといふやゝ不良性を帶びた英雄神が、父ルク大神の怒に觸れて、いろいろな方法で殺されようとしたが、慧智と膽力とによつて常に危難を免かれたといふので、次の點に於て頗る大國主傳説に類似して居る(ミクロネシア民族誌第一二八―一三三頁)。

(イ) ルク大神の命を受けた雷が、電火を發してオロファトを燒き殺さうとした

が、彼は豫て用意した椰子乳を注いで消したとした——手間の山本の厄と似た所がある。

（ロ）柱を建てる爲に設けた穴に突き落し、その丸柱を高く持上げて衝き立て、其土石で埋めたが、オロファトは豫て穴中に更に横穴を掘つて置いたので、其中に身を潜めて死を免かれ、五日の後空腹を覺え、携帶した胡桃を石で割つて食うた時、蟻が來てこぼれた破片を引き、長い行列を作つて柱に沿うて地上に運び出したのを見て、自分も蟻に姿をかへて遁れ出た。——危難を穴中に遁がれたことゝ、小動物からヒントを得たことが一致して居る。

（ハ）アヌ・ラプ（大精靈）が大きな鈎を太い綱に結びつけ、オロファトの頸に投げかけて捕へようとした時、彼は蚶貝で綱を切り離し、其端にアヌ・ラプの家を縛りつけて姿をかくした。——毛髪を椽に結びつけたのと趣が似て居る。蚶貝は記の蚶貝である。

（二）母神ラトはルク神に向うて「オロファトを殺し得る望はないから、寧ろ總ての惡人と嘘つきとの王にしたらよからう」といふた。――大國主は惡人とも、嘘つきとも見られて居らぬが、大神が葦原色許男と呼んだのは、剌國の惡餓鬼といふやうな意味であつたのかも知れぬ。人間界の王たれといふたことは次にあげるスサノヲの命の言葉と趣を一にする。

出雲傳説に於ては大神の毛髮を椽に結びつけたことの外に、五百引石を以て其室の戸を取塞へたとある。五百引石は第二卷（第一一九頁）の千引石と同じく、五百人の力を用ひねば動かすことの出來ぬ大きな岩といふ意である。

大國主神がスサノヲの命の許から持ち出したものは、須世理毗賣の外に、大神の生大刀及生弓矢と天詔琴で、イクは活杙神の如く美稱に用ひられ（第一卷一一五頁）、生々したといふ意である。詔琴は借字で、コト（事）はモノ（物）に通じ（第三卷一六七頁）、ノリはナリ（鳴）と同語であるから、ノリコトは今の言葉に直せばナリ

モノ(靈物)の謂で、「天」は美稱なるが故に、人工樂器の總稱であつたのであらうが、略してコトとのみいひ、後世輸入せられた弦樂器の稱呼に專用し、琴の字をあてるやうになつたのである。然るに後人文字に泥んで、此一節を以て所謂倭琴が神代より存したことの證とし、或はノリコトは詔言所の義なりといひ、又は詔を沼の誤記としてヌコトと訓み、瓊琴をいふと說くものを生じたのは、遺憾とせねばならぬ。神功紀以下に見える上代の琴は如何なる制式であつたか不明であるが、こゝのノリコトは弦樂器を意味しなかつたと見えて、樹に拂れたものが弦なりとはいはず、地鳴動とあるのも適はしからぬ形容である。大刀弓矢の外に特に樂器をこゝに舉げたのは、守部の說の如く、大神の眼を驚かしたといはんが爲の伏線で(古事記傳)、宣長が「上代には夫婦の結びをなすには、必ず女の親の方より聟に琴を與へて、夫婦の中の契とせしことにてありけむ」といふのは(記傳)、根據のない臆說である。

傳說の表面には右の如く大國主神がスサノヲの命の隙を窺ひ、其女子と兵器寶物とを盜んで遁げたとあるが、其は上揭の可レ參二向須佐能男命所レ坐之根堅洲國一、必其大神議也とある趣旨と矛盾するから、原說には恐らくは試錬に屈しなかつた大國主神を愛でゝ、其女を許し、且大刀弓矢を與へて——兵力を貸し與へたことを意味する——送り返したとあつたのを、話の調子に乘つて刼掠に成功したかのやうに語りひがめたのであらう。其故に詔琴の樹に拂れた音に驚き覺めた大神が其室を引仆して追かけようとしたけれども、椽に髮を結びつけられてあつたので逐に及ばず、黃泉比良坂に到り、遙に呼びかけて事後承諾を與へたと說き繕うて居るのである。こゝに再び黃泉比良坂といふ地名が出て來るので、根堅洲國は黃泉の謂であるといふ誤解を深めたのであるが、其はスサノヲの命が大國主の六世の祖と傳へられ、既に此世の人でなかつた筈であるから、イザナミの命の場合と同じく、黃泉の境を越えることが出來なかつたと考へられた爲で、須世理毘賣が

大國主に作はれて出雲に來り、結婚生活を營んだと說かれて居る所を見ても、根堅洲國の幽界にあらざることが分明である。出雲風土記には和加須世理比賣命は神門郡滑狹郷の女君とあるのであるが、假令根堅洲國の人としても、スサノヲの命の女とあるコを裔孫の義と解すれば何等矛盾はないのである。

スサノヲの命が大穴牟遲神に宣したとある言葉も、其實は傳說子の假聲で、神の口から出たのではない。大國主又は宇都志國玉は上記の如く、八千矛が出雲全國の君主となつた後の尊號で、其意義は國君といふことではあるが、普通名詞として用ひられたのではないから、未來を祝してスサノヲの命が此稱號を與へたと解することは困難であり、宇迦の山本に宮居を定めたのも其地の女君綾門日女命と結婚した後のことであらねばならぬから（第二五五頁）、豫言としてならばともかくも、於二宇迦能山之山本一……居、是奴也と命令的に表明したとは考へられぬ。其外オレ（意禮）、ムカヒメ（嫡妻）、コノヤツコ（是奴）といふやうな後代的な表現

を用ひたのも有り得べからざることゝ言はねばならぬ。

オレはアレ（ワレ）と同一語から分化したもので、通例第一人稱代名詞とせられて居るが、國語に於ては本來一人稱と二人稱との間に嚴密なる區別はなく、自分をいふに用ひれば一人稱となり、相手を指していへば二人稱と了解せられたもののやうである（日本言語學改訂版八七頁）。其故にスサノヲの命が大國主を呼ぶに、オレを以てしたとしても少しも差支はないが、オレ、ワレ、オノレ等を卑稱と見なしたのは思想の變遷によるもので、やゝ後代の事に屬する。ヤツコの原義は第三卷（一九二頁）に述べたやうに家の子卽ち家隷であるから、決して敬語ではないが、之を第三人（卑）稱に用ひるやうになつたのは後のことで、是奴（コヤツコ）を略してコヤツ、彼（カ）奴をカヤツの如く稱へるのは古言ではない。又ムカヒメといふ語も妻妾の別を明にする必要のある場合に、嫡妻をいふに用ひられたけれども、其は多くは後人が區別したので、上代社會生活に於ては實際にも形式的にも一夫一婦の制禁は存在

しなかつたのみならず、婦人は結婚後も夫と同居することはなく、其の腹から生まれた子女は、母族に於て養育せられたのであるから、待遇上嫡庶を區別する必要はなかつた。其故に初期御歴代について稽へても、紀に皇后――オホミムカヒメと訓ませたのであらう。キサキの宮又はオホキサキの宮と稱へるやうになつたのは後世のことである〔古語大辭典〕――とあるのは、皆天皇の御母で、縦ひ門閥がすぐれて居ても、結婚の時機が早かつたとしても、他の皇子女の所出は常に妃とのみ記されて居る。例へば應神天皇は五百城入彦皇子の孫王女三柱を併せ娉されたが、仁徳天皇の御生母なる仲姫を皇后とし、其御姉高城入媛は嫡女なるにも拘はらず、單に妃とあるのであるが、若し其出なる額田大中彦皇子若くは大山守皇子が即位せられて居たならば、紀の筆者は必ず皇后の尊號を此貴女に奉つたであらう。大國主神にも多くのツマ(配偶)があり、いづれも名門の出であるから、一を嫡、他を庶とすることは出來なかつた筈で、こゝの嫡妻は、援助の功が多かつ

たから、特に有力であつたであらうといふ想像と、後記の八上比賣との關係から推定して、後人が附加へたものであらう。

於二底津石根一宮柱布刀斯理、於二高天原一冰椽多迦斯理は上古宮殿の堅牢壯大を稱讃する慣用句であつたと見えて、次の國讓の段及天孫降臨の段にも用ひられ、神武紀に太立二宮柱於二底磐之根一、峻峙二搏風於二高天原一と譯し、延喜式の祝詞には少しづゝ語をかへて屢ゝ用ひてある。左に若干例をあげる。

〔新年祭〕〔六月月次祭〕　下都磐根爾宮柱太知立、高天原爾千木高知氏

〔春日祭〕　下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏

〔平野祭〕〔久度古關〕　底津石根爾宮柱廣敷立、高天乃原爾千木高知氏

〔齋戸祭〕〔遷却祟神〕〔出雲國造神賀詞〕　下津磐根爾宮柱太敷立、高天之原爾千木高知氏

〔大神宮神衣祭〕　五十鈴川上爾大宮柱太敷立天、高天原爾千木高知天

（大殿祭六月月次祭祈年祭）五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾比木高知天

其他之を略して下津石根爾稱辭竟奉（大殿祭宮賣祭）とした例もある。されば こゝに

大國主が宇迦の山の山本に本據を構へて後の稱辭と見るべきである。

此稱辭は明に二句より成り、前句は宮柱の堅牢不抜なることをいひ、次句は屋蓋の聳峙することの形容で、ヒギ（冰椽、氷木、比木）は和名抄に搏風、比宜、辨色立成云搏風板とあるに當るけれども、狩谷氏の考證に搏風板（搏當作搏）は棟から垂下するもので、屋蓋の兩端の椽の組合せ目から下を搏風といひ、上方に突起する部分をヒキといふべしとして、皇太神宮儀式帳に上搏風肆枚、號稱比木とあることを引いて證として居る（古記）。太古の屋蓋の骨格は、二本づゝ組合はせた椽と、直接其上に架した棟木から成り、交叉部より上方の剰端を切除くことなく、盡く斜に突出せしめたものゝやうであるが、建築法の變遷に伴ひ、屋上に露出せぬやうになつて後も尚、神宮等には兩屋端に於てのみ古制を存したのである。ヒキの

原義は秀木(ヒキ)で、椽の秀出部のみを意味し、下垂部の稱呼としてタリキ(垂木)といふ語を用ひたのは、當を得たものである。然るに此制式が神社にのみ殘り、靈物であるかのやうに考へられた結果、チギ(靈木)とも稱へられたので疑を生じ、記傳には肱木の謂で、上略すればチギとなり、中略すればヒキとなると說いてあるが、若し然りとすれば、ヒギ、チギ共に訛言で、古はヒヂキと稱へた筈であるのに、上掲の如き多數の例中一も之を見ぬのみならず、ヒヂ(肱)はヒザ(膝)及ヒダ(褶襞)と語原を同うし、關節を意味するが、交叉をヒヂといはぬのである。――違木(チガヒキ)の約又は風木(チキ)の意とする說は、宣長のいふが如く取るに足らぬ。又チギは聯木、ヒギは合木の意なりとした重胤說も牽强である。

因記。偶合かも知れぬが、我南洋廳管下のヤップ島では屋蓋をチギと稱へる。他のミクロネシア語に類がないから、或は國語のチギが轉入したのかも知れぬが、萬一ヤップ語の方が源泉であるとすれば、千木高知は屋蓋其ものゝ高

いことの形容とせねばならぬ。記して疑を存する。

布刀斯理(太知)、多加斯理(高知)のシリは柱又は冰椽の述語となり得べきものではないから、宣長も論じたやうに、柱又は冰椽にかゝるのではなく、其宮殿の主に對する稱辭で、換言すれば宮殿の壯大によそへて神威(君德)を述べたのである。其故に神(君王)についていへば、宮柱又は冰椽(千木)までは序であるので、太知をフトシヤ、高知をタカシキともいふのである。萬葉集にも次の如き用例がある。

[卷一] 秋津の野邊に　宮柱　太シキませば

[卷六] やすみしゝ　吾大君の　高シカス　大和の國は　皇祖の　神の御代より
シキませる　國にしあれば

されば太シリ、太シキを廣シリ、廣シキといひかへても差支はないのであるが、祝詞の諸例のやうに太知立、太敷立、廣知立、廣敷立として「立」の字は蛇足で、もし柱

を建てるといふ意ならば、「知」「敷」は餘剩である。恐らくは後人が此慣用句の用法を明にせず、紀の譯文に誤まられ、柱の縁によつてさかしらに「立」の字を加へたのであらう。大伴宿禰家持の歌にも同樣な誤用例がある。即ち

〔萬二〇〕畝傍の宮に　宮柱　フトシリ立テ、　天の下　知しめしける

右の外底津と下津とはほゞ同義で、五十鈴川上とあるのは、五十鈴川上の下（底）津石根といふべきを略したのであらう。又高天原はこゝでは天空をいふものと解すべきである。

大國主の宮殿に對して此稱辭を用ひたとすれば、其は宇迦の山の山本の御室のことではなく、八十坰隱りの後其希望により、出雲國の多藝志之小濱に建てられたと稱する天神御子之天之御巢に摸倣して作られた天之御舍（次卷第三章參照）をいふのであらう。何となれば第二卷（第四〇頁）に述べたやうに、出雲族の居宅は室造りであつたと推定せられ、屋根も低く、柱といふほどのものもなかつた筈である

かゝである。之を要するに此一節は、宇賀山麓に於て國家を太知高知而居といふ意を潤色したもので、スサノヲの命の口から出た言葉でないことは勿論である。次の其汝所レ持之生大刀、生弓矢以而、汝庶兄弟者、追レ伏坂之御尾レ、亦追レ撥河之瀨レといふ一條も亦、大神の言に託して、大國主神の國土平定の概況を叙したものであらねばならぬ。

國土平定。 上述の如く八十神討伐の狀況はスサノヲの命の言によつて盡されて居るので、前段の物語が頗る詳密なるに拘はらず、如何にして八千矛が國家を建設したかといふことは、次の如く極めて簡單に述べてあるのである。

故其大刀弓を持ちて其八十神を追ひ避くる時、坂の御尾毎に追ひ伏せ、河の瀨毎に追ひ撥ひて、國作り始めき

卽ちスサノヲの命の大刀弓矢の威力により、八十神を驅逐したといふので、其がスセリ媛の氏族の援軍を得て、戰捷したといふ意なることは上記の通りである。

八十神は前にも大國主神之兄弟とあり、こゝには庶兄弟と記されて居るが、肉親の兄弟を意味せぬことは勿論、同一族員をいふのでもなく、同じ世代の諸酋長といふほどの意である。庶はママと訓み、庶兄を万万兄（ママセ）、嫡母を万万波波、[illegible]を万万妹〔字鏡〕といふと同じく、血縁（母系）のない間がらを表示する語であるが、恐らくはモロ（諸）、モモ（百）の原語モの轉音なるマを重疊したもので、衆多の義から轉じたのであらう。されば義子をモコとも稱へるので、後世繼父母、義子をママチチ（ハハ）、ママコと稱へるやうになつたのも之に因るものであるが、ママには繼（又は義）の意はない。記傳には庶の字讀むべからずとしてアニオトドモと訓してあるが、オト（弟）に對する兄を意味する語はエで、アニはアネ（姉）から分化した後世の言葉である。エオトは通例略してエトといふけれども、――十干をエトと稱へるのも木火土金水を各エとオトとに分つからである――エトドモという ては耳ざはりであり、且假字書した用例も見えぬから、こゝはマヽハラカラと訓

むのであらう。肉親なる卑屬をミコといふやうに、同世代人を呼ぶにハラカラ（同胞）といふ語を借り用ひても差支になく、——支那でも四海同胞の如く用ひる——更に精確に表示する爲に、ママハラカラと稱へたのであらう。

御尾は借字で、ミはマに通ずる接頭語、ヲは丘の義であるから、國境の丘邊までで追ひつめたことを毎二坂御尾一追伏といふたものと思はれる。川の瀬は水の流れる部分を意味するのであるが、此は寧ろ川原に追詰めたことをいふのであらう。

此やうにして諸豪族を討伐し、覇權を確立したので、國家經營はこゝに一段落を告げたのである。さりながら征戰は之を以て終結しなかつた筈で、宇迦を中心とする一地方の平定を以て甘心せず、更に其先々までも手を伸ばしたものと思はれるが、記には後に掲げる歌謠及其附帶記事中に之を諷かしただけで具體的の記事はない。風土記の傳說も亦此點に關しては極めて貧弱で、大穴持命が秋鹿を除く各郡に足跡を印したことが記されて居る外には、意宇郡母理及拜志の條下に、越八

口を平げに行つたとあるのみである。神門郡にも古志といふ郷名があり（風）、大原郡には八口（矢口）といふ社があるが（式）（風）、拜志郷から出發し、母理郷へ歸つたとある所を見ると、此八口は意宇郡より東方にあたり、高志國に屬した一地方であらねばならぬ。其所在は判明せぬが、和名抄に但馬國二方郡陽口とある地が、若しヤクチと稱へられたとすれば、或は其地方の謂で、稻羽の八上とも縁故がありさうに思はれる。いづれにしても八上比賣と結婚したのは此頃のことで、記には次のやうに述べて居る。

故其八上比賣は先の期（ウケビ）のごと美刀阿多波志都。故其八上比賣をば率て來つれども、その嫡妻須世理毗賣を畏みて、其生める子をば木の俣に刺挾みて返りき。故其子の名を木俣神といふ。亦の名は御井神といふ也

此傳承に於ては上記の如く八上比賣との約婚は八千矛が倘微賤のころに定まつたとあるので、先約の如く身を許したと說いたのであるが、――之をミトアタハ

スというたのは、寢所を共にする意なることは既述の通りである――其は當時の事情から推してもあり得ぬことであるから、恐らくは八口の征戰の際、若くは其前後に於て敵氏族の貴女を奪うて妻としたのが、此八上比賣であらう。さればこそ率來とあるので、上代の習俗によれば婦人は結婚後も其氏族を離れることはなく、如何ほど遠く距てゝも男から通うて逢うたのであるから、劫掠捕虜にあらざる限り、男の氏族に連れ歸る事はなかつた筈である。其嫡妻を畏れて逃げ去つたとある所を見ると、男子のみが起居する公舍に婦女を引入れることが許されなかつたから、――其は上古一般の掟で、統治者の如き宮處を離れることの困難な貴人に在つては、後宮を設けて之を收容するやうになつたが、其はやゝ後の世の事である――此女性を滑狹卿なるスセリ媛に託して、其許に通ふ機會に忍び逢うたので、嫉妬の爭が起つたのであらう。捕虜として高志國から連れて來たのは、八上比賣ばかりではなく、滑狹の隣邑古志鄉も、當時の俘囚又は其子孫が居住した

ので名を負うたのかも知れぬ。風土記には伊弉那彌命の時、日淵河の水を引いて池を築くに使役した古志國人の宿居之處とあるが、此神は出雲族ではなく、此地方に君臨したのでもないから、誤傳とせねばならぬ。高志族が悠久の昔から此國にも占據したことはあり得るが、新來者によつて東方に追はれた筈であるから、再び來住したとすれば、強制力によつて移されたものとせねばならぬ。

八上比賣が其生みの子を木の俣に刺挾んで歸つたといふのは、木俣といふ神號の所由を說明せんが爲に、後人が案出した附說で、紀記を始め古典に例の多い一種の語戲であらうが（第一卷三七、三八頁）、捕虜であつた生母が遁走するとき、敵將の胤なる子を伴ひ歸ることを欲せず、置去りにしたといふことは、極めて有り得べきで、其子が父氏に入籍し、キ（木）族の支流なるが故に、キマタ（又はキノマタ）と名乘つたか、若くはキマタといふ地の領主になつた爲、キマタの神として祭られたのではあるまいか。和名抄には意宇郡に來待鄕をあげ、式の意宇郡來待

神社は、風土記にも支麻知社とあり、外に來待川をも擧げて居る。キマチとキマタとは近似音であるから、或は此地に古住したのであるかも知れぬ、又木全といふ苗字もあるから、別にキマタと稱する地點が存したこともあり得る。いづれにしても其居所に名泉が存したので、御井神とも呼ばれたのであらう。上古鑿井術が進歩しなかつた時代には、自然の湧泉は極めて尊重せられたので、井を以て神號とした例は他にも少くはないのである。

記には高志出征を沼河比賣に求婚する爲であつたかのやうに叙述し、贈答の情歌三首をあげて居る。沼河はヌナカハと訓み、和名抄の越後國頸城郡沼川(奴乃加波)郷を以て之に擬し、其地の奴奈川神社(式)は此女神を祭るといはれて居るが、海陸の交通が極めて不便であつた上古に於て、出雲から一躍して越後に進出したとは信ぜられぬことであり、此地方が史乘にあらはれたのは、國造本紀に崇神朝大和直同祖御戈命が久比岐國造に定められたとあるを最初とし、日本武尊の東征

時代にすら、頗未レ從レ化と記され〔紀〕、其以外に上代人が越國と稱へたのは、多くは今の越前地方のことで、越後方面は大國主のころには尙全然未開の地であつた筈である。加之ヌナカハは石之川の義で、綏靖天皇の御名を神沼河耳命と申上げ、大毘古命の子に建沼河別といふ人のある所を見ると、越後には限らぬ地名であるから、他にも高志の沼河とよばれた川があつたかも知れず、上記の社は地名に因んで後日此女神を祭るやうになつたことも有り得る。更に一考すると、沼河は必しもヌナカハと訓まねばならぬことはなく、ヌナガの假字とも了解せられる――カハを約濁してガと訓することは、羽前の寒河江をサガエと稱へ、十河をソガ(又はソガウ)といふ例による――若し然りとすれば、ヌナガは沼之處の義で、ヌマ(沼地)と同じく要害を意味するのであらう。此説は突飛なやうであるが、出雲風土記嶋根郡美保鄕の條下に所造天下大神が高志國坐神意支都久辰爲命の子奴奈宜波比賣命を娶つて生ませた子なる御穗須々美命が此地に坐すとあり、ヌナ

ギはヌナガの音便で、同一人と思はれるのである。この推測にして誤らずとすれば、其父なる人は高志國に住したけれどもコシ族ではなく、其名の示す如くヰキ氏族の人で(第一巻一六六頁)、奇井といふ井泉を以て號とし、其女は居所に因んでヌナガ媛ともヌナギのオキ(置)之女とも呼ばれたものと思はれる。恐らくは大國主に伴はれて一族と共に出雲の御穂に移住し、此地で一子を設け、其子が生長して中興の祖となり、歿後ススミ(清淨身)の命として子孫によつて祭祀せられたのであらう。

記に掲げた八千矛神と沼河比賣との應酬の歌三首は、左記の理由により、後人が此神の情事を詠じたものと認定せられ、原歌(若くは其を改修したもの)でもなく、藝術的以外には價値が乏しいから、其歌詞の釋明は後篇(歌謠篇)に讓り、ここには史實にあらずとする根據のみを掲げる。

一、八千矛の高志遠征は上述のやうに軍事政治的行動であるとせねばならぬか

ら、假に沼河比賣といふ間に情交が成立したとしても、後世の大和貴族が妻覓(ツママギ)にうき身をやつしたやうな風流情事が實演せられたとは想像することが出來ぬ。此見地を以てすれば、歌詞はすべて實情に遠いものである。

二、八千矛は實在人であるから、歿後神として祭祀せられ、大國主神等と稱へられたにしても、其生前自らヤチホコのカミのミコトと名乘つたことはあり得ぬ。――カミには首長の義もあるが、用法を異にし、カミのミコトと稱へた例はない。

三、沼河比賣の歌の終末數句は次の須勢理毗賣の歌にも見え、繼體紀の勾大兄皇子(後の安閑天皇)の御歌にも、言辭は多少相違するが、同一內容の語句がある外に、八千矛神の歌詞も混入し、その句は亦萬葉集第十三卷問答歌(三三一〇)中にも用ひられて居る所を見ると、上代の慣用句か、然らずば同一原歌がいろいろ形をかへて傳へられたものとせねばならぬ。

假に此應問が全然無根ではなく、其意味の問答が行はれた事實が存し、若くは存したと傳へられたとしても、歌詞そのものは次の理由により、後人の作とせねばならぬ。

一、此歌詞は純然たる「やまと言葉」によつて表現せられて居るが、大和言葉と全然同一の語彙語法が太古から出雲族に用ひられて居たかは、國語史上大に疑のあることで、著者の研究した結果によれば、大和奠都以前に遡ることが出來ぬやうであるから、少くとも後日大和言葉に飜譯せられたものとせねばならぬ。然るに逐語原律を移すことは、技巧上殆ど不可能であるから、歌謠としての形式は飜譯の際與へられたものと斷定せざるを得ぬ。

二、各篇の終にイシタフヤ天馳使コトノ語リ言モコヲバ、又は單にコトノ語リ言モコヲバといふ句が添付せられて居るが、此は次の二首にも見え、歌曲の一樣式で、上代の自由詩の本體であつたとは考へられぬ。其故に記にも此品

之神語」とあるので、先賢の說の如く、八千矛神を詠じた樂府の歌曲の一と見ねばならぬ。

宣長は神語をカミコトと訓み、「夷振(ヒナブリ)、思國歌(クニシヌビ)など名づけ來したぐひにて、右の五首をば殊に神語と古よりいひ傳へしなるべし」と說いたが、此と同じ囃詞を用ひた雄略朝の歌を天語歌也とした所を見ると（記）、神語、天語はいづれも高天原の歌、即ち純大和歌といふ意であらう。其外に夷曲（振）、天田振、志都歌、來目歌、志良宜歌、酒樂歌(サカホガヒ)、本岐歌、宇岐歌、宮人振、杵嶋振、讀歌等の別があるけれども、其は後の機會に於て說明することにする。

然らば此等の歌はいづれの時代に作製若くは編綴せられたかといふことは、國語史上極めて興味のある問題であるが、餘りに專門にわたる嫌があるから、遺憾ながら詳論を見あはさねばならぬ。私がこゝに安全に斷言し得る所は、左記の如く萬葉時代の標準語法に相違する言葉が用ひられて居ることに鑑み、飛鳥朝以前

から存立したといふことだけである。

（イ）カクル（隱）、イヌル（寢）の如き下二段活の動詞が、「青山に日がカクラバ」「イはナさむ」（將ㇾ令ㇾ寢の意）の如く四段に活用せられて居ること。――此例は萬葉集にもある。

（ロ）ナラス（令ㇾ鳴）をナスといふたこと。――自動詞ナリ（鳴）、ナキ（鳴）に對して、上古はナスを以て他動詞を表示したのであらう。

（ハ）ソカ（少）に形容接尾語ヤをそへたソカヤは、後世專らソカヤカの形に於てのみ用ひられるが（名詞）、こゝでは直接ル（アリの一形）をそへて活用して居ること。

次の須勢理毘賣との問答と稱せられる二首も亦、「八千矛の神の命」といふ一句を除けば、出遊せんとする一貴人と其配偶者との別離の情を叙したといふことの外に、何等史料となるものがないのであるが、記には次の如く補説して居る。

之神語」とあるので、先賢の說の如く、八千矛神を詠じた樂府の歌曲の一と見ねばならぬ。

宣長は神語をカミコトと訓み、「夷振、思國歌など名づけ來したぐひにて、右の五首をば殊に神語と古よりいひ傳へしなるべし」と說いたが、此と同じ囃詞を用ひた雄略朝の歌を天語歌也とした所を見ると(記)、神語、天語はいづれも高天原の歌、卽ち純大和歌といふ意であらう。其外に夷曲(振)、天田振、志都歌、來目歌、志良宜歌、酒樂歌、本岐歌、宇岐歌、宮人振、杵嶋振、讀歌等の別があるけれども、其は後の機會に於て說明することにする。

然らば此等の歌はいづれの時代に作製若くは編綴せられたかといふことは、國語史上極めて興味のある問題であるが、餘りに專門にわたる嫌があるから、遺憾ながら詳論を見あはさねばならぬ。私がこゝに安全に斷言し得る所は、左記の如く萬葉時代の標準語法に相違する言葉が用ひられて居ることに鑑み、飛鳥朝以前

から存立したといふことだけである。

（イ）カクル（隱）、イヌル（寢）の如き下二段活の動詞が、「青山に日がヽクラバ」「イはナさむ」（將レ令レ寢の意）の如く四段に活用せられて居ること。――此例は萬葉集にもある。

（ロ）ナラス（令レ鳴）をナスというたこと。――自動詞ナリ（鳴）、ナキ（鳴）に對して、上古はナスを以て他動詞を表示したのであらう。

（ハ）ワカ（少）に形容接尾語ヤをそへたワカヤは、後世專らワカヤカの形に於てのみ用ひられるが（名詞）、こゝでは直接ル（アリの一形）をそへて活用して居ること。

次の須勢理毘賣との問答と稱せられる二首も亦、「八千矛の神の命」といふ一句を除けば、出遊せんとする一貴人と其配偶者との別離の情を叙したといふことの外に、何等史料となるものがないのであるが、記には次の如く補說して居る。

又其神の嫡后須勢理毗賣命甚く嫉妬しき。故其日子遲神わびて、出雲より倭國に上り坐さんとして裝束立す時、片御手は御馬の桉にかけ、片御足を其鐙に蹈入れて歌曰……（歌略）……爾其后大御酒の坏取りて立ちより指擧て歌曰……（歌略）……如此歌ひて卽ち宇伎由比して、宇那賀氣理て今に至り鎭り坐す也

此文は歌詞に「ヤマト（山處の意）の一本薄云々」とあるによつて脚色したものと思はれるが、理に合はぬ點が多い。第一に須勢理毗賣の嫉妬といふことは、上述の如く八上比賣の場合に在つては肯定せられるが、上古の社會制度に於ては、目前寵を爭ふ場合はいざ知らず、假に他の婦人との情的關係を苦慮する女性があつたとしても、別居して居るのであるから、如何ともなし得なかつた筈である。されば此歌にも嫉妬の意はあらはれて居らず、若し婉曲に怨を述べたものであるとするならば、上代人には似合はしからぬ皮肉の表現といはねばならぬ。第二に鐙を

裝ひ、棲を置いた乘馬が八千矛時代に用ひられたとも考へられぬことであるが（示二卷八四頁）。或は守部が想像したやうに、上代八千矛傳とでもいふやうなものがあつて（難古事記傳）、此神に扮した優人が鞍馬を引いて登場する舞臺面を描寫したのであるかも知れぬ。

此二首の應酬を事實と解した宣長等は宇伎由比をウケビ（誓）又は盞結の義として、契を固めることをいふと說き、宇那賀氣理弖を「互に項に手をかけて」といふ意なりとしたが（記傳）、ウケビをウキユヒと引伸ばして發音せぬことは勿論、杯を交はすことをユヒといふ筈はなく、假にウケ（懸）アリ（在）をウカケリと連約し得られるとしても、——用例もなく、又語法上からも許されぬ事であるが——「互」と「手」を省いて、單に項懸在というては首くゝりのやうに聞える。鎭坐也を記傳に八千矛神が倭行を見合はせて出雲國に留住賜ふを云ふと說いたのは、上に將上坐倭國」とあるにも拘はらず、此神が其地に進出した形跡はないので、此語を

かりて釋明を加へたのであらうが、鎭坐は數多き用例に徵しても、神及之に准ずべき貴人に對してのみ用ひられ、生人の留住停息をシヅマルといふことはない。加之文脈から見ても、八千矛神のことならば、少くとも故其日子遲神の如き一句が必要であるから、此は須勢理毗賣の上をいふものであらねばならぬ。案ずるにこの女性の子孫が聞えず、嫡后とあるにも拘はらず、爾後の消息が不明であるので、ウキ——ウキキの約（日本古俗誌二二八頁）——卽ち筏を結び、ウナ（海）駈（カケ）りて永久（トコシヘ）に或地に鎭坐したと說明せられたのであらう。

出雲風土記には上記の外、意宇郡宍道鄕、嶋根郡手染鄕、楯縫郡玖潭（クタミ）鄕、神門郡諸山、仁多郡三處、布勢及三津鄕、飯石郡三屋鄕及琴引山、大原郡神原、屋代及屋裏、來次鄕並に城名樋山等を此神の遺跡としてあげて居るが（卷末原文參照）、多くは地名地物の由來を說くために引合に出したに止まり、眞事蹟探究の資料となるものではない。

以上論述した所によると、大國主は出雲の刺國――大原郡佐世郷の謂であらう（第六七頁）――の領主の女を母とし、父系からいへばスサノヲの命の後裔で、當時群雄割據狀態にあつた出雲に於ては、一土豪の族員に過ぎず、少時は微々たるものであつたのであるが、其英邁なる天資によつて、漸く頴脱するに及び、儕輩の嫉む所となつて、あらゆる迫害を蒙つた。彼は辛うじて危難を脫し、神門郡滑狹の豪族の嫡女と結婚した緣故によつて、其氏人の後援を得て競爭者を倒し、出雲郡宇賀郷に根據を構へ、全國を平定したのみならず、其餘威を以て東方高志國をも征討して、一國家を建設した。以上は此傳說の大綱で、之に醫療に關する談片及英雄が青年時代に種々の試錬を受けるといふ話、並に八千矛神を詠じた歌謠を織り込んで、一篇の長物語を組立てたのであるが、古事記に收めた形を以て傳へられるやうになつたのは、比較的後代のことで、其故に諾冊二尊及高天原傳說にあらはれたやうな上代文化資料は比較的乏しく、醫療禁厭の法について若干學び

得る所があるのみである。さりながらこゝに摘要した大綱は嚴然たる史實と認むべきで、高千穗朝廷以前に此國土に存在した一國家について、吾人が知り得る唯一の手がゝりである。此事に關しては第七章に於て更に詳論する。

第四章　大汝と少彦名

少彦名の事蹟——名實の意義——大汝少彦名——播磨の大汝命——少彦名の終焉

大國主神を助けて國家の經營に任じた少名毗古那神（少彦名命）といふものがあつたといふ傳說が記紀兩書に見える。其出沒は頗る神怪で、且後裔をのこして居らぬ所を見ると、實在人ではなく、所謂神話の領域に屬すべきものであるかも知れぬが、神功紀（記）、播磨風土記、萬葉集等にも其名が現はれて居るから、古い傳說であつたとせねばならぬ。記には次の如く敍述せられて居る。

故大國主神出雲の御大之御前に坐しゝとき、波の穗より天之羅摩の船に乗りて、鵝の皮を內剝に剝ぎて衣服として歸り來る神あり、爾其名を問へど答へず、且所從の諸神に問へど皆知らずと白しき。爾に多邇具久白さく、此は久

延毗古こそ知るべけれと言せば、卽ち久延毗古を召して問ふ時、此は神產巢日神之御子少名毗古那神なりと答へ白しき。故爾に神產巢日御祖命に白し上げしに、答へ告りしく、此は實に我子なり、子の中に我が手俣より久岐斯子なり、故汝葦原色許男命と兄弟となりて、其國を作り堅めと告りき。故自爾(ソレヨリ)大穴牟遲と少名毗古那と二柱の神相並び、此國を作り堅めき。然して後には其少名毗古那神は常世國に度(ワタ)りき。故その少名毗古那神を顯はし白しゝ所謂久延毗古は今に山田の曾富騰(ソホト)といふものなり。此神は足行かねども、天の下の事をことごとに知れる神なり

紀〔一書六〕の記事はほゞ同趣旨であるが、多少辭句を異にし、且順序が前後して居る。左に出現を叙した一節を抄出する。

初大己貴神之平レ國也、行ニ到出雲五十狹々之小汀一而、且當ニ飯食一、是時海上忽有ニ人聲一、乃驚而求レ之、都無レ所レ見、頃時有ニ一箇少男一、以ニ白蘞皮一爲レ舟、以ニ鷦

鷦鷯羽爲衣、隨潮水以浮到、大己貴神卽取置掌中而翫之、則跳囓其頰、乃怪其物色、遣使白於天神、于時高皇産靈尊聞之而曰、吾所産兒凡有一千五百座、其中一兒最惡不順教養、自指間漏墮者必彼矣、宜愛而養之、此卽少彦名命是也

卽ち遭逢の地點を異にし、漂着した小舟についても、漂着者の服裝についても一致せぬが、要するに或海濱に於て蔛果又は瓠果の一片を舟とし、小禽の羽皮を衣た小人が漂着したのを發見したといふのである。蘿摩は和名抄に一名芄蘭和名カガミとあり、長さ三四寸の莢を生ずる纒繞植物で、自然は同書に和名ヤマカガミとあるけれども、球根類に屬し、蘿摩とは全く別種のものである。從來紀は借字記は正字と斷定したのは、蘿摩子の莢が舟に譬へ得べき形狀を有するからであるが、勿論事實ではあり得ず、單に比況とすれば、他に上代人の日常生活に近い適切なものもあつた筈であるのに、蘿摩のやうな野生の微物を選んだことが不可解

であるのみならず、既記の如く尙未だ本草學の萠芽を見なかつた上代に於て此植物に特別の名が與へられて居たとは考へられぬことであるから、畢竟羅摩も亦白蘞と同じく借字で、カガミと稱するものが別に存したのかも知れぬ。或は筍之實の轉呼で、筍として用ひることの出來る實を意味したのではあるまいか。若し然りとすれば蒴果、瓠果類の總稱で、こゝでは匏舟をいふのであらう。

鵝。鵝を蛾の誤記なりとする延佳及宣長說は羅摩子の大きさから割出して、鵝では釣合が取れぬといふ考から出たもの〻やうであるが、蛾は全剝にすることの出來るものではなく、羽衣の比況にも適せぬやうに思はれる。仁德紀に「夏蟲のヒムシの衣」とあるのは、夏蟲の火までが序で、ムシ(苧麻)衣の意の意であるから例にはならず、萬葉集第十三卷の「蛾葉の衣だに着ずに」は、薄衣の比況で、最小の意はない。紀に鷦鷯の羽とあるを見ても、羽衣であつたに相違はないから、鵝の字を正しとすべきであらう。鵝は擬聲語ガにあてた字で、——外來語ではない——

カモ、カリ、カル、ケリ等の原語であるから(古語大辭典)、こゝでは水禽の類を意味し、紀のサザギもササ(小)ガ(水禽)の轉呼で、鷦鷯は借字であらう。飽舟で渡つて來たとすれば、小水禽の羽衣を着した人が乘つて居たとしても決して不釣合ではない。

大己貴神が其小人を捕へて掌にのせて翫んだら、頰に飛びついて咬んだといふ紀の叙述は精悍を形容したものであらうが、記には之を漏らし、之に代へるに多邇且久と久延毗古とが其出自の詮義にあづかつたといふ記事がある。多邇且久の且は宣長説の如く具の誤寫で、萬葉集第五卷に「多爾具久のさわたる極み」とあるタニグクと同語なることは疑はないが、祈年祭祝詞に谷蟆能狹度極とあるによつて蝦蟆即ち蟾蜍の意としたのは誤りである。延喜時代に蝦蟆をククと稱へたとすれば、和名抄に見えぬ理由はなく、極めて擧動の緩漫な蟾蜍の跋渉する範圍はさして廣からぬ筈であるから、國土の限りといふ意の譬にはならぬ。思ふに蟆は潮

の誤記か、――萬葉集第六卷に谷潛とある――若くは蝦蟇の鳴聲を摸した借字で、出沒自在なりといふ意を以て、谷の神をタニクク（谷潛）と稱へたのであらう。久延毗古は後に足不行とあるから、潰彥（クエ）の意なること勿論で、於今者山田之曾富騰者也とある所を見ると、案山子の謂なりとする舊說は當を得て居る。但しソホドを濡れソボツ意、又は田に水を引く裝置で、ソフ（添）ミヅ（水）の約とするのは附會で、ソボ（赭）ヒト（人）を意味し、赤く塗つた偶像を立てゝ禽鳥を脅かすに用ひたから、此名を負はせたのであらう。案山子をカガシといふのもカガチ（赫々主（カガチ））の意である。

久延毗古の鑑定によつて神ムスビ御祖命の子と知り、實否を之に問うたとある神產巢日神は第二章（第八五頁）に述べた神魂大刀自のことで、此族母神の子孫は當國に蕃息したから、少名毗古那神も其一人とせられたのであらう。紀に之を高皇產靈尊としたのは明に誤傳で、出雲と高天原とは傳說面ではスサノヲの命によつ

で繋がれて居るけれども、當時交通が存したものとは思はれず、スサノヲの命五世の孫天之葺根命が天上に使したとある外、——其が訛傳であることは第一章に論じた——出雲人が自在に上天し得たと信ぜられた形跡はない。手指の間から脫漏したとあるのは、軀體の小なることを形容したもので、紀に最惡不㆑順㆓教養㆒とある惡は舊訓の如くツラクとよみ、頑強又は惡辣の意と解すべきである。ツラシとツヨシとは通音で、今も仙臺地方ではツヨイ(強)をツロイと發音する。

祖神の命によつて相並んで國土を經營したといふことの外に「記」、紀(一書六)には此神の功績を次の如く述べて居る。

夫大己貴命與㆓少彥名命㆒戮㆑力一㆑心經㆓營天下㆒、復爲㆓顯見蒼生及畜產㆒則定㆓其療㆑病之方㆒、又爲㆑攘㆓鳥獸昆蟲之災異㆒則定㆓其禁厭之法㆒。是以百姓至㆑今咸蒙㆓恩賴㆒。

大己貴傳說が醫療禁厭に關說する所の多いことは前章に述べた通りで、伊豫及伊

豆の湯を此神の創設とするのも〔風土記〕、溫泉が特に療病の効を有するからであらう。延喜式所載常陸國鹿嶋郡大洗磯前神社の起原について、文德實錄齊衡三年十二月の條に次の如く記されて居る。

戊戌常陸國上言、鹿嶋郡大洗磯前有レ神新降、初郡民有二煮レ海爲レ鹽者一、夜半臨レ海、光耀屬レ天、明日有二兩恠石一見二在水次一、高各尺許、體(カタドリ)二於神造一非二人間石一、鹽翁私異レ之去、後一日亦有二廿餘小石一在二向石左右一似レ若二侍坐一、彩色非レ常、或形二沙門一、唯無二耳目一、時神憑レ人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造二此國一訖、去往二東海一、今爲レ濟レ民、更亦來歸

此文によれば其當時大奈母知少比古奈命が二體と信ぜられたことは疑がないが、大奈母知命少比古奈命とせず、一名號であるかのやうに連書したことは注意すべきで、次の萬葉集の用例を見るも、紀の文のやうに大己貴命與二少彦名命一としたものはない。

「卷三」大汝　少彦名の　いましけむ　志都の石室は　幾代經ぬらむ

「卷六」大汝　少彦名の　神こそは　名づけそめけめ…………

「卷七」大穴道　少御神の　作らしし　妹背の山は　見らくしえしも

「卷一八」於保奈牟知　須久奈比古奈の　神代より…………

又紀記にあげた神功皇后の御歌に於ては醫療の神はスクナ御神が代表して居る。即ち

（上略）くしのかみ　とこよにいます　磐たゝす　スクナミカミの…………

とある。スクナミカミは上掲萬葉集第七卷の例によれば、少彦名の謂なること疑なく、クシノカミは藥の神の義である。其外に國土經營者としての大己貴をもスクナヒコナによつて代表させた例がある。其は仁明天皇の嘉祥二年三月興福寺の大法師が奉つた長歌で〔續後紀〕、甚拙い作ではあるが、日本、野馬臺、國、賀美侶伎、宿那毗古那、葦菅、殖生シ、國固、造介牟與理云々とある。此等の例によれば大汝

少彦名は、國作大己貴神の如く大國主神の別稱で、同一神をさし、略して少彦名とのみも稱へたのではないかと考へて見る必要がある。其が爲には先づ名號の意義と所由とを考察せねばならぬ。

此神號は上記の如くスクナ御神ともいひ、後出の播磨風土記には小比古尼又は少日子根ともあるから、ヒコナは天津彦根、味耜高彦根等のヒコネの轉呼で、敬稱に屬し、名義はスクナにあるものとせねばならぬ。從來字によつて少又は小の意とし、纂疏は身形短小故得二此名一と說き、記傳は大名持に對する小名、即ちスクナナの約なりとしたが、オホナムチが大名持の謂でないことは既述の通りで、假にオホナが本義はともかくも大名に通ずるが故に、この名號を與へたものとしても、少(小)をスクナといふのはスグ(過)ナ(無)の複合した第二次生の語で、オホ(大、多)に對する古言はヲ(少、小)又はコ(子)、サ(些)の外にはないから、スクナナと稱へたことはあり得ぬ。加之大名持とは無關係にスクナを名號とした左記の

やうな例もあるのである。

少彦根命（記）。　饒速日命供奉三十二將の一人で、鳥取連等の祖とある。

少名日子建猪心命（記）――少彦男心命（紀）。　孝元天皇の御子。御母は内色許賣命。

宿儺（紀）。　仁徳朝の飛彈國人。皇命に隨はず、人民を掠略したことの故を以て、和珥臣祖難波根子武振熊を遣し誅戮せしめられたとある。

さればスクナの意義は此等の諸人に通用するものでなければならぬ。案ずるにスクナは彦根をヒコナと轉呼したやうに、スクネの音便で、カバネの宿禰と同じく直系を意味し（第三巻一九五頁）、嫡統が名乘る稱號である。例へば建猪心命は母系からいへば物部氏の嫡統で、從兄伊香色雄命の後をついで大根（本系）を相續したもの丶やうであるから（古語大辭典）、スクヤヒコを冠稱とし、建膽心大禰命（記）とも稱してゐるのである。飛彈のスクナは、紀に壹體有二兩面一、面各相背、頂合無レ項、各

有二手足一、其有レ膝而無二胭踵一、力多以輕捷、左右佩レ劒、四手並用二弓矢一と記述せられて居るが、かゝる畸形兒が輕捷多力ではあり得ぬから、三面六臂の勇といふ意を誤り傳へたものとすべきで、其時代まで尚皇化に浴しなかつた此地方の土豪の嫡統なるにより、ヒダ(夷(ヒナ)の轉呼)のスクネと呼ばれたものと思はれる。大國主も亦氏の長者であつたので、配下の民が大己貴・宿禰彦根と尊稱したことはあり得べきで、略して單に大ナムチともスクナヒコナともよび、歿後神靈をスクナ御神と稱へたのであらう。然るにスクナシ(少)といふ語が發生した後、傳誦者の作意が加はつて漸次訛傳し、遂に紀記に錄せられたやうな筋書を形成したものと察せられるのである。

　大ナムチとスクナビコナとを別人としたのは紀記の諸傳ばかりではなく、伊豫風土記にも大穴持命が宿奈毗古那命を溫泉に漬して蘇生せしめたとあり、出雲風土記飯石郡多禰鄕下にも所造天下大神大穴持命、與二須久奈比古命一巡二行天下一時、

稲種墮二此處一故云二稲種一とあるが、出雲は少彦名の本土であるにも拘はらず、右の外に此神の名をあげず、之を祭祀する社もない所を見ると、——大三輪三社鎭坐次第に少彦名神を稱曰二手間天神一とあるにより、手間剗に本宮が存したのであらうと說くものがあるが、此書は後世の編述で、次章に說くやうに信を置くに足らぬものであるから、根據とすることは出來ぬ。——原文には大穴持須久奈比古神とあつたのを後人が紀記によつて命與の二字を補うたのであるかも知れぬ。いづれにしても出雲國に於ては、スクナヒコといふ神號は飯石郡以外には殘らなかつたものとせねばならぬ。然るに播磨風土記には其類話が次の如き形を以て、揖保郡林田里の條下に收錄せられて居る。

稲積山。大汝命少日子根命二柱神在二於神前郡堲岡里、生野之岑一、望二見此山一云、彼山者當レ置二稲種一、卽遣二稲種一積二於此山一。

これは二柱神と明記せられて居り、又同書神前郡堲岡里の條下には次のやうな神

有二手足一、其有レ膝而無二胭踵一、力多以輕捷、左右佩レ劍、四手並用二弓矢一と記述せられて居るが、かゝる畸形兒が輕捷多力ではあり得ぬから、三面六臂の勇といふ意を誤り傳へたものとすべきで、其時代まで尚皇化に浴しなかつた此地方の土豪の嫡統なるにより、ヒダ(夷《ヒナ》の轉呼)のスクネと呼ばれたものと思はれる。大國主も亦氏の長者であつたので、配下の民が大己貴・宿禰彦根と尊稱したことはあり得べきで、略して單に大ナムチともスクナヒコナともよび、歿後神靈をスクナ御神と稱へたのであらう。然るにスクナシ(少)といふ語が發生した後、傳誦者の作意が加はつて漸次訛傳し、遂に紀記に錄せられたやうな筋書を形成したものと察せられるのである。

大ナムチとスクナビコナとを別人としたのは紀記の諸傳ばかりではなく、伊豫風土記にも大穴持命が宿奈毗古那命を溫泉に漬して蘇生せしめたとあり、出雲風土記飯石郡多禰郷下にも所造天下大神大穴持命、與二須久奈比古命一巡二行天下一時、

稻種墮此處、故云稻種とあるが、出雲は少彥名の本土であるにも拘はらず、右の外に此神の名をあげず、之を祭祀する社もない所を見ると、——大三輪三社鎭坐次第に少彥名神を稱曰手間天神とあるにより、手間剗に本宮が存したのであらうと說くものがあるが、此書は後世の編述で、次章に說くやうに信を置くに足らぬものであるから、根據とすることは出來ぬ。——原文には大穴持須久奈比古神とあつたのを後人が紀記によつて命與の二字を補うたのであるかも知れぬ。いづれにしても出雲國に於ては、スクナヒコといふ神號は飯石郡以外には殘らなかつたものとせねばならぬ。然るに播磨風土記には其類話が次の如き形を以て、揖保郡林田里の條下に收錄せられて居る。

稻積山。大汝命少日子根命二柱神在於神前郡堲里、生野之岑、望見此山云、彼山者當置稻種、卽遣稻種積於此山。

これは二柱神と明記せられて居り、又同書神前郡堲岡里の條下には次のやうな神

話がある。

所㆔以號㆓聖岡㆒者、昔大汝命與㆓少比古尼命㆒相爭云、擔㆓聖荷㆒而遠行與㆓不㆑下㆑屎而遠行㆒、此二事何能爲乎、大汝命曰、我不㆑下㆑屎欲㆑行、小比古尼命曰、我持㆓聖荷㆒欲㆑行、如㆑是相爭而行之、逕㆓數日㆒大汝命云、我不㆑能㆓忍行㆒、卽坐而下㆑屎之、爾時小比古尼命咲曰、然苦、亦擲㆓其聖於此岡㆒、故號㆓聖岡㆒、又下㆑屎之時、小竹彈㆓上其屎㆒汚㆓於衣㆒、故號㆓波自賀村㆒、其聖與㆑屎成㆑石、于㆑今不㆑亡

ハジカといふ地名は同書賀茂郡の中にも見え、他國にも同名の地が存し、端鹿又は初鹿とも書くが、語義は土師處卽ち土師の居住地の謂で、それ故に隣村をハニ(粘土)岡と稱へたのである。之をハジク(彈)の轉呼として、その所由を說いたのは、紀記にも例の多い語戲であるから(第一卷序說參照)、事實考證の徵證とすることは出來ぬのみならず、餝磨郡枚野(ヒラヌ)里の條下に、日女道(ヒメヂ)丘神と期會したとある大汝少日子根命は一神の名號と了解せねばならぬから、播磨に於ても必しも常に別

個の神とは考へられて居らなかつたのであらう。

此風土記にいふ大汝命は、伊和大神のことで、葦原志許乎命とも稱せられ、出雲出身とあるので（出雲郡稻原里）、從來出雲の大己貴卽ち大國主神と混同せられたやうであるが、私は之を全然別人と見るもので、其理由は次の通りである。

（一）紀記及出雲風土記によるに、大國主神が播磨方面に進出滯在した形跡は少しも認められず、又當時の實情から推察しても、舟楫の便によらずして、陸路遠國に出征することは殆ど不可能であつたと思はれる。

（二）伊和大神の事蹟中最も顯著なものは、天日槍（日桙）命との對抗で、揖保郡（林田）、宍禾郡（比治、柏野、奪谷、御方）、神前郡（多駝）の章下に記述せられて居るから、多少根據のあつたことゝせねばならぬ。然るに天日槍の播磨到着は紀には垂仁朝のことゝあり、神功皇后も其血を受けて居られるのであるから、實在人なることは疑なく、世代から逆算しても孝靈天皇以前の人ではあり得

ぬから、大國主とは遙に時代を異にする。或は此神に假託して播磨在住土豪と、天日槍との爭鬪を述べたものであらうと曲辯するものがあるかも知れぬが、若し然りとせば大汝又は葦原志許乎といふ名號もまた假託であるといひ得る。

（三）播磨の大汝命又は葦原志許乎命の行動には少しも出雲傳説に見えた事蹟と一致するものがなく、其配偶者及子孫の名も全然相違して居る。唯託賀郡黑田里の條下に、宗形大神與津嶋比賣命が、伊和大神の子を姙んだといふ記事があるが、其は此方面に此女神の所生と稱せられる阿遲須伎高日古尼命を奉齋する氏族が占住したからで、大國主神を誤つて伊和大神と傳へたのであらう。――胸形の多紀理毗賣命が大國主と結婚したといふ記の所説の信ずべからざることは第六章に論ずる。

（四）紀には風土記其他の地方的材料が參酌せられて居り、大國主の別名として

大物主及大國主の名號をもふけて居るのであるから、若し播磨の伊和大神が之と同一神であるといふ說が多少とも根據があるものならば、之を遺した筈がない。

然らば何によつて夙に此やうな訛傳が發生したかといふに、大ナムチといふ名號が既述のやうに偉大なる我々の君主の義であるから、出雲系なる伊和氏族の祖神に對しても之を用ひたので、後人が之を大國主神に牽强して、葦原志許乎命とも稱へ、傳誦の間に少彥名といふ名號までも引合に出すやうになつたものと思はれる。伊和大神が許乃波奈佐久夜比賣を娶つたといひ(宍禾郡雲箇)、火明命といふ子を有したといふのは(飾磨郡伊和)、明に高千穗傳說を混入したもので、風土記時代の播磨住民は或は之を信じて居たかも知れぬが、俗說たることを免かれぬ。

右の如く論究すると、大國主以外にスクナビコナといふものはなく、上代の出雲人が獨立の神(人)として其實在を確信したとも考へられない。其故に此神の出

自を極めて神秘的に叙述したので、其終焉も亦頗る曖昧であるのみならず、紀には次の如き一節が挿入せられて居る。

嘗大己貴命謂二少彥名命一曰、吾等所レ造之國、豈謂二善成一之乎、少彥名命對曰、或有レ所レ成、或有レ不レ成、是談也蓋有二幽深之致一焉

此は二神の言に假託した附說で(第一卷三八、三九頁)、出雲國家が終を全うしなかつたことを仄めかしたものである。出雲傳說によれば大國主の覇業は千古に卓越したもの丶やうに說かれて居り、國讓の章下には大國主が其版圖を天孫に獻上したとせられて居るのであるが(次卷參照)、事實に於ては高天原系の人が之に代つて支配した形跡はなく、後章に述べるやうに、大國主の子孫が主權を繼承したけれども、大和建國以後は漸次衰微に赴き、崇神朝に至り全く滅亡した(次卷參照)。然るに之を露骨に發表することを憚らねばならぬ事情が存したので、傳說子は少彥名をして、よく出來たやうでもあり、出來なかつたやうでもあると言はしめ、此に

は幽遠の義があると附加へたのであらう。

記には此一節を缺き、上掲の如く大穴牟遲神と相並んで此國を作り固めて後、常世國に渡つたとあるのみであるが、紀一書(六)には次の二説をあげて居る。

其後少彦名命行至二熊野之御碕一、遂適二於常世郷一矣、亦曰至二淡嶋一而、縁二粟莖一者、則彈渡而至二常世郷一矣

常世は前巻(第一二二頁)に述べたやうに、恒久之世の意を以て理想郷に與へた名であるから、仙國に渡つたことをいふものと了解せられるが、或は世は借字で、常夜を意味し、ヨミの國に赴いたといふ意であるかも知れぬ。もとより架空譚であるから、登仙若くは他界の地點はどこでもよいのであるが、こゝに熊野之御碕とあるのは、熊野がスサノヲの命の本據地であるからで、ミサキは山の前の意とも或は其處より程遠からぬ海岬を指したものとも了解せられる。淡島は伯耆風土記に、相見郡々家西北有二餘戸里一、有二粟島一、少日子命蒔レ粟、莠實離々、即載レ粟、彈渡

常世國、故云二粟嶋一也とあり(釋紀所引)、出雲風土記意宇郡の章下に、門江濱と砥神島との間にあげた粟島も之を指すもののやうであるが、――恐らくは兩處であつたのであらう――今は弓濱の地つゞきとなり、彥名村と稱へ、其域內に粟島の名を存して居る。思ふに此神の終焉については出雲と伯耆とに於て所傳を異にしたので、紀が之を併錄したのは、其編纂に當り、諸國の風土記を資料としたことの一證である(第一卷序說二四頁)。アハ島は風土記の說の如く、粟の生ひた島であつたが故に此名を負はせたので、粟莖に彈かれて常世鄕に渡つたとあるのは、スクナヒコナの軀體矮小を誇張したに過ぎず、恐らくは此構想から登仙地を粟島としたのであらう。

以上の所論を要約すると、此一段は數多い大國主の稱號の一なる少彥名(少日子根、少日子)を誤つて別神の名と解し、大己貴の協力者として神秘的に說いたもので、全然架空談であるが、相當に起原が古く、奈良朝初期に於ても既に一般に

信ぜられて居たものゝやうである。さりながら播磨及伊豫風土記の所說は、此神の名をかりたといふだけで、大國主の事蹟を說いたものではないから、出雲傳說とは全然沒交涉のものと見ねばならぬ。

第五章　大國主と大物主

二神の關係――幸魂奇魂術魂――大三輪の祭神――大物主の出自――說傳發達の徑路

大國主神が大物主神とも稱へられたといふ說のあることは、第三章（一〇八頁）に述べた通りである。古事記及風土記には言及せられて居らぬから、實否は頗る疑はしいが、倭大物主神が或時代に大國主神と混同せられたことは事實で、舊事本紀第四卷系譜には、素戔烏尊の諸子中大己貴神をあげ、坐倭國城上郡大三輪神社と分註して居るのみならず、賀茂君の出系を之に繫いで居る。――紀記には此社の祭神を大物主とし、賀茂君等をも其裔と明言して居ること後記の通りである――舊事本紀は第一卷序說（第一三一頁以下）に論じたやうに、名を推古朝編纂の史

書に託して、後人が私撰したので、過信すべからざるものであるが、ことに此卷〔地神本紀〕のごときは、紀記を併錄または折衷した記事が多く、前後矛盾した點がある。例へば大己貴神の別名の如きも本文には、亦名八嶋士奴美神、亦名大國主神、亦名清之湯山主三名狹漏彥八嶋篠、亦名清之繫名坂輕彥八嶋手命、亦名清之湯山主三名狹漏彥八嶋野とあるにも拘はらず、次の系譜に竝有二八名一乎として分註した中には、大國主神の外之をあげて居らぬ。されば古傳として其儘信用することは出來ぬが、此書編纂當時大己貴大物主同一神說の存したのは事實で、平城天皇の大同三年齋部宿禰廣成が上奏した古語拾遺にも、大己貴神の條下に、一名大物主神、一名大國主神、一名大國魂神、今大和國城上郡大三輪神是也と分註し、嵯峨天皇の弘仁年間に編纂せられた新撰姓氏錄には、賀茂朝臣、大神朝臣等、紀記に大物主の神裔とある諸氏は皆、大國主神（命）の後とせられて居るのである。さりながら、記には少しも二神を混同した形跡はなく、大物主の出現を次のやうに叙

述して居る。

こゝに大國主神愁ひて、吾獨して何に能く此國を作り得む。孰の神か吾と共に能く此國を相作らむと告りき。是時海を光らして依來る神あり。其神言はく、我が前を能く治めば、吾能く共與に相作りなさむ。若し然らずば國成り難しといふ。爾大國主神、然らば治め奉らむ狀はいかにと曰へば、吾をば倭の青垣東の山の上に伊都岐奉れと答へき。此は御諸山上に坐す神なり

文意は明瞭で、大和の三諸山にある神社の緣起談であるが、神名を明示せず、且假に大國主神が客神の請を容れたものとしても、其交換條件として與へられた援助について言及して居らぬのは、事實談としては甚だ物足らぬ心地がせられるから、何か寓意のある附說であらうと思はれる。或は國作りといふ言葉が、後日大和朝廷に歸屬した諸地方の開拓といふ意味に誤解せられんことを虞れて、大國主の經營したのは其一部分に過ぎず、一半は大和方面を平定した大物主の功なるこ

とを諷示せんが爲に、案出せられた一挿話ではあるまいか。之を紀一書(六)の所説とつきまぜて説くものがあるが、其内容には重要なる相違點が存するから、左に其一段を抄錄する。

自後國中所レ未レ成者、大己貴神獨能巡造、遂到二出雲國一乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及二磐石草木一咸能强暴、然吾已摧伏、莫レ不二和順一、遂因言、今理二此國一唯吾一身而已、其可三與レ吾共理二天下一者蓋有レ之乎、于レ時神光照レ海忽然有二浮來者一曰、如吾不レ在者、汝何能平二此國一乎、由二吾在一故、汝得レ建二其大造之績一矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰唯、然廼知汝是吾之幸魂奇魂、今欲二何處住一耶、對曰、吾欲レ住二於日本國之三諸山一、故卽營二宮彼處一使二就而居一、此大三輪之神也

卽ち記に大國主神が國家を經營するに協力者がないことを愁ひたとあるに反し、紀には大己貴命が獨力を以て國土を平定した事を揚言したとあるのであるから、

其可與一吾共理二天下一者蓋有レ之乎とあるのは、寧ろ肩を並べるに足るものがあるかと誇負した意と解すべきである。假に其は言葉の文であるとしても、此書に於ては客神は大己貴命の幸魂奇魂――幸魂此云二佐枳彌多摩一、奇魂此云二倶斯美抳磨一と訓註してある――であると說かれて居るのを看過することは出來ぬ。幸魂奇魂については從來種々の解釋があるが、先づ其やゝ古い說を左に抄出する。

〔釋紀〕　私記曰、問其義如何、答幸魂是左支久阿良之乎留魂也、行矣者是久遠之意也、奇魂者城衞之義也、言此魂守二衞宮門一之魂也。私案五行大義曰、死者魂氣登レ天爲レ神、魄氣下降爲レ鬼云云、今案幸魂者是魂神也、奇魂是魄鬼也、以レ之謂レ之、奇魂若用二魄字一之條可レ叶二本義一歟、又幸者行之義、奇者久止之義歟

〔日抄〕　幸魂奇魂者、一魂兩化之名、幸魂者念而先臨而就、奇魂者不レ念而成、是卽天命一身之主也

〔纂疏〕　幸魂奇魂者魂魄之名也、左傳曰、人生始化曰レ魄、既生レ魄陽曰レ魂、用レ物

精一多則魂魄强、是以有二精爽一至二於神明一。京房易云六十四卦五世之後、四爻變爲二遊魂一、三爻二一爻變爲二歸魂一、世傳曰二世魂術一、今非二此義一、大己貴幸魂化レ神、始顯二照海之異一、遂歸二住大和國之三諸山一、是蓋大三輪明神也

之を摘要すると、(一)別個獨立の神靈說〔私記〕、(二)陽魂陰魄說〔釋紀〕〔纂疏〕及(三)一魂兩化說〔口訣〕に分類せられるが、(一)は言語學的根據のない說で、サキはサチ(幸)、サカ(榮)、サガ(祥)、サキ(咲)等の原語サの形容詞形であるから、幸クアラシムルといふ使動詞に代用することは出來ず、奇魂を城衛の義としたのは、クシに串の義があるので、柵(キ)に通ずると考へたからであらうが、例のないことである。(二)は外來靈魂觀念を以て說明せんとしたものであるが、魂神魄鬼は我上代人の固有信念ではないのみならず、魂をサキミタマ、魄をクシミタマと稱ふべき理由がない。サキを前(サキ)の意と解して行之義としたのは、尙多少の緣があるけれども、クシを久止の義とするが如きは、字音を以て古語を釋かんとするもの

で窮したりと謂ひつべきである。（三二）の分化説は此場合には當らぬことで、若し二魂ならば二神となつて現はれた答であるから、宣長は幸魂奇魂共に和魂（ニギミタマ）の名なりとし

> さて幸魂とは私記に是左支久阿良之光留魂也と云て、字の如く其身を守りて幸あらする故の名なり。奇魂も字の如くにて、奇靈徳を以て萬事を知識辨別て、種々の事業をも成さしむる故の名なり

と説いたが（記傳）、此サキに動詞的意義のないことは上述の通りで、クシも亦クシビ（奇靈）とは同一語ではなく、クシアカルタマ（櫛明玉）、クシミケヌ（櫛御氣野）、クシナダ（奇稻田）の如く、靈妙の意を以て修飾語に用ひられるのである。其故に萬葉集第五卷鎭懷石の歌には、同じクシミタマといふ語を、次の如く違つた意味に用ひた例もある。

〔八一三〕……まをたまなす　二つの石を　世の人に　示したまひて　萬代に　い

ひつぐがねと　わだの底　沖つ深江の　海上の　子負(コフ)の原に　み手づから
置かしたまひて　神ながら　神さびいます　クシミタマ　今のをつゝに　貴
きろかも

〔八一四〕天地のともに久しくいひつげと此クシミタマ然しけらしも

こゝのミタマは宣長も論じたやうに、マタマ(眞玉)と同義で、此二つの石をいふ
のであるが、クシの用法は奇魂の場合と變りはない。加之舊事本紀には左記の如
く、幸魂奇魂の外に更に術魂といふ語を加へて居る。

于レ時神光照レ海、忽以踊二出波浪末一、爲二素裝束一、持二天蘓槍(ヌホコ)一、有二浮歸來者一曰、如
吾不レ在者、汝何能得レ平二治此國一乎、若無レ我者、何敢得三造堅建二大造之績一哉、
大己貴命問曰、汝命是誰耶、名字云何、對曰、吾是汝之幸魂奇魂術魂之神也

術魂は前田本にはバケタルミタマと訓してあるが、意をなさぬから、恐らくはス
べミタマと訓むのであらう。スベはスメ(皇)の音便で、原義は淨(又は淨身(スミ))であ

るから(古語大辭典)、此も亦サキ(幸)、クシ(奇)と同じく、修飾語と見るべきである。されば幸魂奇魂(術魂)は、幸く奇しき(淨き)御魂といふに等しく、同一名詞を二つ(三つ)重ねたのは、生日之足日などの如く、上代人の好んで用ひた莊重なる語法である。

ミタマはタマ(魂)の敬語で、次の例によれば生人の心魂をいふにも用ひられた。

(萬五)あが主の美多麻たまひて春さらば奈良の都に召上たまはね

此は天平二年十二月大宰帥大伴宿禰旅人が大納言に昇任して歸京する餞別の宴後、筑前守山上臣憶良が私懷を布べた歌とあるから、「御心にかけられ、來春には奈良の京に召上げて下さい」といふ意で、ミタマが神靈の謂でないことは勿論である。さりながら上代人の觀念によれば、人間の歿後肉體を離れた魂魄は、輪廻轉生することはなく、盡く靈界に赴いて永遠に生存すると信ぜられたので、ミタマといふ語は神靈の義にも轉用せられるやうになつた。さればこの場合も大三輪の

社の神は大己貴命の神聖なりといふことを意味したものと解せられるが、こゝの一段は後者の生前のことを叙して居るのであるから、生人が自分の歿後の神靈と現實に會見するといふが如きは有り得べからざる理で、假に之を生靈(イキ)の謂と解するにしても、夢幻裏ならばいざ知らず、現實(ウツツ)に於て魂が其主から離れ、其主の知らざる間に、別個の神(人)として出現することがあるとは、恐らくは上代人も考へなかつたであらう。先學も之が說明に窮し、神秘のわざとして糊塗するの外はなかつたやうである。左に宣長及守部の說をあげる。

〔記傳〕さて今大國主神の己命獨しては此國を得作竟じと憂賜ふは、たゞ荒御魂のみ進みて、和御魂の乏しかりしなり、故今神産巣日神の御量にて、別に其和魂の御形を現はして、如此示し教へしめたまふなり、かくて此ノ教の隨(マニマ)に齋祠りたまふに因て、和魂滿足し榮坐て、其御身を守り幸へたまひ、奇靈き德を以て遂に天下を作竟しめたまふ。故是を幸魂奇魂といふなり

〔古代直語中卷〕如此己命の魂のあらはれ出で、又一柱の神となりたまひしは、人とは異なる際なれど、……いと常には吾が魂の往きて導き來しにやとおぼしき事誰が身にもありぬべし

神力は廣大無邊で、神界の靈異は不可測のものであるとしても、神秘現象として目前にあらはれぬ限り、人間が揣摩臆測し得べきものではなく、神の言行を見聞したものはない筈であるから、我々の意識も想像も及ばぬことが話頭に上り、人智を以て理會し得ぬ話柄が語りつがれたとは考へられぬことである。

右の如く論究すると、此問題の解決は唯一つで、其は吾是汝之幸魂奇魂（術魂）也といふ一句を以て、大三輪の祭神を大己貴命の神靈なりとする俗說が發生した後に追加せられたものと見ることである。此說は上記のやうに平安朝初期には既に流布して居たので、延喜式所載の出雲國造神賀詞にも次の如き一節がある。

大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天己命和魂乎八咫鏡爾取託天大倭

大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐、……皇孫命能近守神登貢置
天八百丹杵築宮爾靜坐支

神賀詞は出雲國造が新任のとき、朝廷に參向して奏問する壽詞で、史書に見えたのは元正天皇の靈龜二年を最初とし〔續紀〕、天平五年に進達した出雲風土記にも、國造神吉詞（又は吉事）奏參二向朝廷一（意宇郡忌部神戸及仁多郡三津鄕下）とあるが、其起原は詳でない。文中多くの古言が用ひられて居るから、原形は遙に上代から存したものと思はれるけれども、此種の詞章の性質上、時代に應じて若干の改修が施された事もあり得るから、――他の祝詞も同樣である――上記の一節の如きも必しも出雲の古傳に據るものと斷定することは出來ず、或は大和に行はれた俗說を迎合したのであるかも知れぬ。少くとも紀記の古傳說には此社の神を大己貴又は其神靈としたものはなく、次の如く明瞭に大物主神とある。

〔記中〕此天皇（崇神）之御世役病多起、人民死爲レ盡、爾天皇愁歎而坐二神牀一之夜、

大物主神顯二於御夢一曰、是者我之御心、故以二意富多多泥古一而、令レ祭二我前一者、神氣不レ起、國安平……即以二意富多多泥古命一爲二神主一而於二御諸山一拜二祭意富美和之大神前一

〔崇神紀〕七年春二月……天皇問曰、敎二如此一者誰神也、答曰、我是倭國域内所レ居神名爲二大物主神一……即以二大田田根子一爲レ祭二大物主大神一之主上

十年九月、是後倭迹迹日百襲姬命、爲二大物主神之妻一然其神常晝不レ見而夜來矣、……忽化二人形一謂二其妻一曰、汝不レ忍令レ羞レ吾、吾還令レ羞レ汝、仍踐二大虛一登二于御諸山一

右の外文德實錄以下に見える位勳贈進の記錄にも常に大神大物主神とあつて大己貴命とした例はなく、延喜式の神名帳にも大神大物主神社とある。此神を三諸山に奉齋した崇神天皇の御代までは、出雲方面は尙皇化に浴せず、此朝の終に於て吉備津彦と武渟川別とを遣はして征討せしめられたことは史書の明記する所であ

るから〔紀〕、皇室に於て大己貴命を祭祀せられる理由はなく、且其後裔なる出雲臣さへ此事を畏みて大神（大國主神）の祭祀を中絶したといはれるのに〔紀〕、大物主を大國主と同一神と知つて大三輪の社を存續せしめられた筈がない。されば兩者は全然別個の神とせねばならぬが、後世大己貴信仰が勃興するに及び、之を同一體視する傾向を生じたのであらう。しかも尙史實を閑却することが因難であるので、和魂荒魂といふ古語をかりて之を糊塗せんと試みるやうになつた。遂に後世の書であるが（嘉祿二年編述）、大三輪神三社鎭座次第には次の如き記事がある。

　腋上池心宮御宇（孝昭）天皇御世、神明憑二吉足日命一曰、吾國造大己貴命也、大初己命和魂、取二託八咫鏡一名曰二倭大物主櫛𤭖玉命一、鎭二座大三輪神奈備一云云。令レ造二瑞籬一奉齋焉、隨二神託一立二瑞籬於大三輪山一、遣二吉足日命一令レ崇二齋大己貴命一。大物主命詔二吉足日命一、自今已後可レ爲二宮能賣一、是神宮部造先祖也

此は明に上記出雲國造神賀詞と姓氏錄所載神宮部造の系記とを拆衷したもので、

後書には次の如く記述せられて居る。

磯城瑞籬宮御宇(崇神)天皇御世、天下有レ災、因遣ニ吉足日命一令レ齋ニ祭大物主神一災異即止、天皇詔曰、消ニ天下災一百姓得レ福、自今以後、可レ爲ニ宮能賣神一、仍賜ニ姓宮能賣公一、然後庚午年籍註ニ神宮部造一也

吉足日命六世の祖先は、葛城猪石岡天降神天破命とあり、史書に見えぬ名で、甚信を置き難いが、鎮坐次第よりも四百年前の記錄であるから、之を出典とすべきで、鎮坐次第は大物主神を大己貴命と改記したのである。其にも拘はらず、同書中には大物主と大己貴とを別神として取扱うて居る所もある。其は

當社古來無ニ寶倉一、唯有ニ三箇鳥居一而已、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彦名命

とある一節で、此の如き矛盾は無批判に古書の説を綴合したる後世の書物には免かれぬことであるが、信用するに足らぬ一證である。

同じく後代の書であるが、大倭神社註進狀には倭大國魂神をも次の如く大己貴命の神靈と說いて居る。

家牒曰、腋上池心宮御宇天皇元年秋七月甲寅朔、遷二都於倭國葛城一、丁卯天皇夢有二一貴人一、對立殿戶一、自稱二大己貴命一曰、我和魂自二神代一鎭二三輪山一而助二神器之昌建一也、荒魂服二玉身一在二大殿內一而爲二寶基之衞護一、卽得二神敎一而、天照大神、倭大國魂神並祭二於天皇大殿之內一

紀一書(十八)に揭げた大國主神の別名中に大國玉神といふ稱號のある所を見ると、混同の端緖は相當に古いかも知れぬが、大國魂(國魂)は決して一神の名號に限られぬことは第二章に述べた通りで(第六九頁)、少くとも大和の大國魂は出雲の大國玉とは全然別神であらねばならず、他に兩神を同一體なりと推斷すべき根據は存在せぬから、後人の傅會と見るべきで、其破綻を覆はんが爲に後世の分魂說に結びつけたものと思はれる。

和魂荒魂といふ語は神功紀(記)及出雲風土記にも見えるが、其はいづれもミタマ即ち神靈の謂で、ニギ(和)、アラ(荒)は上記のサキ(幸)、クシ(奇)、スベ(淨)と同じく、一種の美稱として用ひられたもの丶やうに思はれる。ニギ(和)が和穩の義なることは言ふまでもないが、アラも亦決して荒の意ではなく、顯崇といふ意を以て冠せられたものであることは、用例によつても明である。——次篇に於て詳論する——然るに世の降るに從ひ、アラミタマを本靈とは別個の神格と見なすやうになり、伊勢の月讀宮には月讀命と同神の荒魂とを併祀し(延喜式)、内外宮の荒祭宮及多賀宮に祭られた大神荒魂(延喜式)は、倭姫命世記には左記の如く全然別個の神とせられて居る。

荒祭宮一座。　皇太神宮荒魂、伊弉那伎大神所レ生神、名ニ八十枉津日神一也

多賀宮一座。　豐受荒魂也、伊弉那伎神所レ生神、名ニ伊吹戸主一、亦名曰ニ神直日大直毘神一是也

荒祭宮は略式祭儀を執行する社殿の謂と思はれるから、――高(多賀)宮も止由氣大神の荒祭宮であつたのであらう――其祭神は本宮と同一であつた筈であるが、アラといふ語の縁によつて荒魂と稱へて區別したのを、更に誤つて全然別個の神と考へるやうになつたのであらう。さりながら其は祭神の變更と見るべきもので天照大御神の神靈から八十枉津日神が分化したといふが如きは、理に於てあり得べからざることである。

荒魂を字について荒ブル神靈と誤解した結果、和魂を以て之と對立するものと見なし、一神が二魂を具備する場合があると考へられるやうになつた事は、延喜式(臨時祭)霹靂神祭の條下に、祭料及解除料をあげた後、右荒魂和魂各中分、並煮粥而祭、若新有二霹靂神一者、依レ件鎭祭、移二弃山野一とあるによつても察せられる。霹靂卽ち落雷には荒魂と和魂とが備はつて居るとせられたのであらう。和魂も亦荒魂と同じく獨立神格として存在し得るとせられたのは、上記大三輪神の外に、

左記の例がある。

〔釋紀十二〕一言主神の條下

高野天皇寶字八年、從五位上高賀茂朝臣田守等奏而奉ㇾ迎ㇾ鎭於葛城山東下高宮岡上、其和魂者猶留ㇾ彼國（土左）、于ㇾ今祭祀而云々

〔大倭神社註進狀〕 傳聞園神者大己貴之和魂大物主神也

後世の和魂荒魂說は多くは此等の例に基くものゝやうであるが、縱ひ中古以降に右の如き概念が存したとしても、一般的ではなく、延喜式所載二千八百六十一社中にも、上揭以外に荒魂を祭神としたのは、狹井（大和）、住吉（長門）の二社のみで、上古に於ては一神靈を分祀することはあつても、之が爲に神靈が分岐するとは考へられなかつたのである。

紀一書（六八）には前段の續きとして更に次の如く敍述して居る。

此神之子卽甘茂君等、大三輪君等又姬蹈鞴五十鈴姬命。又曰事代主神化爲ㇾ八

尋熊鰐一通二三嶋溝樴姫一、或云二玉櫛姫一而生兒姫蹈鞴五十鈴姫命、是爲二神日本磐余彦火火出見天皇之后一也

此一節が後の追記なるべきことは言ふまでもないが、大物主が賀茂氏族又は其に由縁のある神（人）であつたことを暗示するものである。賀茂君、大三輪君等の祖、大田田根子命が此神の神胎の子とせられたことは、崇神紀（記）に詳で、姫蹈鞴五十鈴姫命も記によれば、其母が此神の胤を宿して生んだ神子とある。――次篇に詳述する――神胎又は靈胎は我日本のみならず、支那朝鮮其他の古傳説にも例は多いが、生理學上信ぜられぬことで、上古母系氏族制度に在ては父を明にせぬ場合、若くは父の名を逸した場合も少くはなかつたのを、後裔が之を忌んで神靈に假託したものと思はれることは、第一卷（一四〇、一四一頁）、第三卷（二五五頁）に述べた通りである。されば五十鈴姫命及大田田根子命の神父なることの故を以て、大物主神の系統を判斷することは出來ぬが、上代に於ては族祖神の齋主は嫡統の

子孫に限るものとせられて居たから、大物主もまた賀茂系の神と推定することは不當ではあるまい。又曰としてあげた一說に事代主神が八尋熊鰐となつて溝樴姫又は玉櫛姫に通うたとあるのは信用の置けぬことで、クマワニは仲哀朝の筑紫の土豪(崗縣主の祖)の名にも用ひられて居るから、鮫の一種の名であるかも知れぬが(第三章一一八頁)、大和の如き山地に此海棲動物が出現すべき筈はなく、女人に接近魅惑する爲に其やうな異形を示したとは考へられぬ。さりながら五十鈴姫命を事代主の神子なりとする說は神武紀及綏靖紀にも揭載せられて居るから、多少の根據があつたものとせねばならぬ。事代主神は後記のやうに(第二二七頁)、出雲傳說には大國主神の實子とせられて居るが、紀の國讓の章下一書(二)には、大國主が長へに隱れた後、周流削平に任じたといはれる經津主神に歸順して首渠の一人として、大物主と併記せられ、八十神を天高市に集め、之を率ゐて天に昇り、誠款之至を陳べたとある。天高市の「天」は美稱で、大和の香山を天香山といふと

同一用法であるから(第三卷一〇三、一〇四頁)、大和の高市をいひ、事代主も亦大和の在住者とせられたものと見ねばならず、——出雲國造神賀詞に大國主神の兒なる事代主が神靈となつて後、大和に移つたかのやうに記されて居るのは、信ずべからざることと次章に詳論する通りである——神名帳に高市御縣坐鴨事代主神社及葛上郡鴨都波八重事代主命神社とある所を見ると、カモ(賀茂)族の人であつたのであらう(次章參照)。舊事本紀は大己貴命と倭ノ大物主神とを同一體として居るので、無雜作にスサノヲの命系に繋ぎ、五十鈴姫命は其兒、大田田禰古命は其七世の孫としたのであるが、同書地神本紀の本文によれば後者の母生玉依姫に通じたのは大己貴神で、前後矛盾して居るから、根據とすることは出來ぬ。

之を要するに大和の大物主は賀茂氏族の祖神の一柱で、其後裔から綏靖天皇の御母を出した爲め、大和の國つ神大國魂神(大倭大神)と相並んで、皇室の御尊崇をうけたので、事代主、阿遲鉏高日根(迦毛大神)等は皆、此系統に屬するものとせ

られたのであらう。此二神を大國主の子とする出雲所傳とは甚しく抵觸するやうであるが、其は序說に述べた如く、大和と出雲に於て傳說の發達が經路を異にしたからで、分水嶺中の一水源から出た水が南北に流れ、河口に於ては千里の差を生ずると同樣に、同一の原話も隔絕した二つの社會に於て、別々に傳誦せられたとすれば、時代の移るに從うて大なる相違の生ずるのは已むを得ぬことである。キ(木)族乃至カモ(賀茂)氏が夙に大和地方に定住したことは既述の通りであるから(第三頁)、其中の最有力者が大物主とよばれ、三輪山下に占據して、出雲に於ける大國主と同等の位置をしめたことはあり得べきで、其一族にも事代主といふ名のものがあつたのかも知れぬ。されば此一段は大和の傳承を以て、出雲傳說に說明を加へる爲に挿入せられたものと見るべきで、出雲人が所造天下大神といひ傳へたのは、出雲國家の經營者といふほどの意であるが、大八洲統一後の大和人の觀念からいへば、全國の開拓が大國主一人の力によるものであるかのやうに聞

える嫌があり、事實にそぐはぬので、此神と大和の大物主との提携といふ一幕を展開して、後者をして吾能共與相作成、若不レ然者國難レ成（記）と言はしめたのであらう。大物主を大己貴と一體、若くは其神靈なりとする說を生じたのは、更に後代の着想で、他の傳說に於ても見るやうに、神系歸一を要望した或る時代の社會心理の反映と見るべきものであるが、尙兩神が同じくキ（木）族中のカモ（賀茂）系に屬する爲なることはいふまでもない。

第六章　大國主の後裔

通婚者——御子——繼統——出雲裴根——舊系と新系

第二章及第三章に述べたやうに、大國主と結婚したと傳へられた女性は少くない。一覽に便ならしめんが爲に左に之を列擧する、

綾門日女命（風）。　神魂命の女（第九二頁）

眞玉著玉之邑日女命（風）。　神魂命の女（第九二頁）

八野若日女命（風）。　須佐能袁命の女（第八〇頁）

須勢理毘賣命（記）——和加須世理比賣命（風）。　スサノヲの命女（第八〇頁及一二八頁以下）

沼河比賣（記）——奴奈宜波比賣（風）。　高志國の人。風土記には其子が島根

郡美保郷に居住したとある（第一五九頁）

八上比賣〔記〕。　因幡の人（第一一三頁）

多紀理毗賣命〔記〕。　坐二胷形奥津宮一とあるから、天照大御神のウケビ（誓約）によつて化生したと稱せられる宗像三女神中の一柱をさすものゝやうであるが、餘りに世代が懸隔して居るので、史實と認めることは困難である。或は此名號が世襲的で、大國主と結婚したのは數代後の女君といふ意にも了解し得られぬことはないが、其所生と稱せられる阿遲鉏高日子根及下光比賣が、筑紫北岸に活躍した形跡のない所を見ると、——上古の氏族制度によれば、子女は母氏に於て養育せられる例であつたことは既に屢々述べた通りである——此女性も出雲とは遠く離れた奥津島の住人とは考へられぬから、少くとも坐胷形奥津宮といふ六字は後人の追加とすべきである。或はタキ氏（第三卷六一頁）の一族で、出雲に移住した人であつたかも知れぬ。舊事本紀には之を

坐ニ宗像奥都嶋ノ神田心姫命とし、又坐ニ邊都宮ニ高津姫神を娶して都味齒八重事代主神と高照姫大神命とを生ませたとあるが、恐らくは多紀理毘賣(田心姫)から思ひついて其同列の湍津姫(高津姫)をも妻としたかのやうに說きなしたのであらう。事代主の母は記には次の如く他の女性とせられて居る。

神屋楯比賣命(記)。　事代主の生母、出自は不明であるが、カムを冠稱として居る所を見ると、賀茂氏の女であらう。ヤタテはヤタ主の轉呼で、ヤタは八田間の大室とも用ひられ(第一二八頁)、谷の義である。卽ち大國主の祖淤美豆奴(臣津野)神の冠稱なる八束水(谷處御主)と同じ意味であるから、或は出雲郡意富美附近の女君であつたのかも知れぬ(第一卷一九三頁)。

鳥耳神(記)で　八嶋牟遲能神の女で、鳥鳴海神の生母とある。八嶋は、スサノヲの命の子八嶋士奴美神の語釋に於て說いたやうに(第五八頁)、ヤスマ(彌栖間)の轉呼で、ムチは大己貴、道主貴の如くも用ひ、御主の義であるから(第一

〇二頁)、多くの娶落(スマ)の領主を意味し、其女をトリミミと稱へたのも、タリミミ(足御身)の音便變化で、當を得た名號とせねばならぬ。其出自又は氏族は判明せぬが、當時此名の父子が實在したことはある得る。

其他播磨の大汝命の配偶又は關係者と稱せられる女性も少くはないが、此大汝命は伊和大神のことで、出雲の大己貴命とは同名異人なること既述の通りであるから(第一八五頁)、除外せねばならぬ。

右の如く名稱の知られて居る通婚者は十人に滿たぬが、子女の數は極めて多かつたと傳へられたと見えて、風土記其他には母氏不明の若干子をあげ、記の國讓の章下には事代主神の外に、百八十子を有したとある。——紀一書(六)及舊事本紀に其子凡有二百八十一神一としたのは之によるものと思はれる——恐らくは實子の外に裔孫及縁類をも算入したのであらう。左に名號の明なものを列擧することとし、先づ記所載の子女から始める。

木俣神一名御井神。　母は八上比賣（第一五八頁）

阿遲鉏高日子根神又は阿遲志貴高日子根神。　味耜高彦根神（紀）――阿遲須岐高日古尼命（播風）――阿遲須枳高日子命（出雲風）――味鉏高彦根尊（土佐風）――鴨阿治須岐宅比古尼神（三實）――阿遲須伎高孫根乃命（神賀詞）――高鴨阿治須岐託彦根命（神名帳）。　多紀理毘賣命の所生で、今謂迦毛大御神者也とある。此神の事蹟としては紀記及風土記に次の如き傳說をあげて居る。

（イ）天若日子の死を弔問し、故人と見誤られたことを憤つて喪屋を斬伏せた（紀、記）。――次卷「國讓」第二章に詳述する。

（ロ）晝夜甚しく哭いたので、高屋を作つて居らしめ、高梯を建てゝ登り降つて賺かしつゝ養うた（風土記神門郡高岸鄉）。

（ハ）須髮が八握の長さになるまでも晝夜哭いて辭が通はぬので、御祖命は御子を船に乗せて、八十島を率巡りて宇良加志（賺シといふ意）たけれども、

猶哭きやまなかつた。大神が夢に御子の哭く由を告げたまへと願うたら、その夜の夢に御子の言葉が通じたと見て、寤めて問うた所が、ミツといふた。其は何處かと問ふと、御祖の前に立つて外に出で、石川を渡り、坂上に至り留まつて是處といふた。其時その津に水沼があらはれたので禊をした。國造が神吉事（コゴト）を奏（マヲ）しに朝廷に參向するとき、其水沼に出て用ひることの起原である。此故に今も産婦は其村の稲を食はぬ。若し食へば生れる子は物を言はぬと信ぜられて居る（同仁多郡三津郷）。

右の外風土記には此神の后（ミメ）天御梶日女命（第八四頁）が、楯縫郡多久村で多伎都比古命を生んだとあり、神門郡鹽屋郷は此神の子鹽冶（ヤムヤ）毗古命の鎭坐地とせられ、神名帳には鹽冶日子命御子燒大刀天穂日子命神社をあげて居る。此の如く出雲傳説に屢〻あらはれて居るにも拘はらず、此神を祭祀する社はなく、意宇郡賀茂神戸は葛城賀茂社に坐す阿遲須枳高日子命之神戸であるとあり、

延喜式神名帳にも葛上郡に高鴨阿治須岐託彦根命神社四座――三座の神名不明――をあげて居る所を見ると、此神は出雲出身ではあるが、夙に大和に移住したものと思はれる。土佐國土佐郡高賀茂大社及播磨國神前郡多駝里新次社に鎮祭したのは、大和から勸請したものであらう。さりながら出雲の杵築大社の末社として神名帳に掲載せられた阿庭須伎神社がアヂスキと訓むものとすれば、此神と縁故があるものとせねばならず、同じ末社の阿須伎神社及神阿須伎神社も同一關係にあるのかも知れぬ。若し然りとすればアヂ鉏のアヂは右のア(阿)又はカム(神)と同じく接頭語で、ウマシ(可怜)と同意の美稱であらう。鉏は記の國讓章下には志貴と假名書してあるけれども、紀には味耜此云婀膩須岐と訓註し、上掲の如く播磨風土記及三代實錄以下には特に須枳、須岐、須伎等の字があてられて居るから、之を無視して鉏又は耜をシキと訓むといふた宣長説は古事記偏重の譏を免かれぬ。案ずるに記に志貴とし

たのは音便變化で、スキを原語とし、栖處(スキ)の義であらうが、――紀には村の字に此訓を用ひて居る――特に一地の名に負はせたのか、或は普通名詞として用ひたのか判明せぬ。高彥根又は高日子の高は字の義と解しても差支はないが、其ならば殊さらに宅、託等タクと發音すべき字を充てる筈がないから、或は生母多紀理毗賣の氏名タキを負うたのではあるまいか。其子にも上記のやうに多伎都比古といふものがあり、其占住地を多久村といふとあるから、タキがタクとも轉呼せられたことは有り得べきで、タカは其音便であらう。彥根(孫根ともいへるは借字)のネは敬稱であるから、その有無は問題にならぬ。鴨を冠稱としたのは、前章に述べた事代主の場合と同じく、賀茂氏族なるが故で、記にも迦毛大御神とあり、――大御神と稱へることは記の用語例によれば重きに失する(第三卷二五三頁)。恐らくは其後裔の用ひた尊稱を訂正せずして、其儘蹈襲したので、御の字は削除すべきであらう――大物主又は事代

主系に屬する賀茂氏と區別する爲に、葛城の高地に占住する賀茂氏族の祖神といふ意を以て、高鴨の阿治須岐託彥根命とも呼ばれたものと思はれる。舊事本紀（四卷）大己貴系譜中、此神名の下に坐倭國葛上郡高鴨社云搗篠社とあるが、搗篠については他に所見がなく、前田本にシノノヤシロと訓した理由も詳でない。

高比賣命亦名下光比賣命。――下照姬亦名高姬亦名稚國玉（紀）。阿遲鉏高日子根神の同腹の妹で、國讓章下には天若日子の妻となつたとある（記）（紀）。――次卷第二章に詳記する――高比賣のタカは兄神と同じく、母氏名を負うたものとすべきで、延喜四時祭式及臨時祭式によれば難波の比賣許曾社の祭神を下照比賣といふとあるから、シタテルは女神の名號に適はしとせられたのであらう。案ずるにテルは耀くと同意で、天照大御神の如くも用ひられるが、此は國の神であるから、天の下光るといふ意を以てシタ（下）を冠したい

ではあるまいか。萬葉集に「たちばなの之多泥流庭」(第一八卷)、「桃の花下照道」(第一九卷)などゝあるのは、樹木の下が光り耀くといふ意で、この下光の例とすべきではない。陽成天皇元慶七年十二月に從五位下を授けられた伯耆國天照高日女神の天が下の誤であるとすれば、或は此女神のことかも知れぬが、此國との緣故を詳にせぬ。紀には顯國玉之女子といふ肩書があるが、顯國玉が大國主の別名であることは既記の通りで、現世の首腦の謂であるから(第一〇六頁)、其女をも稚き顯國玉といふ意で、略して稚國玉と稱へたことはあり得る。舊事本紀によれば此女神は倭國葛上郡雲櫛社に坐すとある。雲櫛社は神名帳に大倉比賣神社の一名とあり、社號の所由を詳にせぬが、近隣に兄神の社があるから、其氏族の人によつて祭祀せられたことは絕無とはいへぬ。舊事本紀には右の外、邊津宮の高津姬神の所生として高照光姬大神命をあげ、倭國葛上郡御歲神社に坐すと註記して居るが、神號の意義は右の高姬

一名下照姫命と異る所なく、且上記の如く大國主神が高津姫を娶つたといふ說による疑があるから、御歳神は第一卷(第二三六頁)に述べたやうに、收穫を掌る神を意味するのであるから、此社に無緣の女神を祭祀すべき筈がない。恐らくは多紀理毘賣の所生下光比賣から思ひついて後人が追加したのであらう。

事代主神 又は八重事代主神。——事代主命(記)——都味齒八重事代主神(書)——天乃八重事代主神、積羽八重事代主命(紀)——鴨事代主神、鴨都波八重事代主命(神名帳)。 舊事本紀には右の高照光姫大神命と同じく、邊津宮の高津姫の出とあるけれども、其說には疑があるから、記に神屋楯比賣命の所生とあるに從ふべきであらう。 此神の出雲に於ける事蹟は國讓傳說に見えるのみで(六三三頁)、風土記にはこの神名をあげず、神名帳によるも出雲には此神を祭る社がない。之に反して大和に於ては葛上と高市の二郡に祭祀せられて居るのみならず、前章に述べたやうな事蹟を傳へて居る所を見ると、上古此名を

以て呼ばれた神が、大和に於て活動したと信ぜられたことは、疑の餘地がない。出雲國造神賀詞は神靈となつた後、大和に移つたものであるかのやうに說き（後記參照）、之に雷同するものが多いが、大物主と共に八十萬神を天高市に集めたといふ紀の一傳と抵觸するので、私は之を同名異神なりと考へたこともある（古語大辭典）。然るに其後の研究の結果、次卷に詳論するやうに、國讓傳說は出雲國家の滅亡（崇神朝）後に於て、發生した稗史であることが明白になつたので、再考するに此神も亦阿遲鉏高日子根と同じく、カモ（賀茂）系の貴人で、夙に大和に移住し、子孫を其地に留めたのであるが、同族の故を以て最も著名な大國主の子なりとする說を生じ、國讓の一段を脚色する資料に供せられたのではないかと思はれる。コトシロは事知の意で、祭政を管掌するものゝ職名であるから、他に同名又は類名の神（人）あることを妨げず、御巫の奉齋する宮中八神の一座なる事代（辭代）主神は、神前奉仕者の大宮賣

神(第二卷一六六頁、第三卷一六〇頁)に對し、祭務擔當の神を謂ふので、大和の事代主とは關係がないやうである。其他於天事代、於虚事代、玉籤入彦嚴之事代主神といふ名が神功紀に見え(伊豆國三島神社の祭神)、姓氏錄(左京天神)畝尾連は天辭代命子國辭代命之後也とあるが、——和泉神別の同姓は天兒屋根命の後とせられて居る——鴨事代主とは全然別系とせねばならぬ。右の外顯宗朝百濟に使した廷臣に阿閉臣事代といふ人もある(紀)。されば此事代主には區別のため、賀茂のツミハ(又はツバ)八重を冠稱としたので、ツミハ(ツバは其約濁)は病齒、即ち齲齒を意味し、齒並が惡かつたので此の稱呼を負うたものと思はれる。之を略して鴨事代主とも、都味齒(積羽)八重事代主ともいひ、更に略して單に八重事代主と稱へ(記)、或は天を冠して天乃八重事代主(姓)といふやうにもなつたのである。

コト(事)とモノ(物)とは上代相通じて用ひられたから、コトシロ主をモノシ

ロ主と稱へたこともあり得る。神名帳に播磨國宍粟郡大倭物代主神社とあるのは、恐らくは此地に移住した賀茂氏の人が祭祀したもので、雄略紀に三諸岳神を或云爲ニ大物主神一也と分註したのも、式の高市御縣坐鴨事代主神を意味することは、天武紀に高市縣主許梅(コメ)に神が著いて吾者高市社所レ居名事代主神とあるによつても證とせられる。然るに上記出雲國造神賀詞には、事代主ノ御魂ヲ宇奈提ニ坐(マセ)、賀夜奈流美命ノ御魂ヲ飛鳥ノ神奈備ニ坐テとあり、和名抄にあげた高市郡雲梯(ウナデ)郷は今も金橋村にその名を留め、高市村とは少しく距離を隔てて居るので疑を生じ、宣長は兩神の鎭坐地が顛置せられたのであらうと說いた。之に關しては異論もあり、更に詳密なる地理的調査を經ねば、決定の出來かねることであるが、いづれにしても此神が古來高市に祭られて居たことだけは事實とせねばならぬ。

鳥鳴海神。　鳥耳神の所生とあるから、母と同じくトリ(足(タリ)の轉呼)を冠稱とし

たので、訓鳴云那留と註してあるから、鳴海はナルミと訓むべきであらうが、海は借字で、ミミ(御身)の約なることは疑なく、ナルは成の義か若くは音に聞えるといふ意を以て鳴を號としたのであらう。上記のやうにカヤナルミといふ神名もある所を見ると、敬稱として用ひられたものゝやうであるから、後說の方が眞に近いと思はれる。事蹟は傳はらぬが、大國主の血統は此神(人)により繫がれたのである(後記參照)。

建御名方神。　後段國讓の章下にあらはれた神で、大國主自身が、亦我子有建御名方神といふことあり、建御雷之男神に追ひ詰められて、科野國之洲羽海に到つて遂に降參したとあるが(次卷參照)、系譜に載せられて居らぬのは、コといふ語が必しも實子を意味せぬからであらう。舊事本紀に之を高志沼河姬の所生としたのは、此女性を越後國奴奈川神社所在地の人と速斷し、隣國なるの故を以て、其子が越後から信濃に進出したものと推定したのであらう

が、沼河比賣が越後國の人でないことは、第三章(第一六〇頁)に詳論した通りであるから、此想像は成立せぬ。諏訪はムナカタ(ミナカタ)氏族の占住地で(第三卷六二二頁)、其族祖神を南方刀美神と稱へた(式)。トミがトメ(トベ)の轉呼で、女性の敬稱であることは言ふまでもなく、菅竈由良度美(神功皇后の御祖母)等の例もあるから、これも女神で、建御名方神は勇武の故を以てタケと呼ばれた其族の男性とせねばならぬ。然るに國讓傳說を以て史實と盲信した後世の史家が、男女兩性を混同して南方刀美を建御名方と同一神と見なすやうになり、平城天皇大同元年の神封贈進には、建御名方富命神と記し(新抄格勅符)、舊事本紀(第四卷)には建御名方神の下に、坐信濃國諏方郡諏方神社と分註した。其ころは尚一座であつたらしいが、續後紀承和九年十月の條には、信濃國无位健御名方富命前八坂刀賣神に從五位下を授けられたとあり、――南方刀美神は同年五月に既に從五位下に叙せられて居る――其後の

昇位にも二神を併記し、神名帳にも二座とあるから、後日八坂刀賣といふ女神が配祀せられたものと思はれる。この神の出自は不明であるが、健御名方富命前と特記せられて居る所を見ると、神前奉仕の貴人即ち大宮賣神の類であらう。然るに神祇志には之を南方刀美神の妃なりとしたが、女神に妃のあるべき筈はなく、又配祀神は必しも配偶神なることを要せぬから、臆斷に過ぎぬものとせねばならぬ。同國水内郡にある建御名方富命彦神別神社は持統紀にも水内神とある舊社であるが、彦神と特記してある所を見ると、南方刀美が女神であることの一證とすべきである。國讓傳說中建御名方神に關する一節には、諏訪のミナカタ(ムナカタ)氏が同族の誼により、出雲手入に當り、東西遙に呼應したけれども、力及ばずして屈伏したといふ意味を寓したもので、他の出雲傳說と關係があるのではないから、前段の大國主系譜と一致せず、風土記及神名帳にも出雲國には此神の名をあげて居らぬのである。

右の外風土記には大國主の子として左記の男女神をあげて居る。

山代日子命。　意宇郡山代鄕に鎭坐すとあるのみで、母氏も事蹟も詳でない。

御穗須々美命。　母は奴奈宜置波比賣命とある（第一六〇頁）。

和加布都努志命。　天地初判之後天御領田之長として奉仕し、出雲郡美談鄕に鎭坐したとあり、神名帳にも出雲郡縣神社と同社に此神を擧げて居る。天地初判之後はやゝ誇張に過ぎるが、此地方の有力な領主であつたのであらう。秋鹿郡大野鄕に於て猪狩をしたとあるのも同一神をいふものであらねばならぬ。意宇郡楯縫及山國鄕下に見える布都怒志命も和加を省いただけで、同人を指すものと思はれる。其によれば鄕土を巡廻し、楯縫鄕で天石楯――天は美稱、石は堅牢表示――を縫ひ直したとある。

阿陀加夜怒志多伎吉比賣命。　神門郡多伎鄕の名は此神から出たと說かれて居るが、其は本末顚倒で、タキキ鄕の貴女なるが故に地名を負うたものなるこ

と疑なく、タキは其約であらう。神名帳には郡内に多支藝神社及多伎神社をあげ、風土記によれば其外に多支支社一社、多吉（多支）社二社がある。阿太加夜は意宇郡の社名にも見え（風二）、今も其所在地八束郡出雲郷村を、字に拘はらずアタカヤ（アタカイ）と稱へて居るが、神門郡多伎郷とは餘りに距離が遠いから、多伎吉比賣が兩地の領主を兼ねたとは考へられぬ。或は故あつて意宇郡から神門郡に轉住したのか、又は多伎郷附近にもアタカヤと稱する地があつたのかも知れぬ。語義は判明せぬが、カヤナルミといふ神名もあるから、カヤを主語とし、アタはアテ（貴）の意の美稱として考へて見る必要がある。カヤは山城、丹波、丹後、但馬、播磨、備中、筑前等にある賀陽、河陽、高陽、賀野、賀夜、香野、賀舍、加悅、可也等と同一名で、或はアヤ、カラ（漢、韓）と語原を同うするのではあるまいか。既記の韓國伊太氐神社の例によれば（第五〇頁）、上古出雲國にカヤ（韓）といふ地があつたとしても敢て怪しむに足らぬ。

既述の出雲國造神賀詞中にあげた大國主神の諸子で、古事記及風土記に見えぬものは次の一柱である。

賀夜奈流美命。　御魂を飛鳥の神奈備に移したとあり、神名帳にも高市郡に加夜奈留美神社をあげて居るから、大和に移住した出雲族の一人と思はれる。カヤは上記の如く出雲の一地名と推定せられ、ナルミは鳥鳴海神の條下に述べたやうに、敬稱であるから、出雲出身なることは疑がないが、其國に於ては祭祀せられて居らぬ。恐らくは子孫を留めなかつたからであらう。

右の外神名帳には杵築大社同社として、大穴持御子玉江神社をあげて居るが、他に所見がなく、タマエについても考がない。——若し地名とすれば玉江比古（比賣）とあるべきである。

上掲の如く多數の子女の名が傳へられて居るが、神魂命及スサノヲの命の場合と同じく、縱ひ同族人であるとしても、盡く大國主の實子をいふものと速斷する

ことは出來ぬ、其多くが出雲以外、就中大和國に於て祭祀されて居る所を見ると、少くとも出雲に殘留しなかつたものとせねばならぬ。記にも大國主の正統を繼承したものを鳥鳴海神とし、其後胤八代までの名號を列擧して居る。其中には後記の如く、ヒ(火)、アマ(海人)、タカマ(高天)族等異姓の腹から出たものも多いから、上代母系氏族制度からいへば、大國主の嫡流と稱することは出來ぬ筈であるが、高千穗及大和朝廷と同じく、國家の支配者としては、男系を以て繼承することを正當としたのであらう。左に各代の名號の意義から其地位に關する考察を試みようとおもふ。

〔第一世〕鳥鳴海神(既出)

〔第二世〕國忍富神。　母は日名照額田毗道男伊許知邇神とあるが、女性の名と思はれぬことは記傳の說の通りで、試にいへば原傳には日名照額田毘道男神。女伊許知邇神とあつたのを誤り傳へたのであらう。ヒナテリは、武夷鳥命を

武日照(ヒナテリ)ともいふやうに（崇神紀）、ヒナトリの轉呼で、ヒナ（夷）トリ（捕）を意味し、夷族征討に任じた人に與へられた冠稱である。スカタが土型を意味することは第三卷（第一〇九頁）に述べた通りで、其緣によつてヒヂ（泥）男と呼ばれたものらしく、天糠戸（抜戸）と同樣に鑄工の祖神であつたか、然らずばスカタといふ地の領主を意味したのであらう。伊許知邇のチニはチネ（主禰）の轉呼で、天之都度閇知泥神（第六四頁）及次の遠津待根神の例によれば、女性の敬稱としても用ひられたのである（第二四三頁參照）。イコは齋子(ユコ)の義か、若くは美稱イク（活）の轉呼であらう。

忍富をオシトミと訓むべくば、大富又は大富身の義と了解せられるが、トミは女稱の敬稱トメ（トベ）の音便で、南方刀美神の如くも用ひられ（第二三二頁）紛らはしい爲か、男性に對してはトネ（刀禰）といふことを例とするから、湯桶よみではあるが、オシホの假字とすべきであらう。若し然りとすれば大秀(オホシホ)

の義で、國を冠稱としたのは地祇なるが故である。

〔第三世〕 速甕之多氣佐波夜遲奴美神。　葦那陀迦神又名八河江比賣の所生とある。紀伊國にも名高浦といふ名所があるから、ナダカは地形を意味し、ナダ（灘）、ナダレ（緩斜）、ナダラカ（平穩）等と語原を同うするのではあるまいか。葦の生ひたナダカといふ意を以て、或地點をアシナダカとよび、其處に鎭座する神にも其名を負はせたのかも知れぬ。八河江もまた地名であらうが、其所在を詳にせぬ。甕は借字で、ハヤミカは急水處を意味し、タケ（武）は美稱、サハヤチは澤谷の義で、其地の大身といふ意を以てサハヤチヌミ――ヌミはノヌミの約――と呼ばれたのであらう。

〔第四世〕 甕主日子神。　母は天之甕主神の女前玉比賣とある。上例によればミカヌシは水處之大人の謂で、天を冠稱としたのはアマ（海人）族の人であつたからであらう。此族人には豐玉彦、豐玉姫、玉依姫のやうに、タマを以て名と

するものが多いから、其女をサキ（幸又は榮の意で、前は借字）玉と號したのも、由縁があるやうに思はれる。甕主日子が祖父の名號を繼承したのは當然のことであるが、其父なる人が速甕及佐波夜遲の名を負うたのも、妻の在所に居を移したからではあるまいか。

〔第五世〕多比理岐志麻流美神。淤加美神之女比那良志毗賣の出とある。淤加美神は既述の如くヒ（族）の大神（大酋長）の意で、個人名を逸したのであるから（第六三頁）、その女がヒナ（夷）等主といふ意を以て、ヒナラシ（シ、チ通音）と呼ばれた事は有り得る。多比理の語義は不明であるが、或は地名等から出た冠稱で、リはコリ（巨人）、トネリ（舍人）等の如くも用ひられる所を見ると、「人」の意の敬語であらう〔古語大辭典〕。キシマは飯石郡來嶋郷〔風〕をいひ、流の字は恐らくは衍誤で、其地の君主といふ意を以てキシマミ又はキシマツミと稱へたのであらう。眞福寺本には流の字なく、風土記には此地の神を伎自

麻都美命といふとある(第九八頁)。

「第六世」 美呂浪神。 母は比比羅木之其花麻豆美神の女活玉前玉比賣神。ヒヒラギ(枸骨)は花にかゝる枕詞であるが、其と麻とは借字で、神門郡薗(今の簸川郡園村)にハナマ(花間)と稱する草花の多い地域があつたのであらう、右の伎自麻津美の例によれば、其地の君長をハナマツミと呼稱したことはあり得る。其女の名は上記サキタマ(幸玉)に更にイクタマ(活玉)を重ねたものであるが、兩者の間に緣故が存したと推定すべき根據はない、美呂も亦地名らしく、其地の貴人といふ意を以て、美呂之御身(ミロナミ)と稱へたものと思はれるが、其所在を物色し得ぬ。

「第七世」 布忍富鳥鳴海神。 敷山主神之女青沼馬沼押比賣の所生とある。シキ山は重山の義で、山岳重疊をいひ(第一卷二七六頁)、其地方の首長を敷山主と呼び、其處に青沼のある野(青沼馬沼)があつたので、嫡女をシヒメ(大姫)の

冠稱に用ひたのであらう。——沼の字古寫伊勢本には治とある。其に從へば靑沼眞主の謂とせねばならぬ。——その所生がヌ（野又は沼）のオシホ（大秀）と稱へられたのも之によるもので、鳥鳴海は六世の祖の名號と同じく尊稱である。

〔第八世〕天日腹大科度美神。　生母を若晝女神といふとあるが、ヒルメは大日靈貴、稚日女尊の如く、高天原系の貴女の名號に見える語であるから、此女性もまた天孫氏であつたかも知れぬ。其所生に天日腹といふ冠稱を與へたのも、母系が天神の裔なることを暗示したものであらう。風土記によれば大原郡に日原社があるから、地名とも了解せられぬことはないが、若し然りとすれば日腹の次に之の字を挿入するか、若くは主その他の稱號を介すべきで、直に大科度美とつゞけるのは異例である。大は美稱、科度はシナドと訓み、風之門の意であるが（第一卷二二〇頁）、此は地名に轉用せられたものと思はれ

こゝ美がミミ（御身）の約なることはいふまでもない。

〔第九世〕遠津山岬多良斯神。　天狭霧神之女遠津待根神の所生とある。創世神話に天之狭霧神とあるのは霧の神で人文神ではないから（第一卷二一四頁）、子孫のあるべき筈はなく、若しサキリの神と呼ばれた人が實在したとすれば、狭霧を借字として語義を他に求めねばならぬ。案ずるにリは上記のタヒリ岐志麻流美の場合と同じく、貴人を意味し、遠津の山岬に居住したのでサキリと呼び、アマ（海人）族なるが故にアマ（天）を冠稱としたのであらう。其女を遠津待根といふ所を見ると、津は連繋助語ではなく、要津の謂で、或地點から見て遠方に位するが故に遠津と呼稱せられたものとせねばならぬ。待根が借字で、眞主（マチ）嶺の義なることは勿論である。其所生の兒は祖父の遺産を相續し、富裕を以て聞えたので、遠津山岬の足主（タラチ）と呼ばれたものと思はれる。

古事記に掲げた大國主系譜は之を以て終りとする。右の如く歴代盡く神號が與

へられて居るが、其は超人間的存在を表示するものではなく、子孫からいへば祖靈は皆神であるから、出雲家に於て神號を以て呼稱して居たのを、其まゝ繼承したのであらう。されば遠津山岬多良斯は嚴然たる實在人で、世代から推算すると孝靈朝時代の人であらねばならぬ。崇神朝に在世した飯入根〔紀〕又は可美乾飯根命は、姓氏錄によれば天穗日命の十二世の孫とあり〔土師連〕〔宿禰〕、——同書出雲臣（右京及河內）の條下には飯入根の子鵜濡渟（ウカヅクヌ）を十二世の孫とし、國造本紀には天穗日命十一世孫宇迦都久怒とある——穗日命の子武夷鳥（建比良鳥又は天夷鳥）命は大國主とほゞ同世代と思はれるから、遠津山岬多良斯は飯入根等の先々代乃至先代に當るのである。後者の兄を出雲振根といひ、出雲臣の遠祖とせられ、朝命に抗した故を以て誅戮せられたとあるが〔紀〕、振根は第三卷（二一〇頁）に述べたやうに、舊系（フルネ）の意であるから、嫡子なる此人の後は絶え、之に代つて新系、卽ちウカヅクヌ系が起つたものと思はれる。紀の所説の如く振根が飯入根等の實兄であ

るとするならば、同じく天穗日命の後であらねばならぬ、出雲の支配權が大國主の直系なる遠津山岬多良斯から、此人の手に移つた理由がなくばならぬが、紀記いづれの傳にも說明せられて居らず、唯紀一書（國讓章下）に、高皇產靈尊が天穗日命をして大國主神の祭祀を主らしむることを約束したとあるのみである。さらながら祖靈の祭祀は其嫡統の擔任とするのが我國古來の慣例で、他氏族でしかも長者たる天穗日命が大國主の神靈に奉仕したとは考へられぬことであるから、後日の附說とすべきである。――次卷に詳述する――されば出雲振根は右の遠津山岬多良斯の子又は後繼者で、父系からいへば大國主神の嫡統であつたと推定するの外はないのであるが、崇神紀に武日照命（一云武夷鳥、又云天夷鳥）とあり、記の建比良鳥命にあたる）が天から將來した神寶の出雲大神社に藏せられて居たものを徵せられた所を見ると、其遺產の相續者であつたとせねばならぬから、振根自身又は其祖先中に、天穗日系の嫡女を母としたものがあつて、其緣により此氏族を

兼併したのであるかも知れぬ。其は上代の氏族制度に在つては敢て奇とするに足らず、他にも例の多いことは既に第三卷(第一九八頁)に述べた通りである。私は上記の如く、之を天日腹大科度美神の時代に起つた事實と推定するもので(第二四二頁)、振根等兄弟は母系からいへば天穗日命又は建比良鳥命の裔であつたのであらう。大國主の嫡統と名乘らぬやうになつたのは、振根が朝譴を蒙つたからで、之が爲に其一族が恐懼して大神(大國主神)の祭祀をすら廢したと明記せられて居るから(紀)、其近親なるウカヅクヌ等が出系を天神に託するやうになつたのは、必しも想像に難からぬ心情である。

さりながら出雲族の社會的勢力は之が爲に衰微したわけではなく、出雲本國に於ては勿論、大和に移住したものも益々繁榮し、出雲、神門、土師、菅原、日置、秋篠及大枝氏等に分れ、出雲古傳說を傳承することを怠らなかつたので、大己貴信仰は全國に擴がり、前章に述べたやうに、倭大物主神及大國魂神をすら大己貴の

神靈なりとする說を生じ、遂には諸國の國魂神が之に統一せられんとする傾向さへ顯はれたのである。

出雲族が坂東に移住したのは、恐らくは振根の事件以前のことで、第三卷第六章に掲げた武藏、相武及菊麻の國造家の祖、二井之宇迦諸忍之神狹命十世の孫兄多比(兄多毛比)命並に上下海上、安房、伊甚、新治、高國造の祖忍立化多比命及彌都侶岐命は崇神朝の人と思はれるから、ウカヅクヌとは別系でなければならぬが、後世在京出雲諸氏の繁榮を見るに及び、之に倣うて出系を天穗日命に託したものと思はれる(第三卷二〇六頁參照)。

之を要するに大國主の經營した國家は、大和朝廷とは沒交渉に、崇神朝まで存續したので、此御代に至り朝威は頓に發揚し、丹波の玖賀耳之御笠を討滅した餘力を以て(記)、遂に出雲國にも手を入れられた結果、初祖大國主以來十一代乃至十三代の間相承した統治を失ふに至つたのである。此事は尚次卷「國讓」中にも論

及する。

第七章　史的考察

史的價値　年代　出雲國家の版圖　國都及神宮

以上各章に述べたやうに、出雲傳説の大部分は社會事項に關するもので、自然又は宗教現象については關説する所が比較的少い。從つて傳説にあらはれた諸神も、大年神系を除くの外は、超自然的存在ではなく、人間として扱はれて居るのであるから、神といふ語を除いて讀めば、宛然たる史譚乃至英雄談である。さりながら其内容を盡く史實と目すべからざることは勿論で、多種多樣の潤色附説を混じて居るけれども、其は序説にも述べたやうに、國家滅亡後年をへて、政治史とは見なされず、單に昔話として保存せられ、傳誦の間に追加修補せられたものなるが故で、原形は正しい古傳なること疑なく、大體に於て史實に基いたものと

思はれることは、各章に於て論じた通りである。此觀測が誤まつて居らぬとすれば、出雲に關する紀記の記述は、史的價値を有する傳說の最古のもので、ことに大國主の治世年代は左記の如く概算することが可能であるから、縱ひ稗史的脚色が加はつて居るにしても、史料たる價値を失はぬのである。

大國主神九世の孫遠津山岬多良斯神が孝靈乃至開化朝の人なることは、前章に考證した通りであるから、大國主は神武天皇より一代乃至三代前に生存したものとせねばならぬ。人間の一世代は平均二十五年とするのが通說であるが、上代に於ては仲子乃至季子相續の事例も少くはないから、更に五ヶ年を加へ、平均三十年と見るのが安全で、――久米博士によれば、推古天皇から孝明天皇まで、一千二百七十四年間に四十六世代を經て居るから、一世代二十八年弱にあたるといふことであるが〔日本古代史〕、それは旁系相續が多かつたからであらう――此推算法によれば、大國主は神武天皇紀元前三十年乃至九十年の人とすべきである。書紀

の紀年に少からぬ誤差があるといふことは學界の定説で、之については次篇に詳論するが、私考によれば、仲哀天皇以後に於て百二十年、其以前に於て、一世代を平均三十年と假定し、四百十年伸びて居るやうであるから、大國主の活躍したのは西暦紀元前第二第三世紀の交で、支那の秦時代にあたり、今の朝鮮半島には未だ國家として知られたものゝ無かつた頃である。――高千穗朝歷代の御壽齡については、傳説に疑義があるから、こゝには闡説せぬことにする（第六卷參照）。

スサノヲの命の出雲來着は、記には更に六世代前のこととせられて居るから、上記の如く推算すれば、西暦紀元前六世紀の後半、周の靈王景王時代にあたる筈であるが、其系譜には異傳もあり、且時代の遡るに從ひ違算の因となるべき要素も加はるから、算定は困難である。とはいへ、キ（木）族が大陸から渡來した年代はほゞ其ころであつたと推測することは不當ではあるまい。我國土は比較的高級文化を有した此種族によつて、此一角から開かれ始めたので、其が決して一般に

想像せられて居るやうな悠久の昔のことではなく、神武天皇前八九世代のことであつたとすれば、鋼鐵製の刀劍がスサノヲの命によつて將來せられたといふ傳說(第一章三〇頁)も信を置くことが出來る。

大國主神によつて建設せられた國家の版圖の限界は、諸國風土記其他參考となるべき典籍が大部分散逸したので、之を明にする手がゝりがないが、第三章に論述したやうに、出雲全國を統一したことは勿論、東方は因幡國まで勢力が及んだものと見ても大差はあるまい。延喜式によれば此方面(出雲以外)に、出雲系の神を祭祀する左記の神社がある。

丹波國桑田郡出雲神社

備後國深津郡須佐能袁能神社

周防國佐婆郡出雲神社

此等の社も創設年代が不明であるから、出雲國家との關係を察知する根據にはな

る點が、スサノヲの命の來着地を可愛川とする傳說のある所を見ると(二〇三頁)、備後の北部は上古出雲の管下に屬したのではないかと思はれ、律語を以て出雲大神の祭祀復興を諷した氷香戶邊の兒は、丹波の氷上の人とあるから(崇神紀)、夙に地方に勢力が伸びて居たものと思はれる。丹波をへて其族人が大和方面に進出したことは前章に論述した通りであるが、其は國家の版圖擴張を意味するものではなく、寧ろ國外植民と目すべきである。

大國主が出雲郡宇賀鄉に都したことは、記にスサノヲの命の口をかりて、於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原氷椽多迦斯理而居と表明せられて居るが、其處はこの英雄の出生地ではなく、八十神を追ひ伏せ追ひ撥うた後、本據としたものゝやうで、恐らくは綾門日女命と結婚後、その緣によつて選定したのであらう。杵築の北面に接して連亙する山地を宇賀山といひ、其處に大穴持の御子神を祭る社があり(神名帳)、國造の祖なるウカヅクヌも宇迦ッ子の

謂で（ヌは敬稱）、坂東に移住した出雲族の祖先を二井之宇迦諸忍之神狹命と稱した（國造本紀）とある所を見ると、大國主の子孫は此地に永住したものと思はれる。杵築は恐らくは此英雄を埋葬した地で、陵墓を築いたが故に名を負うたのであらう。垂仁皇子本牟智和氣命は坐二出雲之石硐之曾宮一葦原色許男大神云々といはれたとあるから（記）、宇賀山麓に岩石を以て垌（隈）を築いて、こゝに遺體を安置したのではあるまいか。――ソはス（栖）の轉呼であらう――其が大社の現在地か、又は若干離れて居たかは不明であるが、現形式の宮殿が建築せられるやうになつたのは、遙に後世であらねばならぬといふことは、次卷に詳論する通りである。

此地は出雲の西北隅に偏在し、後世の見地を以てすれば、決して首府に適する地勢ではないが、當時に在つては宮處（ミヤコ）は行政の中心たるよりも、寧ろ策戰基地たることを必要としたので、次の理由を以て此地を選定したものと思はれる。

（イ）淤美豆奴神の餘威を以て附近の民衆を懷柔し易かつたこと

(ロ)綾門日女命の氏人が首長として大國主を推戴したこと

(ハ)内外海の水路の衝に當つて居ることゝ。即ち宍道湖及樋大川によつて國内各地と交通し、外海によつて沿岸諸地に航行する便利を有したこと

(ニ)スサノヲの命が選んだと同一の航路を取つて西方から侵入する敵を防禦するに適切な地勢であつたこと

(ホ)想像にすぎぬが、石見方面に進出する計畫があつたとすれば、之が遂行に便利であつたこと

さりながら其子孫は必しも此地點にのみ蹈跡せず、時の事情に應じて居を移したことゝは前章所揭の名號によつても明白である。思ふに大國主の歿後は國威も亦昔日の如くならず、號令の及ぶ範圍が漸次縮少せられて、纔に一地方の大土豪として、祖神の祭祀を繼續するに過ぎなかつたのであらう。之に關しては僞次卷を參照することを要する。

〔參照〕

日本書紀卷第一

神代上

是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲覓往者、有一老公與老婆中間置一少女撫而哭之、素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶、對曰、吾是國神號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姬、所以哭者、往時吾兒有八箇少女、毎年爲八岐大蛇所呑、今此少童且臨被呑、無由脱免、故以哀傷、素戔嗚尊勅曰、若然者汝

當以女奉吾耶、對曰、隨勅奉矣、故素戔嗚尊立化奇稻田姬爲湯津爪櫛而插於御髻、乃使脚摩乳手摩乳釀八醞酒、并作假庋（假庋此云佐受枳）八間、各置一口槽而盛酒以待之也、至期果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬（赤酸醬此云阿箇箇鵝知）松栢生於背上而、蔓延於八丘八谷之間、及至得酒頭各一槽飮醉而睡、時素戔嗚尊乃拔所帶十握劍寸斬其蛇、至尾劍及少缺、故割裂其尾視之、中有一劍、此所謂草薙劍也（草薙劍此云俱娑那伎能都留伎、一書曰、本名天叢雲劍、蓋大蛇所居之上常有雲氣、故以名歟、至日本武皇子改名曰草薙劍）素戔嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、然後行覓將婚之處、遂到出雲之清地焉（清地此云素鵝）乃言曰、吾心清清之（此今呼此地曰清）於彼處建宮（或云、時武素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多菟伊都毛夜覇餓岐菟磨語味爾夜覇餓岐菟俱盧贈廼夜覇餓岐廻）乃相與遘合而生兒大己貴神、因勅之曰、

吾兒宮首者卽脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神曰稻田宮主神、已而素戔嗚尊遂就於根國矣

一書曰(一)素戔嗚尊自天而降到於出雲簸之川上、則見稻田宮主簀狹之八箇耳女子號稻田媛、乃於奇御戶爲起而生兒號淸之湯山主三名狹漏彥八嶋篠、一云淸之繋名坂輕彥八嶋手命、又云淸之湯山主三名狹漏彥八嶋野、此神五世孫卽大國主神　篠小竹也、此云斯奴

一書曰(二)是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上也、彼處有神、名曰脚摩手摩、其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳、此神正在姙身、夫妻共愁乃告素戔嗚尊曰、我生兒雖多每生輙有八岐大蛇來呑不得一存、今吾且產恐亦見呑、是以

哀傷、素戔嗚尊乃敎之曰、汝可下以二衆菓一釀中酒八甕上、吾當レ爲レ汝殺レ蛇、二神隨レ敎設レ酒、至二產時一、必彼大蛇當レ戶將レ呑レ兒焉、素戔嗚尊勅レ蛇曰、汝是可畏之神、敢不レ饗乎、乃以二八甕酒一每レ口沃入、其蛇飲レ酒而睡、素戔嗚尊拔レ劒斬之、至二斬レ尾時一劒及少缺、割而視之則劒在二尾中一、是號二草薙劒一、此今在二尾張國吾湯市村一、卽熱田祝部所レ掌之神是也、其斷レ蛇劒號曰二蛇之麁正一、此今在二石上一也、是後以下稻田宮主簀狹之八箇耳生兒眞髮觸奇稻田媛上遷二置於出雲國簸川上一而長養焉、然後素戔嗚尊以爲レ妃而所レ生兒之六世孫、是曰二大己貴命一　大己貴此云二於褒婀娜武智一

一書曰（三）素戔嗚尊欲レ幸二奇稻田媛一而乞之、脚摩乳手摩乳

對曰、請先殺彼蛇、然後幸者宜也、彼大蛇每頭各有石松、兩脇有山、甚可畏矣、將何以殺之、素戔嗚尊乃計釀毒酒以飮之、蛇醉而睡、素戔嗚尊乃以蛇韓鋤之劍斬頭斬腹、其斬尾之時劍刃少缺、故裂尾而看卽別有一劍焉、名爲草薙劍、此劍昔在素戔嗚尊許、今在於尾張國也、其素戔嗚尊斷蛇之劍今在吉備神部許也、出雲簸之川上山是也

一書曰、(四)素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戶而遂逐之、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降到於新羅國居曾尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟乘之東渡到出雲國簸川上所在鳥上之峯、時彼處有呑人大蛇、素戔嗚尊乃以天蠅斫之劍斬彼大蛇、時斬蛇尾而刃缺、卽

擘而視之、尾中有一神劔、素戔嗚尊曰、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葺根神上奉於天、此今所謂草薙劔矣、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之內莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、卽紀伊國所坐大神是也

一書曰(五)素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚髯散之、卽成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟、此兩樹者可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、柀可以爲顯見蒼生奧津棄戶將臥之具、夫須噉八十木種皆能播生、于時素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津

姫命、次抓津姫命、凡此三神亦能分布木種、卽奉渡於紀伊國也、然後素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣、　棄戸此云須多杯、被此云波麿紀、

一書曰、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、其子凡有一百八十一神、夫大己貴命、與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成、是談也蓋有幽深之致焉、其後少彥名命行至熊野之御碕、遂適於常世鄉矣、

亦曰、至淡嶋而緣粟莖者、則彈渡而至常世鄉矣、自後、國中所未成者、大己貴神獨能巡造、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至及磐石草木、咸能强暴、然吾已摧伏莫不知順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎、于時神光照海、忽然有浮來者、曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故卽營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也、此神之子卽甘茂君等、大三輪君等、又姬蹈鞴五十鈴姬命、又曰、事代主神化爲八尋熊鰐、通三嶋溝

樴姫、或云玉櫛姫、而生兒姫蹈鞴五十鈴姫命、是爲神日本磐余彥火火出見天皇之后也、初大己貴神之平國也、行到出雲國五十狹狹之小汀、而且當飲食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以白蘞皮爲舟、以鷦鷯羽爲衣、隨潮水以浮到、大己貴神即取置掌中、而翫之、則跳齧其頰、乃怪其物色、遣使白於天神、于時高皇產靈尊聞之而曰、吾所產兒凡有一千五百座、其中一兒最惡不順教養、自指間漏墮者必彼矣、宜愛而養之、此即少彥名命是也

顯此云于都斯、蹈鞴此云多多羅、幸魂此云佐枳彌多摩、奇魂此云俱斯美拖磨、鷦鷯此云娑娑岐

古事記上巻

故所二避追一而、降二出雲國之肥上河上在鳥髮地一、此時箸從二其河一流下、於レ是須佐之男命、以三爲人有二其河上一而、尋覓上往者、老夫與二老女一二人在而、童女置レ中而泣、爾問三賜之汝等者誰一、故其老夫答言、僕者國神、大山上津見神之子焉、僕名謂二足上名椎一、妻名謂二手上名椎一、女名謂二櫛名田比賣一、亦問二汝哭由者何一、答白言、我之女者自レ本在二八稚女一、是高志之八俣遠呂智（此三字以レ音）每レ年來喫、今其可レ來時故泣、爾問二其形如何一、答白、彼目如二赤加賀智一而、身一有二八頭八尾一、亦其身生二蘿及檜椙一、其長度二谿八谷峽八

尾而、見其腹者、悉常血爛也（此謂赤加賀知者、今酸醤者也）爾速須佐之男命詔
其老夫、是汝之女者、奉於吾哉、答白、恐亦不覺御名、爾答詔、吾
者天照大御神之伊呂勢者也（自伊下三字以音）故今自天降坐也、爾足
名椎手名椎神、白然坐者恐立奉、爾速須佐之男命、乃於湯津
爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、告其足名椎手名椎神汝等
釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、毎門結八佐受岐（此三
字以音）毎其佐受岐置酒船而、毎船盛其八鹽折酒而待、故隨告
而、如此設備待之時、其八俣遠呂智信如言來、乃毎船垂入己
頭飲其酒、於是飲醉留伏寢、爾速須佐之男命、拔其所御佩之
十拳劒、切散其蛇者、肥河變血而流、故切其中尾時、御刀之刃
毀、爾思怪以御刀之前刺割而見者、在都牟刈之大刀、故取此

大刀、思異物而、白上於天照大御神也、是者草那藝之大刀也（那藝二字以音）故是以其速須佐之男命、宮可造作之地求出雲國、爾到坐須賀（此二字以音、下效此）地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯而、其地作宮坐、故其地者於今云須賀也、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、於是喚其足名椎神、告言、汝者任我宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神、故其櫛名田比賣以、久美度邇起而所生神名、謂八嶋士奴美神（自士下三字以音、下效之）又娶大山津見神之女、名神大市比賣生子大年神、次宇迦之御魂神（二柱、宇迦二字以音）兄八嶋士奴美神、娶大山津見神之女、名木花知流（此二字以音）比賣、生子布波能母遲久

奴須奴神、此神娶淤迦美神之女、名日河比賣生子深淵之水
夜禮花神夜禮二字以音 此神娶天之都度閇知泥上神自都下五字以音 生子
淤美豆奴神此神名以音 此神娶布怒豆怒神此神名以音 之女、名布帝耳
上神布帝二字以音 生子天之冬衣神、此神娶刺國大上神之女、名刺
國若比賣生子大國主神、亦名謂大穴牟遲神牟遲二字以音 亦名謂
葦原色許男神色許二字以音 亦名謂八千矛神、亦名謂宇都志國玉
神宇都志三字以音 幷有五名、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國
者避於大國主神、所以避者、其八十神各有欲婚稻羽之八上
比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神負帒、爲從者率往、於是
到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、浴此
海鹽、當風吹而、伏高山尾上、故其菟從八十神之教而伏、爾其

鹽隨乾、其身皮悉風見吹拆故、痛苦泣伏者、最後之來大穴牟遲神、見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、僕在淤岐嶋雖欲度此地、無度因故、欺海和邇（此二字以音、下效此）言、吾與汝競欲計族之多少、故汝者隨其族在悉率來、自此嶋至于氣多前皆列伏度、爾吾蹈其上走乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上讀度來、今將下地時、吾云、汝者我見欺言竟、卽伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命以、誨告浴海鹽當風伏、故爲如教者、我身悉傷、於是大穴牟遲神教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃敷散而、輾轉其上者、汝身如本膚必差、故爲如教、其身如本也、此稻羽之素菟者也、於今者謂菟神也、故其菟白大穴牟遲神、此八

十神者必不得八上比賣、雖負袋、汝命獲之、於是八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、故爾八十神忿、欲殺大穴牟遲神共議而、至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮（此二字以音）共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云而、以火燒似猪大石而轉落、爾追下、取時、即於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而、參上于天請神產巢日之命時、乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣、令作活、爾𧏛貝比賣岐佐宜（此三字以音）集而、蛤貝比賣待承而、塗母乳汁者、成麗壯夫（訓壯夫云袁等古）而出遊行、於是八十神見、且欺率入山而、切伏大樹、茹矢打立其木、令入其中、即打離其氷目矢而拷殺也、爾亦其御祖命哭乍求者得見、即拆其木而取出活、告其子言、汝者有此間者、遂爲八十神

所滅、乃速遣於木國之大屋毗古神之御所、爾八十神覓追臻
而、矢刺之時、自木俣漏逃而云、可參向須佐能男命所坐之根
堅洲國、必其大神議也、故隨詔命而、參到須佐之男命之御所
者、其女須勢理毗賣出見、爲目合而相婚、還入白其父言、甚麗
神來、爾其大神出見而、告此者謂之葦原色許男命、即喚入而、
令寢其蛇室、於是其妻須勢理毗賣命、以蛇比禮（二字以音）授其夫
云、其蛇將咋、以此比禮三擧打撥、故如敎者、蛇自靜故、平寢出
之、亦來日夜者、入呉公與蜂室、且授呉公蜂之比禮、敎如先故、
平出之、亦鳴鏑射入大野之中、令採其矢、故入其野時、即以火
廻燒其野、於是不知所出之間、鼠來云、內者富良富良（此四字以音）
外者須夫須夫（此四字以音）如此言故、蹈其處者、落隱入之間、火者

燒過、爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也、其矢羽者其鼠子等皆
喫也、於是其妻須世理毘賣者、持喪具而哭來、其父大神者、思
已死訖、出立其野、爾持其矢以奉之時、率入家而、喚入八田間
大室而、令取其頭之虱、故爾見其頭者、呉公多在、於是其妻取
牟久木實與赤土授其夫、故咋破其木實、含赤土唾出者、其大
神以爲咋破呉公唾出而、於心思愛而寢、爾握其大神之髮、其
室毎椽結著而、五百引石取塞其室戸、負其妻須世理毘賣、卽
取持其大神之生大刀與生弓矢及其天詔琴而、逃出之時、其
天詔琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚而、引仆其室、然解
結椽髮之間、遠逃、故爾追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲
神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之

御尾、亦追撥河之瀨而、意禮（二字以音）爲大國主神、亦爲宇都志國主神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山（三字以音）之山本、於底津石根宮柱布刀斯理（此四字以音）於高天原氷椽多迦斯理（此四字以音）而居、是奴也、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀨追撥而、始作國也、故其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都（此七字以音）故其八上比賣者、雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣而、其所生子者、刺挾木俣而返、故名其子云木俣神、亦名謂御井神也、此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰

夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐加泥弖、登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣袁、阿理登岐迦志

弖、久波志賣遠、阿理登伎許志弖、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比邇、阿理迦用婆勢、多知賀遠母、伊麻陀登加受弖、淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆、遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多多勢禮婆、比許豆良比、和何多多勢禮婆、阿遠夜麻邇、奴延波那伎、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、爾波都登理、迦祁波那久、宇禮多久母、那久那留登理加、許能登理母、宇知夜米許世泥、伊斯多布夜、阿麻波勢豆加比、許登能、加多理其登母、許遠婆

爾其沼河日賣、未開戶、自內歌曰

夜知富許能、迦微能美許等、奴延久佐能、賣邇志阿禮婆、和何許許呂、宇良須能登理叙、伊麻許曾婆、知杼理邇阿良米、

能知波、那杼理爾阿良牟遠、伊能知波、那志勢多麻比曾、伊斯多布夜、阿麻波世豆迦比、許登能、加多理碁登母、許遠婆、

阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟、阿佐比能、惠美佐加延岐弖、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多多岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀爾、伊波那佐牟遠、阿夜爾、那古斐岐許志、夜知富許能、迦微能美許登、許登能、迦多理碁登母、許遠婆

故其夜者不合而、明日夜爲御合也、又其神之嫡后須勢理毗賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神和備弖（三字以音）自出雲將上坐倭國而、束裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏入其御鐙而

歌曰

奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許禮婆布佐波受、幣都那美、曾邇奴岐宇弖、蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許母布佐波受、幣都那美、曾邇奴棄宇弖、夜麻賀多爾、麻岐斯阿多泥都岐、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比、淤岐都登理、牟那美流登岐、波多多藝母、許斯與呂志、伊刀古夜能、伊毛能美許等、牟良登理能、和賀牟禮伊那婆、比氣登理能、和賀比氣伊那婆、那迦士登波、那波伊布登母、夜麻登能、比登母登須須岐、宇那加夫斯、那賀

那加佐麻久、阿佐阿米能、佐疑理邇多多牟叙、和加久佐能、
都麻能美許登、許登能、加多理碁登母、許遠婆
爾其后取二大御酒杯一、立依指擧而歌曰
夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯許曾波、
遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇
能佐岐淤知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣
邇斯阿禮婆、那遠岐弖、遠波那志、那遠岐弖、都麻波那斯、阿
夜加岐能、布波夜賀斯多爾、牟斯夫須麻、爾古夜賀斯多爾、
多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾、阿和由岐能、和加夜流牟泥
遠、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、曾陀多岐、多多岐麻那賀
理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀邇、伊遠斯那世、登

與美岐、多々麻都良世

如此歌、即爲宇伎由比[四字以音]而、宇那賀氣理弖[六字以音]至今鎭坐也、此謂之神語也、故此大國主神、娶坐胸形奧津宮神、多紀理毗賣命、生子、阿遲[二字以音]鉏高日子根神、次妹高比賣命、亦名下光比賣命、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也、大國主神、亦娶神屋楯比賣命、生子、事代主神、亦娶八嶋牟遲能神[自牟下三字以音]之女鳥耳神、生子、鳥鳴海神[鳴音那留]、此神、娶日名照額田毗道男伊許知邇神[田下毗又自伊下至邇皆以音]生子、國忍富神、此神、娶葦那陀迦神[自那下三字以音]亦名八河江比賣、生子、速甕之多氣佐波夜遲奴美神[自多下八字以音]此神、娶天之甕主神之女、前玉比賣、生子、甕主日子神、此神、娶淤加美神之女、比那良志毗賣[此神名以音]生

子、多比理岐志麻流美神（此神名以音）此神、娶比比羅木之其花麻豆美神（木上三字花下三字以音）之女、活玉前玉比賣神生子、美呂浪神（美呂二字以音）此神、娶敷山主神之女、青沼馬沼押比賣生子、布忍富鳥鳴海神、此神、娶若晝女神生子、天日腹大科度美神（度美二字以音）此神、娶天狹霧神之女、遠津待根神生子、遠津山岬多良斯神

右件自八嶋士奴美神以下、遠津山岬帶神以前、稱十七世神

故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗、乘天之羅摩船而、內剝鵝皮剝、爲衣服、有歸來神、爾雖問其名不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇且久白言（自多下四字以音）此者久延毗古必知之、卽召久延毗古、問時、答白、此者神產巢日神之御子、少

名毗古那神（自毗下三字以音）故爾白上於神產巢日御祖命者、答告此
者實我子也、於子之中、自我手俣久岐斯子也、（自久下三字以音）故與汝
葦原色許男命、爲兄弟而、作堅其國、故自爾、大穴牟遲與少名
毗古那二柱神、相並、作堅此國、然後者、其少名毗古那神者、度
于常世國也、故顯白其少名毗古那神、所謂久延毗古者、於今
者山田之曾富騰者也、此神者、足雖不行、盡知天下之事神也、
於是大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作
此國耶、是時、有光海依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與
相作成、若不然者、國難成、爾大國主神曰、然者、治奉之狀奈何、
答言、吾者、伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神
也、故其大年神、娶神活須毗神之女伊怒比賣生子、大國御魂

神、次韓神、次曾富理神、次白日神、次聖神（五神）又娶香用比賣（此神名以音）生子、大香山戸臣神、次御年神（二柱）又娶天知迦流美豆比賣（訓天如天、亦自知下六字以音）生子、奥津日子神、次奥津比賣命、亦名大戸比賣神、此者諸人以拜竈神者也、次大山上咋神、亦名山末之大主神、此神者、坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神者也、次庭津日神、次阿須波神（此神名以音）次波比岐神（此神名以音）次香山戸臣神、次羽山戸神、次庭高津日神、次大土神、亦名土之御祖神（九神）

上件大年神之子、大國御魂神以下、大土神以前、幷十六神

羽山戸神、娶大氣都比賣（自氣下四字以音）神、生子若山咋神、次若年神、次妹若沙那賣神（自沙下三字以音）次彌豆麻岐神（自彌下四字以音）次夏高津日

神、亦名夏之賣神、次秋毗賣神、次久久年神（久久二字以音）次久久紀若室葛根神（久久紀三字以音）

上件羽山戸神之子、自若山咋神以下、若室葛根神以前、幷八神

出雲風土記（抜萃）

所以號出雲者、八束水臣津野命詔八雲立詔之、故云八雲立出雲

〔意宇郡〕

母理鄉　所造天下大神大穴持命、越八口平賜而還坐時、

來坐長江山而詔、我造坐而命國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理

屋代鄉――天乃夫比命御伴天降來社伊支等之遠祖天津日子命詔、吾靜將坐志社詔、故云社

楯縫鄉――布都怒志命之天石楯、縫直給之、故云楯縫

安來鄉――神須佐乃烏命天壁立廻坐之、爾時來坐此度而詔、吾御心者安平成詔、故云安來也

山國鄉――布都努志命之國廻坐時、來坐此處而詔、是土者不止欲見詔、故云山國也

飯梨鄉――大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給、故云飯

成一

大草鄉 —— 須佐乃乎命御子、青幡佐久佐日古命坐、故云二大草一

山代鄉 所レ造二天下一大神大穴持命御子、山代日子命坐、故云二山代一也

拜志鄉 所レ造二天下一大神命、將レ平二越八口一爲而幸時、此處樹林茂盛、爾時詔、吾御心之波夜志詔、故云レ林

宍道鄉 所レ造二天下一大神命之追給猪像、南山有レ二（一長二丈七尺高一丈周五丈七尺、一長二丈五尺高八尺周四丈一尺）追猪犬像（長一丈、高四尺周一丈九尺）其形爲レ石、无レ異二猪犬一、至レ今猶在、故云二宍道一

野城驛 —— 依二野城大神坐一、故云二野城一

出雲神戸――伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命、與五百津鉏々猶所取々而所造天下大穴持命二所大神等依奉、故云神戸
賀茂神戸――所造天下大神命之御子、阿遲須枳高日子命坐葛城賀茂社、此神之神戸、故云鴨

〔嶋根郡〕

所以號嶋根者、國引坐八束水臣津野命之詔而負給名、故云嶋根
朝酌鄉――熊野大神命詔、朝御餼勘養、夕御餼勘養、五贄緒之處定給、故云朝酌
山口鄉――須佐能烏命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口

處在詔而、故山口負給

手染鄉　所造天下大神詔、此國者丁寧所造國在詔而、故丁寧負給、而今人猶誤謂手染鄉之耳

美保鄉　所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命而令産神、御穗須々美命、是神坐矣、故云美保

方結鄉　須佐能烏命御子國忍別命詔、吾敷坐地者、國形宜者、故云方結

加賀鄉　佐太大神所坐也、御祖神魂命御子、支佐加比比賣命、闇岩屋哉詔、金弓以射時、光加加明也、故云加々　次に

加賀神崎の條下には即有窟として次の如く細書してある。

所謂佐太大神之所二產生一處也、所二產生一臨レ時、弓箭亡坐、爾時御祖神魂命之御子、枳佐加比比賣命願、吾御子麻須羅神御子坐者、所レ亡弓箭出來願坐、爾時角弓箭隨レ水流出、爾時所レ生御子詔、此者非二弓箭一詔而擲廢給、又金弓箭流出來、卽待取之坐而、闇鬱窟哉詔而射通坐、卽御祖支佐加比比賣命社坐二此處一、今人此窟邊行時必聲磅(トドロ)礚(カシ)而行、若密行者、神現而飄風起、行船者必覆也

生馬鄕——神魂命御子八尋鉾長依日子命詔、吾御子平(タヒラ)明(ケク)不(ニク)憤(マス)詔、故云二生馬一

法吉鄕——神魂命御子宇武賀比比賣命、法吉鳥化而飛度、靜二坐此處一、故云二法吉一

千酌驛——伊佐奈枳命御子、都久豆美命此處坐、然則可レ謂二都久豆美一、而今人猶千酌號耳

〔秋鹿郡〕

所下以號二秋鹿一者上、郡家正北、秋鹿日女命坐、故云二秋鹿一

惠曇郷——須佐能乎命御子磐坂日子命、國巡行坐時、至二坐此處一而詔、此處者國稚美好、有二國形如二畫鞆一哉、吾之宮者是處造事者詔、故云二惠伴一

多太郷——須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命、國巡行坐時、至二坐此處一而詔、吾御心照明正眞成、吾者此處靜將レ坐詔而靜坐、故云二多太一

大野郷——和加布都努志能命、御狩爲坐時、卽郷西山狩人

立賜而追猪犀北方山之至河内谷而、其猪之跡亡失、爾時詔、自然哉猪之跡亡失詔、故云內野、然今人猶誤大野號耳

伊農鄉——出雲郡伊農鄉坐赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后、天甕都日女命、國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜詔、故云伊努

神名火山——佐太大神社、卽在彼山下也

〔楯縫郡〕

所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮(五)之縱橫御量、千尋(二)拷繩持而百結々、八十結々下而(一)、此天御量持而(三)、所造天下大(四)神之宮造奉詔而(六)（以上旁書數字の如く置かへて讀むべきである）御子天御鳥命楯部爲而、天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯

造始給所是也、仍至今楯桙造而、奉於皇神等、故云楯縫。

佐香郷　佐香河內、百八十神等集坐、御厨立給而、令釀酒給之、即百八十日喜讌解散坐、故云佐香。

玖潭郷　所造天下大神命、天御飯田之御倉將造給並覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美。

沼田郷　宇乃治比古命以爾多水而、御乾飯爾多爾食坐詔而、爾多負給之、然則可謂爾多郷與、今人猶云努多耳。

神名樋山　嵬西有石神、高一丈、周一丈許、側有小石神百餘許、古老傳云、阿遲須枳高日子命之后天御梶日女命、來坐多久村、產給多伎都比古命、爾時教詔、汝命之御社之向位欲生、此處宜也、所謂石神者即是多伎都比古之御魂、當旱乞雨

時必令㆑零也

〔出雲郡〕

健部鄕　先所㆔以號㆓宇夜里㆒者、宇夜都弁命其山峰天降坐之、卽彼神之社至㆑今猶坐㆓此處㆒、故云㆓宇夜里㆒

漆(シツ)沼(ヌ)鄕　神魂命御子天津枳値(ヒサ)可美高日子命御名又云㆓薦枕志都沼値㆒之、此神鄕中坐、故云㆓志豆。沼㆒

杵築鄕　八束水臣津野命之國引給之後、所㆑造㆓天下㆒大神之宮將㆑奉與、諸皇神等參㆓集宮處㆒杵築、故云㆓寸付㆒

伊努鄕　國引坐意美豆努命御子、赤衾伊努意保須美比古佐倭氣命之社卽坐㆓鄕中㆒、故云㆓伊努㆒

美談鄕　所㆑造㆓天下㆒大神御子、和加布都努志命、天地初判

之後天御領田之長供奉坐之、即彼神坐二郷中一、故云二三太三一

宇賀郷　所レ造二天下一大神命誂二坐神魂命御子綾門日女命一、爾時女神不レ肯、逃隱之時、大神伺求給所是則此郷、故云二宇賀一

神名火山　曾支能夜社坐、伎比佐加美高日子命社即在二此山嶺一、故云二神名火山一

出雲御埼山　所謂所レ造二天下一大神之社坐也

〔神門郡〕

朝山郷　神魂命御子、眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所レ造二天下一大神大穴持命娶給而、毎レ朝通坐、故云二朝山一

鹽冶郷　阿遲須枳高日子命御子、鹽冶毗古能命坐之、故云二止屋一

八野鄕　須佐能袁命御子、八野若日女命坐之、爾時所レ造二天下一大神大穴持命、將二娶給一爲而令レ造レ屋給、故云二八野一

高岸鄕　所レ造二天下一大神御子、阿遲須枳高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造而坐之、卽建二高椅一而登降養奉、故云二高岸一

古志鄕　伊弉那彌命之時、以二日淵河一築二造池一之、爾時古志國人等到來而爲レ堤、卽宿居之處、故云二古志一

滑狹鄕　須佐能袁命御子、和加須世理比賣命坐之、爾時所レ造二天下一大神命娶而通坐時、彼社之前有二磐石一、其上甚滑也、卽詔、滑磐石哉詔、故云二南佐一

多伎鄕　所レ造二天下一大神之御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之、故云二多吉一

青栗山 ―― 所謂、所レ造二天下一大神宮材造山也

宇比多伎山 ―― 大神之御屋也

稻積山 ―― 大神之稻積也

陰山 ―― 大神之御陰也

稻山 ―― 大神之御稻

桙山 ―― 大神之御桙

冠山 ―― 大神之御冠

〔仁多郡〕

所以號二仁多一者、所レ造二天下一大神大穴持命詔、此國者非レ大非レ小、川上者木穗刺（サシ）加布、川下者阿志波布這度之、是者爾多志枳小國在詔、故云二爾多一

三處鄉　大穴持命詔、此地田好、故吾御地古經、故云三處

布勢鄉　大神命之宿坐處、故云布世

三津鄉　大神大穴持命御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐之辭不通、爾時祖命、御子乘船而、率巡八十嶋宇良加志給鞆、猶不止哭之、大神夢願給、告御子之哭由夢爾願坐、則夜夢見坐之御子之辭通、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、卽御祖前立去於坐而、石川度、坂下至留、申是處也、爾時其津水沼於出而、御身沐浴坐、故國造神吉事奏參向朝廷時、其水沼出而用初也、依此今產婦彼村稻不食、若有食者、所生子已云也、故云三津

戀山　古老傳云、和爾戀阿伊村坐神玉日女命而上到、爾

時玉日女命以レ石塞レ川、不三得レ會二所レ戀、故云二戀山一

〔飯石郡〕

所三以號二飯石一者、飯石郷中伊毘志都幣命坐、故云二飯石一

熊谷郷　古老傳云、久志伊奈太美等與（アタハス）麻奴良比賣命任身及二將レ產時一、求レ處レ生之、爾時到二來此處一、詔二甚久々麻々志枳谷在一、故云二熊谷一也

三屋郷　所レ造二天下一大神之御門卽在二此處一、故云二三刀矢一

多禰郷　所レ造二天下一大神大穴持命、與二須久奈比古命一巡二行天下一時、稻種墮二此處一、故云レ種

須佐郷——神須佐能袁命詔、此國者雖二小國一國處在、故我御名者非レ著二木石一詔而、卽己命之御魂鎭置給之處、然卽大須佐

田、小須佐田定給、故云二須佐一

波多郷――波多都美命天降坐家在、故云二波多一

來嶋郷――伎自麻都美命坐、故云二支自眞一

琴引山――古老傳曰、此山峰有レ窟、裏所レ造二天下一大神之御琴、長七尺、廣三尺、厚一尺五寸、又有二石神一、高二丈、周四尺一、故云二琴引山一

〔大原郡〕

神原郷――古老傳云、所レ造二天下一大神之御財。積置給處、則可レ謂二神財郷一、而今人猶誤云二神原郷一耳

屋代郷――所レ造二天下一大神之桀立射處、故云二矢代一

屋裏郷――古老傳云、所レ造二天下一大神令レ殖レ笑給處、故云二矢内一

佐世郷——古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉頭刺而踊躍

爲時、所刺木葉墮地、故云佐世

阿用郷——古老傳云、昔或人此處山田佃而守之、爾時目一

鬼來而食佃人之男、爾時男之父母竹原中隱而居之、時竹葉

動之、爾時所食男云動々、故云阿欲

海潮郷——古老傳云、宇能治比古命恨御祖須義禰命而、北

方出雲海潮押上、漂御祖之神此海潮至、故云得鹽、即東北須

我小川之湯淵村川中溫泉、同川上毛間村川中溫泉出

來次郷——所造天下大神命詔、八十神者不置青垣山裏詔

而追廢時、此處追次坐、故云來次

斐伊郷——樋速日子命坐此處、故云樋

城名樋山――所レ造二天下一大神大穴持命爲レ伐二八十神一造レ城、故云二城名樋山一

船岡山――阿波枳閉委奈佐比古命、曳來居船則化レ山是也、故云二船岡一

御室山――神須佐乃乎命、御室令レ造給所レ宿、故云二御室一

索引

あ 行

か　行

さ行

た行

な行

は行

ま　行

紀記論究神代篇第五巻

「國譲」の内容

大國主の國譲が全然作り話であるといふ著者の新説は恐らくは世間に大センセーションを起すであらう。確信を以て之を史實と斷定することに躊躇する人達でも、まさか架空談であらうとは思ひつかなかつたので、多くの矛盾抵觸を取繕ふことに苦心して居たのであるから、其が稗史であり、小説であるとした著者の斷案に對しては、反對の叫びをあげるものも少くはあるまいが、動かすべからざる證跡と、嚴正なる學術的批判とは、著者をして敢然宣告を下さしめたのである。此判決が正當であるとすれば、今日まで之を史實として取扱うて來た小中學校の教科書は、國民に虚妄を教へることになるのであるから、今後當局及編纂者が如何なる態度をとるかは興味のある問題で、さすがに耳を掩うて鈴を偸むやうな陋劣を敢てせず、盛なる論戰が展開せられることゝ思ふ。

過去千數百年の間之が戯曲であることが看破せられなかつたのは、其舞臺面が實在地で、登場人物の大部分が實在者であつたからで、幕末維新當時の材料を取扱うた講談小説が、若し講談小説であると斷はらなかつたならば、僅々六七十年を距てた現代人に、眞僞の見わけがつかぬのと同一の理である。其だけに全體の潤色は

小說であつても、部分的には事實の斷片が含まれて居るので、之を分析して仔細に論究したのが本卷の內容である。ことに國讓の序幕及餘興として敍述せられた天稚彥傳說と、周流削平の一條には重要なる民間傳承が含まれて居るのである。

著者は國讓を作り話なりとすると同時に、從來世人から看過せられた重大なる史實を闡明した。其は日向襲之高千峯に來着せられた天孫の一行の外に、ほゞ時を同うして高天原から二班の遠征隊が東京灣と大阪灣とに到來したといふことである。此は古典に明記せられ、少くとも日本紀には肯定せられて居るのであるが、國讓傳說を過信するの餘り、世人から閑却せられて居たのである。黑潮の流に洗はれる南面の三大海灣――鹿兒島灣、大阪灣、東京灣――に高天原系の移住者が來着したといふことは、吾人に大なる暗示を與へるものではあるまいか。

右の外卷中到所に著者獨特の觀察と創見とが充滿して居ることは左記目次を通して首肯かれるであらう。

目次拔萃

（了）

第一卷「創世記」目次

第二卷「諾册二尊」目次

第三卷「高天原」目次

昭和六年六月一日印刷
昭和六年六月五日發行

紀記論究 神代篇 出雲傳説 「定價金二圓」



著作者　松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社同文館

發行者　森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷者　中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷所　株式會社開明堂支店

發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座東京一二三五

株式會社　同文館



